

日本における性的搾取を目的とした人身取引

“Human Trafficking for Sexual Exploitation in Japan”



I L O 駐日事務所

本報告書は、2004年12月に発表された英語版報告書を翻訳したものであるので、最新の進展を反映していない。英語版報告書発表後の1年間の動向を概略する補章を加えたことと、日本語翻訳については、日本の読者を意識して編集していることを付記する。

原報告書は、下記の題名である。

“Human Trafficking for Sexual Exploitation in Japan”

日本語版報告書発行

2005年12月

I L O 駐日事務所

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-53-70 UNハウス 8階

TEL:03-5467-2701 FAX:03-5467-2700

Website: <http://www.ilo.org>

International Labour Office

4, route des Morillons

CH-1211 Geneva 22

Switzerland

はじめに

今日、世界中で人身取引の問題がますます注目されてきています。実際に、人身取引と結びついた、新しい、受け入れることができない形態の強制労働や性的搾取と無縁の国はほとんどありません。3年前の2001年、ILO事務局長は自らの報告書「グローバル・レポート：強制労働を止める」の中で、新たに成長している人身取引の現象は真に世界全体の問題であり、世界のほとんどの国が送出国、経由国、受入国のいずれかであるか、そのすべての性質を合わせ持つ国であると言及しています。また、同レポートは、人身取引というような乱用の機会を生み出す労働市場の状況と、そうした濫用を撤廃する方法へのさらなる研究を呼びかけています。

2001年11月、ILO理事会は、「1998年の仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」を推進する活動の一環として、「強制労働廃止特別行動計画(SAP-FL)」を設置しました。その宣言は、すべてのILO加盟国は、あらゆる形態の強制労働の撤廃に関する二つの条約を含む中核的労働条約で扱われている基本的な権利に関する原則を尊重、推進、実現する義務を負っていることを再声明しました。この宣言とSAP-FLのプログラムは、研究、技術援助、ILO加盟国と構成員への助言サービスを組み合わせた、中核的労働基準の実現するためにポジティブでかつ奨励的なアプローチを考慮に入れています。

SAP-FLはここ数年の研究で、目的地国における人身取引と不正規移住から生じている強制労働に、特別の注意を払っています。人身取引の被害者の「出身」国、あるいは「送出」国と呼ばれる国で研究が開始されており、人身取引の原因、主要な出身地域、犠牲者獲得のメカニズム、そして人身取引の経路などが調査されています。一方、主要目的地国の一部における需要要因の分析も同様に興味を持っています。人々の獲得や雇用における強制的な状況はどのような経済部門に多く見られるのか。強制労働の主な形態とはどのようなものなのか。労働搾取または性的搾取を目的とした人身取引の被害者となりやすいのは主にどのような人々なのか。法律面または実践面でこれについてどのような対応がなされているのか。各国の状況からはどのような好事例の教訓が学ばれるのか。また、現代の強制労働と人身取引の災いを根絶するために、ILOの主たるパートナーである使用者団体、労働者団体を含む労働関係当局・機関ができることは何なのか。

フランス、ドイツ、ハンガリー、日本、トルコ、イギリス、そしてロシア連邦を含む多くの先進国及び移行経済諸国において、これらの研究は実施されたり、実施中です。本調査研究は、人身取引や移住の結果として生じている強制労働についての知識や関心を高めることにより、人身取引のサイクル全ての局面に取り組む活動を促進する、出身国と目的地国における人身取引に対する統合されたプログラムの土台を作ることを目的としています。統合した人身取引対策プログラムは、人身取引業者への効果的な行動及び犠牲者の保護の改善のために、予防、被害者の発見、意識向上、法執行の方策に労働関係の諸機関(労働省、労働監督サービス、雇用・職業紹介所など)の関与を求めています。

同時に、人身取引対策に関する法律を制定し、かつ法の施行を強化するために日本政府が推進している重要な施策を可能な限り支援することを目指すILO駐日事務所は、目的地国である日本において人身取引についての意識向上のため、重要な幾つかのステップを取りました。近年、日本政府の人身取引に対するコミットメントが強まってきていることを示す幾つものサインがあります。法務大臣が、人身取引に関する新たな刑罰を定めるための刑法改正について諮問機関である法制審議会の見解を求めたのがその一例と言えるでしょう。また、2004年4月には、内閣官房に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置されました。新設の関係省庁連絡会議は、人身取引の訴追や予防、また被害者の保護と社会復帰に重要な役割を担う諸機関の調整を行うために設けられました。これらの機関には、警察庁のみならず、厚生労働省、外務省、法務省が含まれます。更に、人身取引対策行動計画は、人身取引された被害者を保護すると同時に、人身取引を予防し、根絶するために2004年12月14日に策定されました。

ILOは、規範的業務、意識向上プログラム、データ収集や研究を通じて、こうした取組に貢献してきました。数多くの公開フォーラムを日本で開催し、ここ数年の間に、日本語版の出版物や情報資料を作成してきました。例えば、アジア財団との共催で開催された2003年1月の「トラフィッキング国際シンポジウム」に続き、2003年9月には、特にヨーロッパの経験から学ぶことができる教訓に焦点が当てられた「ILO人身売買シンポジウム」が東京で開催されました。それ以降も意識向上を図るイベントが開催され、人身取引の労働的側面に焦点を当てたセミナーも2004年10月に行いました。同年6月には、駐日米国大使館、ヴァイタル・ヴォイス及びILO駐日事務所の共催で、「アジアにおける人身売買と闘う戦略」に関する会議が開催されました。この会議は大々的に報じられ、多くの参加者が集まりました。

この出版物では、今日日本において主たる関心事項である性的搾取に焦点を当てています。他の目的地国として位置づけられる先進国で見られるように、目的地国としての日本と、送り出し国であるアジア諸国との間でも労働搾取を目的とした人身取引があるかもしれません。このような点について将来考察することも重要でしょう。

ILOはこの問題に関して、政府機関、使用者及び労働者団体、そして人身取引に関する研究や活動に従事している市民社会団体に今後も一層の支援を提供したいと考えています。この報告書を通じて、日本における人身問題に関する知識ベースの向上に貢献することを期待すると同時に、この場をお借りし、本調査研究に協力して下さった方々に感謝の意を表したいと思います。

ジェンダー特別アドバイザー(地域担当)
ILO駐日代表
堀内光子

ILO強制労働特別行動プログラム統括責任者
宣言推進国際重点計画・国際労働事務局(ジュネーブ)
ロジャー・プラント

日本語版の発行にあたってご挨拶

人身取引の問題を真近の深刻な問題として認識したのは、1996年ILO事務局長補としてアジア・太平洋担当となり、バンコクに着任してからでした。同年にスウェーデンで最初の「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催され、人身取引がクローズアップされたことも世界に大きな影響を与えたと思います。人身取引は、古くからある問題ですが、国際社会が人身取引を深刻なグローバル課題として認識し始めたのは、1990年代後半です。アジア地域担当のIPECC(児童労働撤廃国際計画)チーム(在バンコク)も、1997年には関係各国の研究者にお願いして、極めて短期間で、メコン河流域各国の人身取引被害者数の推計とその実態についての調査・研究を行い、この結果を基に人身取引予防のためのプロジェクトを開始しました。プロジェクトに協力した、人身取引をなくすために活動していた人々との幾つもの印象的な出会いがありました。例えばメーサイというミャンマーとの国境のタイの町で10代半ばくらいから人身取引の犠牲者になりやすい少女のために職業訓練を始めた、お会いした時は既に30代になっていましたが、女性から話を直接聞いたことがあります。小学生の時に自分の周りの友だちが人身取引されるのは、ごく当たり前の風景で、不思議とも、変とも思わなかった、だからまかり間違えば自分もそうであったかもしれないので、この活動を始めたとのことでした。まだ10代の半ばに、そうした活動を始めた彼女の実行力に感動しました。もう1人挙げると、チェンマイの社会学の大学教授です。「明日の女性」というプロジェクトを立ち上げた方です。少し前の話なので記憶が薄れてきていますが、確か資金のない家庭の少女に高校進学奨学金を出したり、少女達の相談に応じたりする活動を行っていたはずで、大学の先生が現場のプロジェクトを行うことに、新鮮な感じを覚えました。動機は自分の娘の故郷(すなわち自分の故郷です)のイメージにつきまとう「売春」を無くしたいという想いでした。この方々以外にも、既にたくさんの方が、特に人身取引の予防と被害者の保護・社会復帰のために献身的な努力をされておりました。

その頃すでに日本はアジアでの人身取引の主要目的地と目されていましたが、日本国内でのこの認識は極めて低かったと思います。既に1907年に、刑法にいわゆる“からゆき”さんに対応しての日本人の国外への人身売買について刑罰規定を設けているのに、今当時の日本と同じ状況の開発途上国からの女性の人身取引について、なぜ犯罪にできないのか、なぜそうした人々の心の痛みを共有できないのか、理解に苦しみました。そのため、5年前日本に戻りました時に、「人身取引」は是非とも取り組みたい課題でした。日本での活動は、ロジャー・プラントとの「はじめに」で短く触れておりますので、繰り返しません。ILOに勤務を始めて最初に関わった仕事の一つである人身取引で、私のILOの仕事締め括ることができ、感慨深いものがあります。日本国内での意識も向上し、また対策も急速に進んだことも、もちろん課題はまだありますが、勇気付けられることです。

時間、人、資金など様々な制約の中でまず第一歩と思って始めた調査研究ですが、日本の人身取引の実態の一部をお示しすることができたのではないかと思います。調査研究の目的は、あくまでも実態の解明に一石を投ずるということでしたので、アドボカシーや政策対応の部分については、あまり重点を置いて調査研究していなかったことをお断りしたいと思います。

この調査研究がまとまったことにお礼を申し上げます方がたくさんいます。まず調査に協力して下さったコロンビア、フィリピン、タイの各大使館、女性の家サーラーや、女性の家HELPの皆様、そして堂本千葉県知事及び千葉県庁の皆様、警察庁、兵庫県警に厚くお礼を申し上げたいと思います。こうした方々の調査のご協力を頂けなければ、この報告書が出来上がることはありませんでした。このほかにも法務省入国管理局や厚生労働省、外務省、東京都女性相談センター（婦人相談所）など、多くの行政機関の方々にも情報収集でお世話になりました。ここでご協力して頂いた全ての方々のお名前を記していない失礼をお詫びさせていただきます。

ILOでは、ロジャー・プラントにまずお礼を申し上げたいと思います。ロジャーの激励と的確な技術的助言がなければ、こうした形でまとめることは難しかったと思います。彼のチームの皆さんにもお礼を申し上げたいと思います。この調査研究の最初の段階で関わり、報告書の草稿を作ったサリー・キャメロンさん (Sally Cameron、当時ILOコンサルタント)、関根由紀さん(神戸大学大学院法学研究科助教授、当時ILO職員)そして、第2章補遺を作成したハートウィツヒ・ハンサーさん(Hartwig Handsur、当時ILOインターン)に加えて、全体を統括し、地方での取組の追加や極めて厳しい技術的チェックを行ってくれた茶谷和俊さん(民間企業マネージャー、当時ILOコンサルタント)に特にお礼を申し上げたいと思います。最後ですが日本語版ができたのは、駐日事務所向向中の11月から12月にかけてこの仕事に専念し、日本語訳ばかりでなく、英文報告書発表後の1年間の補章を作成した荒井由希子さん(ILO職員)のおかげであることを特に記したいと思います。そしていつもながら私の下手な字を読んでタイプし、詳細な資料のチェックをしてくれた柴富慶子さん(ILO職員)にもお礼を申し上げたいと思います。日本語版が、日本の人身取引をなくす努力に少しでも貢献できれば幸いです。最後に、本日本語版は2004年12月に発表された英語版の翻訳ですので、最新の進展を反映していないことにご留意頂きたいことと、本日本語版は原本の忠実な翻訳ではなく、日本の読者を意識して編集されたものであることを付け加えておきたいと思います。

2005年12月26日

ジェンダー特別アドバイザー(地域担当)

ILO駐日代表

堀内光子

目次

はじめに	1
日本語版の発行にあたってご挨拶	3
第1章 はじめに	10
目的地国としての日本	11
調査研究の目的	11
調査研究手法	12
人身取引の定義	13
第2章 人身取引の実際のケース	15
1. コロンビア	15
日本へ人身取引されるコロンビア人	15
人の獲得・だまし	17
だましのタイプ	18
仕事のタイプ	19
負債	19
移送	20
強制と支配	21
被害者への影響	22
コロンビア大使館の活動	23
日本政府との関係	23
2. タイ	24
タイの政策指針	24
日本に人身取引されるタイ人	24
人の獲得・だまし	27
だましのタイプ	27
仕事のタイプ	27
負債	28
移送と渡航文書	28
強制と支配	29
被害者への影響	30
タイ大使館の対応	30
日本政府との関係	31
3. フィリピン	31

日本に人身取引されるフィリピン人	32
人の獲得・だまし	33
だましの種類	35
仕事のタイプ	35
負債	36
移送	36
強制と支配	37
被害者への影響	38
フィリピン大使館の対応	39
日本政府との関係	39
結論	40
4．補遺：脱出後の状況	41
脱出後、人身取引被害者はどうなるのか？	41
人身取引被害者は、如何にして駆け込み先を見つけるのか？	41
日本政府当局とのコンタクト	42
シェルターでの生活	42
帰国前の手続き	44
出身国への帰国	44
第3章 人身取引に関する統計資料	46
統計情報	46
警察庁の統計	46
人身取引の統計データ	47
犯罪組織グループに関する統計	48
娯楽産業	49
入国管理局統計	50
出入国管理統計	50
興行ビザ（フィリピン人「エンターテイナー」）	54
第4章 政府政策・法的対応（国内レベル）	56
1．適用される法規	56
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	56
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	57
売春防止法	57
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」）	58
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	58
労働法	58

出入国管理及び難民認定法（「入管法」）	59
刑法	59
男女共同参画社会基本法	60
2．反人身取引法	60
国際法	60
人身取引に関する法の制定	60
出入国管理及び難民認定法の改正	61
3．省庁間の調整	62
関係省庁連絡会議	62
人身取引政府協議調査団の派遣	62
4．組織面および行政措置における最近の動き	62
組織面	62
行政措置	62
在留特別許可の弾力的運用	63
警察庁通達	64
警察捜査官による事情聴取	64
保護とシェルターの提供	64
厚生労働省通達	65
婦人相談所に対する通達	65
婦人相談所の活動	66
民間の一時保護施設との協力	67
5．国民の意識向上	67
6．国際協力	67
7．人身取引対策行動計画	68
第5章 地域レベルでの活動	72
1．兵庫県	72
日本の警察組織	72
人身取引について児童買春・児童ポルノ法に基づく初の犯罪立件・捜査事例	72
兵庫県警察の取組	74
2．千葉県	75
人身取引の取締り	76
千葉県における人身取引事犯の状況	76
人身取引被害者の保護とケア	76
千葉県女性サポートセンター	78
地域に根ざした広範なネットワーク	79
協調的取組の重要性	79

第6章	NGOによる対応	80
	女性の家HELP	80
	女性の家サーラー(SAALAA)	82
	JNATIP(人身売買禁止ネットワーク)	84
第7章	結び	86
1.	最近の動向と今後の課題	86
	政府職員に対する教育と社会への啓発	86
2.	市民社会からの声	87
	社会全般における意識向上活動、特に男性に向けて	87
	被害者支援の資金調達	87
	被害者の権利	87
	精神的ケアの提供	88
	中長期的保護施設	88
	国境を越える広範かつ緊密な協調	88
別添	人身取引についての警察庁通達	94
別添	人身取引事案報告票	98
別添	人身取引に関する法	100
別添	人身取引に対処する国際法規(概略)	100
別添	各国における人身取引被害者の一時的保護に係る地位(概略)	100
別添	コロンビアの関係法令(略)	100
別添	タイの関係法令(略)	100
別添	フィリピンの関係法令(略)	100
	参考資料(References and Literature)	101
補章	「人身取引対策行動計画」発表からの一年を振り返る	
1.	人身取引議定書の締結	107
2.	人身取引を防止するための対策	107
	「興行」資格の審査・ビザ発給基準の厳格化	107
	改正風営法の成立	108
	興行基準省令の改正：受入れ側に対する審査基準の厳格化	108
	旅券法の改正	109
	偽装結婚対策	109
	人身取引に関する情報の収集・管理	110
	出入国審査の厳格化	110
	旅行業界との連携	110

3 . 人身取引を撲滅するための対策	112
刑法・入管法等の改正	112
人身取引事犯の取締り・訴追状況	113
入国管理局統計	114
国籍（出身国）別不法残留者数	114
4 . 人身取引被害者の保護	118
保護に関する統計	118
5 . 広報	120
6 . 国際協力	120
7 . 日本労働組合総連合会(連合)による取組	121
8 . NGOの声	121
9 . ILOの取組	122

第1章 はじめに

人身取引は現代に蘇った奴隷制度であり、世界のほぼ全地域がその影響を受けている。この問題は1980年代から徐々に拡大し、人身取引は国際的犯罪組織にとり最も利益のあがるビジネスと化した¹。毎年世界中で100万から200万人もの人々が人身取引され²、その多くは女性や子どもであると報告されている。

ILOは人身取引を強制労働の一形態とみなし、長年に渡り人身取引に取り組んできた。1919年のILO憲章及び強制労働に関連する条約(1930年の第29号条約及び1957年の105号条約)には、強制労働に反対する原則が明示されている。ILOのアプローチは、人身取引が仕事における基本的人権の侵害であると同時に、移民労働者の問題であり、ジェンダーの問題であり、かつ最悪の形態の児童労働の1つであるという基本理念に基づいている。ILOの人身取引に対する取組には、規範設定・推進及び実施活動の二面がある。1996年の第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議の後、1997年にIPEC(児童労働撤廃国際計画/International Programme on the Elimination of Child Labour)はメコン河流域における人身取引防止のためのプロジェクトを開始した。IPECはアフリカ、南米を含む多くの地域で、子どもの人身取引防止プロジェクトを展開している。また、2001年11月にはILOは人身取引防止のための活動を調整する特別部内組織、SAP-FL(強制労働廃止特別行動計画/Special Action Programme to Combat Forced Labour)を設置した。送出国での人身取引予防と被害者保護のプログラムを続ける一方で、SAP-FLは人身取引の需要側に重点を移し、人身取引の「プル要因」を生み出す労働市場の問題点を明らかにするために、多くの目的地国で予備的調査に着手した³。この他にもSAP-FLは、調査研究や意識向上、技術協力、政府及び労使・研究者・市民社会団体組織・その他機関との連携を通じて人身取引の防止に取り組んでいる⁴。

1990年代後半より各国政府は人身取引の問題に懸念を強め、減少させるための行動を強化した⁵。「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」が採択され、2000年12月にパレルモで加盟国に署名が開かれた⁶。このことは、人身取引という課題が国際的協力と国内法制定というレベルまで高まっていることに加え、公的な国際的関心を生み出すほど重大なものになったことを示している。この議定書は法執行のための文書であると同時に、人身取引をある程度人権問題としても考慮している⁷。同議定書の前文は、次のように述べている。「人(特に女性及び児童)の取引を防止し及びこれと戦うための効果的な行動が、そのような取引を防止し、そのような取引を行う者を処罰し及びそのような取引の被害者を保護するための措置(そのような被害者の国際的に認められた人権を保護することによるものを含む。)を含む包括的か

つ国際的な取組を被害者が所在していた国、通過する国及び目的地である国において必要とする」。

目的地国としての日本

日本は、主に東南アジア、南米、そして東欧からの女性の人身取引目的地国として認識されている⁸。日本に人身取引される女性の大部分は成人女性であると見られる。しかし、偽造パスポートを使用したのであろうが、18歳未満の未成年者もいるとの証拠もある。

移民政策に関して慎重な国として知られる日本は、ごく最近まで人身取引を防止する戦略において慎重なアプローチをとっており、それが非難を高める結果となっている。人身取引、密入国、そして不法移民は、いずれも密かに行われる活動であるために、実際のケースではこれらを明確に区別するのは難しい。また、人身取引被害者が自発的な不法移民だとみられ、保護を受ける権利を奪われているのかもしれない。人身取引された人は被害者として扱われ、適切な保護とリハビリがなされるべきだとの国際的合意がある一方で、現実には多くの被害者は逮捕されたり、拘留されたり、不法移民として退去強制⁹させられている。被害者はしばしば騙されて負うはめになった費用の全てを弁済している一方で、人身取引業者は利益を確保し、訴追されることはまずない。仮に訴追されたとしても、必ずしも犯した罪に見合ったものとはならない。しかし第4章に記されるように、日本政府は最近反人身取引への取組に着手した。

調査研究の目的

外国人女性の日本への人身取引についての研究は比較的少ない。利用可能な情報は人身取引の実態の断片的な姿を示すに過ぎない。また、入手可能な報告は、しばしば大手マスコミや関心のあるグループにより出され、一般的なコメントが目立つ。また情報源の明記がなされず、さらに統計の詳細もない。

本調査研究は、一般化を避けつつ、可能な限り情報源を明記し、外国人女性の日本への人身取引についての理解の促進に役立つことを目的としている。また、人身取引の明確な特徴(被害者、虐待、人身取引業者によるだまし)を示すことにより、日本での調査に厚みを増すことを意図している。この調査研究は人身取引の「プル要因」と「プッシュ要因」をより深く理解するため、主として被害者の経験に焦点を当てている。その一環として、主たる送出国であるコロンビア、フィリピン、タイの状況と、特に組織犯罪集団にとり日本が利益の上がる国となっている社会的・法的要因について詳細な情報を提供している。

本調査研究の主旨は、女性の性的搾取を目的とした日本への人身取引の包括的な分析ではない。コロンビア・フィリピン・タイは主要国ではあるものの、数多くの人身取引された女性の多数ある出身国の3か国に過ぎない。数多くの東南・東アジア、ラテンアメリカ及び東欧諸国より、多くの女性が人身取引されていると推測されている。これら3か国は、大使館の協力が得られたこと、これらの国々の出身の被害者がメディアでもよく取り上げられていること、等の理由から選ばれた。また、これら3か国の比較を通じて、各地域の状況や日本における各国女性たちの状況の相違も明らかにする。更に、3か国政府の対応も取り上げる。

本調査研究は性的搾取の問題に限定されているが、これは人身取引の一構成要素に過ぎないことに留意が必要である。犯罪ネットワークは、農業、製造業、建設業での労働などありとあらゆる理由から人を取引する。人身取引の被害者は男性かも知れないし、女性や子どもかもしれない。しかしながら、日本は女性の商業的性的搾取を目的とした人身取引の主要目的地国と一般的に理解されている。

調査研究手法

本調査研究は2003年後半から2004年3月にかけて計画・実施された。調査研究は当初2004年3月に完結したが、その後の政府やNGOの取組を含めるために記述が追加された。本調査研究は、最近発行された文献や政府の関連文書、政府及び警察を含めた地方自治体、コロンビア・フィリピン・タイ大使館員とのインタビュー、そして女性の家HEL P、女性の家サーラー、人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)といった市民社会諸団体の代表らとのインタビューに基づいている。

各国の情報は、近年発行された文献に依っているが、大部分は大使館員とのインタビューの際に収集されたものである。そうした情報は、あくまでもILOがインタビューを要約したり、解釈したものであり、大使館の公式な声明や公式な立場を示すものではないことをお断りしておく。

人身取引の事例は、ILO駐日事務所の専門家とプロジェクトスタッフが行った、国連大学、各大使館、女性の家サーラーと女性の家HEL Pのインタビューに基づくものである。全事例において被害者の名前は、本名でなく仮名である。可能な限り信頼できる情報に依拠するよう努力した。

本報告書は、最近の日本政府による反人身取引施策や被害者にシェルターとケアを提供するなどの実際的措置の改善も記している。日本政府は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約とその議定書(パレルモ議定書)を一刻も早く批准し、「現代の奴隷制度」に対処できるように法制度の改善を急務としている。メディアの注目の高まりに加え、最近の国際連合

および米国国務省の活動がこうした日本政府の取組に影響を与えたことに留意すべきである。原則として、本報告書は2004年10月までの情報である。

人身取引の定義

最近出版された文献の多くには「人身取引(trafficking)」と「密入出国(smuggling)」の区別がなされている。本調査研究では、パレルモ議定書において使われた以下の定義を使用する¹⁰。

(a) 「人身取引」とは、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。

(b) (a)に規定する手段が用いられた場合には、人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。

(c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。

(d) 「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。¹¹

この定義は、人身取引された成人と児童の違いに関連して重要であるが、しかし、強制力や欺もう(だまし)の使用が人身取引被害者の密入出国及び移住への同意を無効にすることを明確にしているために、「人身取引」と「密入国」の区別に関連して特に重要である。密入国(密入国に関する被害者の同意を含む)として始まったように見える過程も、後に労働搾取を目的として強制力や暴力が用いられた場合は、人身取引の初期過程となりうる。これは人身取引に同情的な解釈だと映るかもしれない。しかし、実際には、「インフォームド・コンセント(詳細な情報を得た上での同意)」についての現存の法基準について述べているに過ぎない。換言すれば、インフォームド・コンセントとは、論理的には全ての情報を得た上で同意する・しないを自由に決定することが可能な場合にのみできることである¹²。

「典型的な」人身取引の被害者という人はいない。被害者本人による決断が人身取引被害者と化すことに繋がりうるという見方は、メディアや政府にとって魅力的ではないようだ。結果として、「全く落ち度のない被害者」のみが人身取引被害者として扱われることとなり、

他の人身取引被害者は「犯罪者」として扱われる。このような区別は、世界規模の人身取引ネットワークの活動を助長する多様な要因を認めないため、有益ではない。

人身取引は、「被害者の母国、通過地点、最終目的地国にまたがる一連の出来事であり、単独の行為ではない」¹³ため、人身取引の複雑な過程を解きほぐして分析することは容易でない。人身取引のケースでは、取引される過程で起きる出来事は別々の区別されたものだが、全て関連している。国際的には、移住の説明は目新しいものではない。しかし、人身取引ネットワークは、人の募集・獲得から移送、強制労働までの全過程をコントロールするため、移住とは異なるものである。加えて、個人の移住が強制労働に繋がり、かつ人身取引ネットワークがその労働から利益を得ることを意図して人の募集・獲得を行うので、人身取引は移住とは異なる。

つまり、人身取引に関して論ずる際には、労働搾取の問題を強調する必要があるのである。これは、労働過程をコントロールする者に主たる責任を正面から担わせ、被害者(又は、間違いなく被害者ではないと思われる者)の行為は考慮すべき事柄の 1 つに過ぎないと念押しする際に役立つ。

第2章 人身取引の実際のケース

本章では日本における人身取引の現状を、多くの被害者の出身国であるコロンビア、タイ及びフィリピン大使館の館員を対象とした聞き取り調査に基づき明らかにする。人身取引は被害者の獲得、輸送、虚偽の勧誘、強制と支配、身体的暴力、搾取を伴う複雑なプロセスであるため、本章では各段階について別途検証を行う。また、各国の事例を通じて、人身取引業者の手口と日本に連れて来られた被害者の運命を明らかにする。3か国の大使館は人身取引に対処すべく、被害者となった自国民の保護及び支援に可能な限りの取組を行っている。本章ではこのような大使館の対応も取り扱う。

1. コロンビア

コロンビア法務省が行った調査では、コロンビアは国際的人身取引ネットワークのラテンアメリカ地域における活動の中心と位置付けられている¹⁴。ジョンズ・ホプキンス大学の推計では、年間3万5千人ものコロンビア人女性が人身取引の対象となっており、その数は着実に増えている¹⁵。また、在京コロンビア大使館によれば、経済情勢の悪化、内戦、その他社会問題等一連の要因が、女性たちを結果的に人身取引されてしまうような選択肢に「追い込む」のだという。

日本へ人身取引されるコロンビア人¹⁶

コロンビア大使館が人身取引問題を認識し始めたのは、1997年に設置した社会支援担当官にパスポートの紛失・盗難事件にあった女性からの報告や支援を求める問合せが出始めたことによる。人身取引ホットライン開設後は、女性からの問い合わせや、被害者の友人や親戚から事件通報が寄せられた。

1997年以来、大使館は多くの人身取引事件を取り扱っており、延べ133人の被害者が証言を行い、うち84人が署名入りの陳述書を提出することに同意した。内訳は以下の通りである。

コロンビア大使館が受領した宣誓供陳述書数

年	数
1997/98	3
1999	7
2000	16
2001	27
2002	16
2003	10
2004 (2月13日まで)	5
合計	84

警察庁報告によると、コロンビア人女性の人身取引事犯数は、以下の通りである。

コロンビア人女性の人身取引事犯検挙件数

年	数
1999	4
2000	1
2001	3
2002	6
2003	43
合計	57

出所：警察庁

女性の家HEL Pもコロンビア人女性への支援を行っているが、その状況は下表の通りである。

女性の家HEL Pにより支援されたコロンビア女性人身取引被害者数

年	数
2000	9
2001	17
2002	7
2003	1
2004年1~9月	0
合計	34

大使館員によると、実際の数を知ることが不可能としながらも、過去6年間に日本へ人身取引されたコロンビア人女性の数は増えており、非公式な推計では、その数は年間2,000人から3,000人にも上るとされる。

法務省入国管理局によれば、2003年には3,331人(うち女性1,653人)のコロンビア人が入国しており、一方、入国を拒否されたコロンビア人は、2001年に437人、2002年には362人、2003年は274人と報告されている¹⁷。しかしながら、合法的渡航者と第三国の偽造パスポートを用いて入国する人身取引被害者を区別することが困難なため、これらの数字から人身取引された女性の数を推計するのは困難である。人身取引されるコロンビア人女性の多くは、コロンビアから日本まで直行便で到着せず、第三国を経由する。その上、フライトごとに別予約されているため、出身国を特定することは容易ではない。

人の獲得・だまし

人身取引業者による人の獲得法は、過去7年間変化しつつある。1997年当時は、クラブ関係者やヤクザがコロンビアに出向いて女性の募集・獲得に直接関与し、ブローカーは存在しなかった。しかし今日では、日本国内に在留する元人身取引被害者であるコロンビア人自身がしばしばブローカーとなり、友人や親戚のネットワークを利用して女性を獲得しているケースが多い。つまり、女性はたいていの場合、家族、友人、知人の紹介でリクルートされており、被害者の募集・獲得をコントロールしている立場にあるのは、日本にいる元人身取引被害者や密入国したコロンビア人女性なのである。

これは、「ヤクザは、日本に在留するコロンビア人からコロンビアへ渡航することなしにコロンビア人女性を絶えず獲得することができるようになった」とする、通称「モリナ報告」と呼ばれる研究により裏付けられている。同報告は、ヤクザが手を結んだコロンビアの組織が「女性の募集や逃亡者とその家族への報復」を担うようになった、とも述べている。¹⁸

コロンビア人のマネージャーはヤクザと直接関係している。例えば、ヤクザは定期的にマネージャーから手数料を徴収し、マネージャーは女性の稼ぎが余り良くないと判断した場合、女性をヤクザに転売することもある。この場合、女性の債務返済は振り出しに戻ってしまう。

カルメンのケース

カルメンが「日本のコンピューターの店で働かないか」と友人から勧誘されたのは20歳の時だった。日本に拠点を置くコロンビア人のブローカーは、パスポート取得費用として彼女に37ドルを送金した。彼女は2000年秋にコロンビアの首都ボゴタを飛び立ち、アルバ、アムステルダム経由で大阪に到着した。彼女は空港でコロンビア人仲介人と彼女の「夫」である日本人と会った。空港でその夫は、カルメンには航空券代として300万円の借金があると告げた。しかし、彼女は、借金の返済は給与からできるので問題ないだろうと伝えられた。

カルメンはそのブローカーと彼女の夫とホテルに宿泊し、翌日車で東京へ向かった。東京到着後、その仲介人はカルメンの仕事を見つけるために電話を掛け始めた。カルメンは自分の仕事は既に手はずが整っていると信じていたので驚いた。彼女が「何が起きているのか」を尋ねると、そのブローカーは、彼女のために最良の仕事を探していること、そして警察が厳しいので注意を払う必要があるのだと言った。ブローカーは、彼女の夫は有力者であるので、心配無用だとカルメンに言った。(「夫」はヤクザの一員だった。)

次の日、ブローカーはカルメンを錦糸町のとある場所へ連れて行き、車を降り、他の女性がしていることを真似るように言った。彼女は何が起きているのか全く理解できなかった。ブローカーは彼女をそこに残し、カルメンは泣き始めた。別のコロンビア人女性が彼女に近づいた。カルメンはその女性に、「売春婦になりたくない、国に帰りたい」と言った。その女性はカルメンに優しく、二人は友達になった。その女性には日本人ヤクザのボーイフレンドがおり、子どもをもうけていた。そのためその女性の状況は幾分安定したものであった。

間もなくカルメンはコロンビアにいるボーイフレンドの子どもを妊娠したことに気が付き、逃げることを決意した。ヤクザの「夫」は、彼女の妊娠に気づき、墮胎させるために病院へ連れて行くことにした。彼女は、彼女を匿ってくれる友人宅へ駆け込んだ。しかし、その後間もなくヤクザが彼女を探していること知り、元の場所へ戻り、状況を説明し、逃がしてくれるよう頼み込むことにした。しかし、ヤクザは彼女が働き続けることに固執し、彼女を中絶するために病院へ連れて行くことにした。彼女は病気を装い、「病院へ行く前に薬局で薬を買っても良いか」と尋ねた。彼女は直ちにコロンビア大使館へ向かい、保護を求めた。大使館員は、彼女は恐怖に脅えていたと証言している。

そのヤクザはカルメンの友人と別の二人の女性を別のアパートへと連れて行き、暴行を加えた。二人の女性は恐怖心から大使館へと駆け込んだ。彼女たちの話はカルメンのものと同じだった。彼女たちは逃亡後、「カルメンの友人はヤクザに拘束され暴行されていた」と話した。

数日後、ヤクザがコロンビア大使館を訪れ、カルメンが彼から600万円を盗んだと届け出た。大使館員は相手を察知し、彼が主張する「泥棒」を特定するため、窃盗者とされるカルメンのパスポートと航空券のコピーを見せるよう求めた。館員は、パスポートは大使館の物であるとして押収し、航空券は航空会社により再発行された。カルメンはその数日後に、日本を離れた。領事館員が彼女を空港まで見送った。それは日本で約1か月滞在した後のことだった。

二週間後、カルメンの友人も何とか逃げ出し、負った傷も記録された。彼女はヤクザのボーイフレンドとの子どもを家に残していたので、大使館員が彼女の家に戻り、その子どもを連れ戻した。二人ともコロンビアへ送還された。¹⁹

だましのタイプ

モリナ報告は、2000年に用いられた獲得方法として以下のものを挙げている。

- ・ 新聞広告(以下、広告例)
 - 「海外で暮らしたい若いモデルを募集中」La Tarde El Eje, 2000年6月25日
 - 「海外で働きませんか？」La Tarde, 2000年12月5日
 - 「生活が苦しい?この機会を逃さずに!経済力のある、まじめで誠実な外国人がコロンビア人女性の花嫁を探しています」El Pais, 2000年4月8日
- ・ 米国留学奨学生の募集(日本経由で入国)
- ・ 企業との契約。例えば、日本で開催される国際貿易フェアでのコロンビア出展企業を代表する。
- ・ 結婚。女性は写真と身上書を送り、コロンビア人の結婚相手を探す日本人男性用のカタログに掲載してもらう。

- ・ 音楽やダンスのグループ
- ・ 地元の女性からの紹介

コロンビア大使館員の話では、人身取引問題のモニターを始めた 1997 年当時、殆どの女性は人材募集の真の目的について欺かれており、従事することとなる仕事内容に関しては全く知らなかった。最近では、採用された女性は売春に従事するであろうということは知っているものの、厳しい条件や待ち受ける債務については知らない。大使館が把握している虚偽の募集の最近の方法は、以下の通りである。

- ・ 違った仕事の約束
- ・ 高い賃金の約束
- ・ 適切な住居の約束
- ・ 適切な労働条件の約束
- ・ 日本各地での仕事の約束
- ・ 来日前に負債について知らされていない

仕事のタイプ

大半の女性は、主として 3 つのタイプの仕事を強要される。

- (1) 街頭での売春
- (2) 横浜の小住宅での売春。女性は戸口が通りに面した窓の傍に佇む。各戸一人から二人しか働いていない場合もあるが、各女性に部屋があてがわれ、女性は自ら値段を設定し、請求することができる。
- (3) 「劇場」でのストリップ、売春及び性行為。女性は裸同然で踊らされ、客は意のままに女性に触れることができる。客は「じゃんけん」をし、勝者はステージ上で女性と性行為をすることができる。ステージ背後の部屋では、売春も行われている。女性には、ダンスや接触に対して金銭は支払われない。10 日ごとに、日本全国各地のクラブを転々と移動させられる。

負債

被害者は前金を払わないが、来日後 500～600 万円程の予想外に巨額の借金を負わされる。通常、女性は客から直接金銭を受け取り、その中から 10 日ごとにチンピラやコロンビア人のマネージャーなどのブローカーに支払う。毎回 20～30 万円の支払いが要求される。その他、日額 1 万円の「ショバ(場所)代」や売春行為を行う部屋の家賃も払わされる。

負債は高額である上に、遅刻等小さな「違反」に対する「罰金」も課されるため、全額返済できる女性は殆どいない。雇用主は女性が役立たずとなると身柄を転売し、女性の債務返済は一から出直しとなる。これについては女性は全く自分では管理できないのである。

未返済の借金を支払うために日本に舞い戻る女性もいるが、その際、以前のマネージャーを通じて戻らなければ、もし彼らに発見された場合に脅迫されるか、もっと悪い目に遭いかねない。1~2年で借金を返済できる女性はほんの僅かである。稼ぎの多い女性もいるが、大抵その頃には非常に大きなダメージを被っている。

マリアのケース

友人の知り合いから日本で働かないかと持ちかけられたときに、既にマリアはコロンビアで5年間家事使用人として働いていた。彼女の給料では家族を養うことはできなかった。彼女は、その仕事を引き受けた場合に、売春婦として働くことになるうし、正確な金額は知らされていなかったが航空券代を返済しなければならないことは知っていた。募集人(リクルーター)は航空券と渡航文書(パスポートを含む)を用意し、彼女に入国審査時に見せるための渡航費 500 ドルも与えた。

マリアはボゴタからパリ、ソウルを経由して名古屋に到着した。彼女は自らのパスポートと3か月間有効の観光ビザを持っていた。加えて彼女が全く知らない人からの、日本に来て日本の友人宅に滞在するようにとの日本への「招待状」も渡されていた。入国審査官の質問に対してもっともらしい受け答えができるよう、何人かの名前を覚えるよう事前に言われていた。彼女は入国審査のあとでこの招待状の送り主と会い、空港の外で彼女のマネージャーとその夫と会った。彼女は4人のコロンビア人女性が住むアパートへ連れて行かれ、翌日から働き始めるよう言われた。航空券、渡航文書(パスポートを含む)及び渡航費用は取り上げられ、彼女には600万円の借金があると言われた。その金額は彼女の予想を遥かに上回る大きな金額だった。

彼女は横浜にある、売春で知られる通りの小さな家に連れて行かれた。彼女は単独あるいはもう一人の女性と働いた。客を惹き寄せるために家の外か、窓際に立ち、週5日間夜7時から朝7時まで働かなければならなかった。残りの2日は、24時間働かされた。彼女には全く休みがなく、病気の日でも働かなければならなかった。朝5時に仕事を離れたわずか1日に、10万円の罰金が科された。

マリアは、マネージャーに日々約6万円を支払わなければならなかった。うち4万円は借金の返済に充てられ、残りの2万円は彼女が働いていた部屋の「家賃」とされた。更に、彼女は住んでいたアパートの家賃として毎月4万円、用心棒代として毎月1万円をヤクザに支払っていた。食べ物を買うのに十分なお金が残らないこともあった。逃げ出したら家族がひどい目に遭うと告げられていた。

彼女はコロンビア人の友達やボーイフレンドを持つことは許されず、マネージャーの許可なしにアパートを離れることも許されなかった。7か月後、彼女は逃げ出した。マネージャーはマリアの家族に少額を送金していたが、彼女は貯金もなく送金はできなかった。それにもかかわらず借金はまだ200万円残っているとされた。

人身取引グループのメンバーがコロンビアにいるマリアの家族を訪れ、彼女の母親と6歳の子どもを銃で脅しながら、マリアが借金返済をしない場合は再度危害を加えに戻って来る、と言いつつ放った。²⁰

移送

人身取引されるコロンビア人女性の多くは、スペイン、フランス、イタリアなどの偽造パスポートを持っている。パスポートの生年月日も変えられており、未成年が成人であるかのように見せかけられている。この点については、2000年のコロンビア外務省の報告書にも次の

ように述べられている。「コンタクトのあった女性の多くが未成年であることが明らかになっている。出国後、偽造された渡航文書で日本に入国する。これにより当局との問題からうまく免れることができる。同じ様に多くの者に偽造パスポートが与えられている。(こうしたパスポートは後に)コロンビアでコンタクトすることを委ねられた別の女性が出国し、日本に戻る際にも使われることもあり、虚偽の身元証明書類の大濫用を引き起こしている。」²¹ 渡航ルートは頻繁に、かつ急に変更される。モリナ報告は、米国、ラテンアメリカ、ヨーロッパ、アジア諸国を経由する10ほどのルートを挙げているが²²、最近最も良く使われるのは、コロンビア、ベネズエラ、パリ、香港、シンガポール、タイを経由するルートである。人身取引業者は羽田空港と名古屋空港を経由し、成田のより厳しい警備をかいくぐろうとする。被害者の航空券の各旅程は別々に予約されているため、入国審査では女性の出身国特定ができなくなる。被害者のパスポートが渡航中すり替えられることもある。

強制と支配

人身取引される女性の多くは、売春として働く可能性があることを理解しているものの、厳しい条件のもとで強制的に働くことになるとは予想だにしていな。すぐに逃亡する者もいるが、留まる者もいる。被害者は日本語が話せないこと、日本の福祉・労働・法制度に対する知識がないこと、そして友人・家族からの支援がないことが足かせになっている。加えて、最近の人身取引事件から大使館員が把握した人身取引被害者の逃亡を阻止する強制と支配が加えられている手法には、以下のものが挙げられる。

- ・ 被害者の家族に暴力を振るうとの脅し、あるいは実際に暴力を振るう
- ・ 被害者への身体的暴力の脅し
- ・ 被害者への性的暴力の脅し
- ・ 被害者に実際に身体的暴力を振るうこと
- ・ 被害者に実際に性的暴力を振るうこと
- ・ パスポートの取り上げ
- ・ 航空券の取り上げ
- ・ 給料を与えないこと
- ・ コミュニケーションの管理
- ・ 移動の管理
- ・ 警察へ通報するとの脅し
- ・ 入国管理局へ通報するとの脅し

人身取引業者は、時に他の女性を使い、被害者の見張りや家族への脅迫をすることもある。ヤクザが逃亡したある女性を追跡したところ、その女性は日本人男性と結婚し、妊娠していた。ヤクザは女性の家に行き、産まれてくる子を殺すと脅した。夫は米国に逃れ、女性はシ

エルターに逃れた。現在、2人は日本で身を潜めて生活している。ヤクザは、その間2回在日コロンビア領事館を訪れている。

アンナのケース

アンナの人身取引ケースについては、彼女が2002年5月にコロンビアから日本へ到着したこと、売春婦として働き、23万3千円の借金があり、逃げ出したら家族に危害が及ぶと脅されていたこと以外、一切情報がない。彼女は母親と一度だけ連絡を取って、給与の全てが債務返済に取られるため、実家には送金できないことを伝えている。大使館で保護された時には既に深いトラウマを負い、話すことすらできなくなっていた。

アンナが喫茶店に座りこんでいるところを別のコロンビア人女性が発見し、家へ連れて帰った。しかし、アンナの状態が深刻であることに気付き、カトリック修道女に連絡したところ、大使館に連絡を取るよう勧められた。大使館員はアンナを病院に連れて行くことを勧めたが、病院はアンナが健康保険に加入していないことを理由に治療を拒否した。アンナは自殺を試みた。

大使館員はアンナが何者かをつきとめ、家族に連絡した。大使館はブローカーをつきとめ連絡を取り、彼女と付添い人分の国に帰る航空券代を要求した。ブローカーはこれに同意し、アンナは2003年3月にコロンビアへ帰国、母国で入院した。^{2 3}

被害者への影響

被害者は家族を殺害する、という脅迫に最も怯えている。身体的な傷を受け、病気である場合が多く、金銭問題に加え、婦人科や精神面の問題を抱えていることもある。女性が受けるダメージは、時には価値観の変化となって表れる。つまり、あまりにも極限的な経験をしたために、自らがリクルート側に回り、友人や親戚を人身取引の対象にしようとさえするのである。

人身取引と他の社会的問題の関連についても懸念されている。現在、薬物濫用や窃盗により日本で収監されているコロンビア人女性が少なくない。こうした女性はそもそも人身取引の犠牲者であり、薬物にも関係してきた。もう一つの問題は、家族関係の崩壊である。子どもへの影響は特に悲劇的で、子どもたちがコロンビアに残っている場合は子どもの世話の問題が生じ、日本に来て母も夜働き、日中は殆ど寝ているために惨めな状況に置かれることになる。

アンジェリカのケース

アンジェリカは、日本に住む従姉妹により彼らのベビーシッターとして働くためにリクルートされた。彼女は、従姉妹がヤクザのボーイフレンドを持ち、コロンビア人女性を日本のセックスセクターに送り込むブローカーとして働いていることを知らなかった。

日本到着後、彼女は400万円の借金があることを告げられた。一週間後には理由なしに450万円に増額され、彼女が同意しない場合には、二人の子どもに危害が及ぶと脅された。彼女は、東京、蕨、宇都宮、大宮にある数々の劇場でストリップや売春行為を強要された。

数か月後、彼女は警察署へ駆け込み、警察署が大使館に通報した。アンジェリカは、住んでいたアパートに彼女のパスポート、航空券そして服が残っていたことから、それらを取り戻すために警察の援助を求め

た。警察はそのアパートがヤクザにより管理されているものと知り、追加的証拠なしにそこへ行くことを躊躇した。しかし最終的にはアンジェリカと大使館員と共にアパートへ行くことに同意した。警察は、彼女のパスポート、航空券、服を何とか取り戻した。

コロンビアへの帰国を待つ間、アンジェリカはシェルターに身を隠したが、倒れ、病院に収容された。その病院は、彼女を隔離し病室に入れ、警察官、大使館及びシェルタースタッフのみ入室させること、そして彼女の所在を外部に漏らさない旨に同意した。ヤクザも病院を訪れたが、彼女の居場所を突き止めることができなかった。その後、彼女はコロンビアへ送り返された。²⁴

コロンビア大使館の活動

日本に人身取引されてきた女性の問題に対して、コロンビア大使館は以下の活動を行っている。

- ・ 電話ホットラインの常設
- ・ ホットラインを知らせるシールを作成し、コロンビア人や人身取引被害者がいそうな場所に貼る
- ・ 日本を訪れる若い女性が人身取引被害者でないか見届けるために細かく注意を払う
- ・ 24 時間体制で被害者をシェルターや空港に同行する
- ・ 人身売買禁止ネットワーク (J N A T I P) への参加

日本政府との関係

コロンビア大使は、日本政府高官と数多く面談し、領事館員も日本の関係機関職員と頻繁に会い、連絡を取り合っている。

大使館員は、連絡の取れた全ての人身取引被害者から証拠を集めようと努めている。被害者の同意が得られた場合、館員は署名入りの詳細な陳述書を作成し、マネージャーや人身取引業者の写真や名前などの証拠を添付する。この情報は、警察（及びコロンビアの関係機関）に提供される。

人身取引被害者は、低賃金、賃金の不払い、長時間労働、強制的夜間労働、危険・有害な仕事環境、事業所が提供する住居が劣悪であること、社会保障の対象にならないこと、医療施設が利用できないこと、実際の業務と契約書に記載された仕事が異なること、契約書が結ばれていないことなど、労働に関する被害を受けている。しかしながら、こうした場合に日本の労働法を適用して被害者を救済した事例を大使館員は承知していない。労働法や諸制度が適用されないのは、被害者が非合法である売春婦として「雇われ」ているために、経験的に労働法の適用対象外と信じられていることにも起因する。

コロンビア大使館としては、日本政府に検討するよう促したい点として、下記を挙げている。

- ・ 人身取引を非合法化する「適切な人身取引禁止法」の導入
- ・ 量刑及び罰金見直しによる人身取引業者の処罰強化
- ・ 被害者への補償
- ・ 政府当局職員への研修の増加
- ・ 市民社会への教育・啓蒙活動

2. タイ

タイは地理的な要因もあり、人身取引の送出国、経由国、かつ目的地国でもある。メコン川流域内の労働力移動は長い伝統があるが、それは貧困、不均等な経済社会開発のパターン、一部地域での雇用機会の乏しさ、安価な労働力への需要、他の地域の方がより良い生活ができるとの認識、といった複合的要因の結果である²⁵。人の移動は長年みられた現象で、数世紀にも遡って存在し続けた移動経路もあり、現在の国境線とは余り関連性を見出せないものもある²⁶。更に、地域により移動の流れは親戚関係の影響を受けており、ラオス西部のラオス人とタイ東部のタイ人の頻繁な国境を超える移動がその一例として挙げられる。

タイの人身取引は、タイの観光主導型経済の影響も受けている。他国同様、観光産業の発展には、セックスセクターの発展も付随している。セックスセクターが観光業の偶発的副産物であったかどうかは議論の余地がある。例えば、エンローは、セックス観光が多くの国において「ジェンダーすなわち、男女の社会的差異からの影響を受けた観光産業のひとつであり」、例外的に生まれたものではない、と述べている²⁷。

タイの犯罪組織とヤクザ組織は「タイから日本への女性の人身取引」を促進するために暗躍していると言われている²⁸。

タイの政策指針

法律の実施を促進するため、法律を補う政府の公式ガイドラインが発令された。また、総理府、警察、社会福祉省及びNGO間にて取り交わされた覚書(MOU)は、「(タイ人及び外国人の)人身取引された人々の取扱いに関し」政府職員の協力のための実務的な対策を提唱するとともに、人身取引業者をもっと上手に訴追できることを目的としている²⁹。

日本に人身取引されるタイ人³⁰

日本に入国するタイ人の数は1993年のピーク時以来、大幅に減少しているようである。

日本に入国するタイ人

年	男性	女性	合計
1990	4,062	7,461	11,523
1991	6,767	12,326	19,093
1992	20,022	24,332	44,354
1993	25,022	29,759	55,383
1994	22,611	27,381	29,992
1995	19,866	24,928	22,794
1996	17,811	23,469	41,280
1997	16,839	22,674	39,513
1998	15,549	21,504	37,046
1999	13,522	16,513	30,065
2000	11,082	12,421	23,503
2001	9,281	10,219	19,500
2002	8,020	8,905	16,925
2003	7,307	8,386	15,693
合計	198,386	250,278	448,662

出所：法務省入国管理局

入国を容易にするため、他国パスポート(シンガポールやマレーシア等)を使う者も存在するので、上記の数字は過少推計となっている可能性がある。入国者総数(正規及び非正規)のうち、ごく少数が人身取引被害者として当局の注意を引くにすぎない。

警察庁は、記録されたタイ人の人身取引被害者数が1999年以来減少傾向にあることを指摘している。

警察庁によって判明された人身取引されたタイ人女性数

年	数
1999	110
2000	73
2001	39
2002	40
2003	21
合計	262

タイ大使館は、帰国できるよう渡航文書を整える援助を要請してくる個々のタイ人女性からの連絡を受けて、初めて人身取引のケースを知るのが通常である。女性たちは仕事先から駆け込むか、入国管理局職員に連れられて大使館に辿り着く。大使館は、日本にあるタイ人コミュニティに向けた活動も行っている。

1986年以來、タイ大使館が取り扱った件数は以下の通りである。

タイ大使館に連絡を取った人身取引被害者数

年	数
1986 - 98	1,486
1999	21
2000	19
2001	30
2002	33
2003	30
合計	1,607

女性の家H E L Pも日本に人身取引されたタイ人女性を支援している。

女性の家H E L Pが支援した人身取引されたタイ人女性数

年	数
2000	2
2001	17
2002	16*
2003年1月～3月	19*
2003年4月～2004年3月	24
2004年4月～9月	11
合計	89

出所：女性の家H E L P * 3人の未成年者を含む。

日本に入国するタイ国籍者の数は毎年減少しているものの、日本のセックス関連産業で働くタイ人の事例は増加しているようである³¹。

人の獲得・だまし

日本向けにリクルートされるタイ人の人身取引被害者の供給源は2つあるとされる。ひとつは、人身取引業者が、地方農村の若い女性や少女を狙っているという証拠があることである。こうした若い女性の一部は日本のセックスセクターに送り込まれる結果になるとは夢にも思っていない。予め知っている場合もある。親が娘を売春に追いやるのに共謀している例があるとの示唆もある。もうひとつは、バンコクなどで既に売春をしている多数の女性の中からリクルートされるケースである。こうした女性は、セックスセクターで働くことになると事前に知っている場合もあり、より高い報酬に釣られてやってくるもののどれほど搾取されることになるかは知る由もなく(仕事の条件は大いに異なる)、どの程度支配的状況下に置かれるのかも知らない。

だましのタイプ

リクルートされた女性の大半は、娯楽産業で働くことは知っているものの、降りかかる条件や負わせられる債務については知らない。下記のような虚偽の獲得方法が用いられている。

- ・ 異なる種類の仕事の約束
- ・ より高い賃金の約束
- ・ 適切な住居の約束
- ・ 適切な労働条件の約束
- ・ 日本各地での仕事の約束
- ・ 日本到着まで、本当の債務金額を知らされない
- ・ より軽い仕事の約束

仕事のタイプ

殆どのタイ人の人身取引被害者は、日本で商業的なセックスセクターでの仕事をする事になると知りながら来日する。しかし、債務を期日までに返済するためには一晩で十人の客を相手にする必要がある等、厳しい労働条件については何も知らない。

労働関係の違反の苦情を訴える人身取引被害者も多い。その内容は、契約記載事項と実際の仕事の違い、低賃金あるいは賃金の不払い、長時間労働、強制的夜間労働、危険・有害な仕事環境、事業所が提供する住居が劣悪なこと等である。

負債

被害者は、日本到着後に100万～300万円もの債務に直面する。これはつまり、来日後1年かそれ以上の期間、無収入であることを意味する。女性が「転売」され、債務が振出しに戻れば、状況は更に悪化する。

ブローカーから解放された暁には、自分なりの方法で稼ぐことができるが、その頃には「盛りは過ぎて」しまい、稼げる可能性は大幅に削減される。仕事先のクラブから自分を身請けしてくれるボーイフレンドや結婚相手を見つけようとする女性もいる。

スリーのケース

スリーはバンコクにバーを持つ同じ地元出身の知人からアプローチされ、日本のタイレストランで高給の仕事があると持ちかけられた。両親は弟の教育費を必要としていたので、スリーはその仕事に就くこと荷にした。

彼女は自らパスポートを申請したが、「ボス」に会うためにオフィスに呼ばれた。彼は、手持ちの数多くのパスポートの中からスリーに一冊を選んだ。パスポートの写真により似せるために、スリーは顔にシリコンの注射を受けた。しかし彼女はパスポートを自ら保持することは殆どなく、「日本人のボーイフレンド」と称する男と一緒に日本へきて、入国審査を通過すると、彼女のパスポートは取り上げられた。スリーは、そのパスポートには日本人配偶者用のビザが添付されていたと信じている。

日本の空港でその「ボーイフレンド」は他の男に電話をし、その男がスリーを車で迎えてあるバーへと連れて行った。そのバーでスリーは彼女を日本に連れてくるための費用として480万円の借金を返さなければならず、また売春婦として働かなければならないとも伝えられた。そのバーは田舎にあり、それらしい看板も出ていなかった。そこには、タイや中国から来た多くの女性がいたが、スリーは怖くて誰とも話せなかった。彼女は髪を黄色に染められた。

客は20分で1万円払った。スリーは毎日借金返済のために4万5千円、そして千円を食事や雑費に、また千円を用心棒代として払わなければならなかった。スリーは借金を返すためには1日に10人の客が必要だったが、3人か4人の客を取れるのみであり、それで逃げ出すことを決心させた。スリーは英語を話すことができ、タクシーでタイ大使館へ駆け込むことが出来た。³²

移送と渡航文書

かつてタイ人の人身取引被害者は、日本に直接渡航したが、現在ではより手の込んだ方法が採用されている。日本が経由国であるかのように見せかけて来日し、入国するのである。韓国から船で来日する者もいる。それは、タイ人は韓国への渡航にはビザが不要であり、韓国を経由した方が日本に入国しやすいと考えられているからである。香港を経由して飛行機で到着する者もいれば、スカンジナビア諸国又は東欧経由で1～2週間かけて来日する者もいる。

偽造された渡航文書が使われる場合もある。そうした文書はバンコクで約20万円から30万円で売られており、その購入代金は募集人が立て替えることもあるが、後日被害者の負債に加えられる。ターニャポングループによると、2002年の偽造パスポートの値段は15,000から35,000パーツ(日本円約42,969～100,261円)の値幅であるが、ビザ込みであれば10万か

ら 20 万バーツ(日本円約 286,460 ~ 572,920 円)であると推測される。同氏はタイを拠点とする組織犯罪集団が、表向きは旅行代理店の看板を掲げ、そこで観光客からパスポートやビザを購入し、写真を差し替える作業が行われていると例証している³³。

また、在日タイ人が自分のパスポートを売り渡す取引も見られる。このようなパスポートは、以前に日本に入国した記録があるため、より価値が高いと考えられている。

強制と支配

人身取引された女性の多くは、売春が仕事となることは知っているものの、厳しい条件下で働くことを強制されると知らない。最近の事例からは、以下のような強制的かつ支配的な手段がみられた。

- ・ 被害者の家族に暴力を振るうとの脅し、あるいは実際に暴力を振るう
- ・ 被害者への身体的暴力の脅し
- ・ 被害者への性的暴力の脅し
- ・ 被害者に実際に身体的暴力を振るう
- ・ 被害者に実際に性的暴力を振るう
- ・ パスポートの取り上げ
- ・ 航空券の取り上げ
- ・ 給料を与えないこと
- ・ コミュニケーションの管理
- ・ 移動の管理
- ・ 警察へ通報するとの脅し
- ・ 入国管理局へ通報するとの脅し

スオイのケース

スオイがインターネットを通じてジュンという 28 歳の日本人男性と知り合ったのは、彼女が 16 歳でバンコクにある学校に通っていた頃だった。スオイはボーイフレンドに嘘をつき 3 万バーツを借り、ビザと航空券を手配する費用としてジュンに送った。

スオイは 2002 年 3 月にバンコクのドンムアン空港でジュンと出会い、彼と一緒に韓国経由で日本へ旅した。バンコクを発つ際、出国管理官はスオイのビザについて本物であるかどうか質問した。ジュンはその職員と部屋を離れ、戻って来た時にはパスポートに出国印が押されていた。日本に到着すると、ジュンは入国審査官に別のパスポートを見せた。

スオイはあるアパートへと連れて行かれ、そこで別の女性と一緒に住んだ。ジュンは彼女と出かけるため、時折アパートに来た。しばらくすると、ジュンは彼女に働かなければならないと言った。彼女はその仕事とは彼女のルームメイトと同じ「夜の仕事」(売春)であろうと察知し、逃げ出すことを決めた。彼女はジュンに働き始める前に東京ディズニーランドへ連れて行ってくれるよう頼み、そこで他の日本人男性に彼女をタイ大使館へ連れて行くよう助けを求めた。³⁴

被害者への影響

人身取引被害者は、日本で働く間様々な問題に耐えている。人身取引業者やクラブのオーナーが逃亡した女性を追って来ない場合でも家族に危害が及ぶのではないかと恐れていることが多い。

人身取引されるという経験は、特に女性が若く、何年間も日本に留まる場合、長期的な問題の発生に繋がることもある。帰国後も社会に溶け込むのに困難が生じることも頻繁に起こる。また、タイ人の母と日本人の父の間に生まれ、日本国籍のない子どもたちの養育が遺棄されるといった問題もある。こうした子どもたちは、どちらの国の文化にも溶け込めず、成人後も馴染めない。養育が遺棄される子どもの事例は、70～80件ある。子どもたちは18歳までは日本の施設で育てられ、その後タイに送り返されることもあるが、新しいタイ社会に適応するには大変な困難が伴う。

また、日本でタイ人の母と日本人の父のもとに生まれ、出生証明書を持たない子どもたちの問題もある。最近、タイ大使館はタイ人の母が収容後本国に送り返されたものの、子どもが無国籍であったために連れて帰ることができなかつた幾つかのケースに介入することを決めた。

人身取引はH I V/エイズの問題にも関係している。仕事を通じてH I V陽性者となる被害者もいるからである。

タイ大使館の対応

日本に人身取引されるタイ人女性の問題に対処するための大使館活動は、以下の通りである。

- ・ 日本にあるタイ人コミュニティへのアウトリーチ活動
- ・ 福祉問題を担当する職員の任命
- ・ 月に1回、2人の精神科医によるカウンセリングの提供
- ・ タイへの帰国費用の支援。タイ政府はタイ航空との間に、帰国する人身取引被害者のタイまでの片道航空運賃を安くするとの合意を取り付けた。渡航費用は原則として貸し付けであるが、被害者に支払い能力がない場合、大使館はこの費用を回収しない。
- ・ 領事館員が必要に応じて被害者のタイ帰国に同行する。これには女性が心身を病んでいる場合や大勢の女性や子どもが帰国する場合が含まれる。
- ・ 日本を拠点とするN G O (キリスト教、仏教系の組織が大多数) や日本赤十字社との連携
- ・ 人身売買禁止ネットワーク(J N A T I P)への参加

日本政府との関係

大使館員は、日本政府と公式の会合や外交ルートを通じて連絡体制を取っている。タイ国大使は、人間の安全保障に関わる問題提起に積極的であり、出席する多くの会合にてタイ人の人身取引問題を取り上げている。大使館は、度々日本政府に対しこの問題での協力に関する提案を行ってきた。

領事部は個別ケースの調査を行った後、通常は日本の警察に情報を送っている。領事部職員はまた、日本の入国管理局収容施設までタイ人収容者との面会に出向いている。

大使館員は、日本政府が下記事項を考慮すれば、タイ人女性の人身取引問題についてさらに効果的に対処できると考えている。

- ・ 人身取引問題の優先順位を上げる
- ・ 人身取引を非合法化する「適切な人身取引禁止法」の導入
- ・ 人身取引業者の量刑及び罰金見直しによる処罰強化
- ・ タイ大使館が、在タイ日本大使館に提出されるビザ申請書の写しを閲覧できるようにする。大使館は、申請者が真実あるいは虚偽に記録する詳細な情報の入手に関心があると同時に、読み書きのできないタイ人が如何にして入国を許可される程度にまでビザ申請書を記入できるのかを調べたいと考えている。
- ・ 不法就労者に2~3年の滞在猶予を与えることで不法就労者の通報を促すこと。その結果館員が違法滞在しているタイ人の数とその状況をよりよく理解し得るであろう。

3. フィリピン

フィリピンは、移民労働者の供給源としてあまねく知られている。フィリピン政府は国民に海外で働くことを奨励し、外務省附属の諸機関（例：海外労働者福祉庁、海外フィリピン人委員会、フィリピン海外雇用庁）の設置も含め、海外での労働を促進する重要な制度・機構を有している。政府は積極的であり、パトリシア・サント・トーマス労働大臣は、同省が2003年には「100万人のフィリピン人を海外に送ることを目標に掲げている」と公表した³⁵。海外の労働者は毎年何10億ドルもの資金をフィリピンに送金している。海外労働者からの外貨の流入は、国の総所得の85%を占めている³⁶。フィリピン政府は労働者を海外に送り出すことに経済的利益からの強い関心があり、国連の「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」の数少ない批准国の一つである³⁷。

政府の制度・機構と並行し、政府認可を受けた何百もの独立した職業紹介業者が移民労働者の渡航と雇用を手配している³⁸。法の枠外で営業している職業紹介機関が多数あるが、こうした業者による濫用を防止するシステムも存在する。例えば、特定の職業紹介業者への告訴があった場合、その機関への認可が取り消されることもある。同様に、ブローカーは政府に対して労働基準を遵守することを約束する保証金を支払わねばならない。労働基準に違反した場合、保証金は取り上げられる。

2000年初めに、海外フィリピン人委員会事務局次長は、人身取引されたフィリピン人の中には「合法的に」採用され、高賃金の仕事を約束されたものの、結局は売春婦になってしまった女性たちもいると認めた。更に、観光客として出国したものの、家事労働者や外国人ダンサー、バーのホステスになってしまった少女や女性たちや、メール・オーダー・プライド(通信手段を利用した結婚相手募集)取引に自ら進んで、あるいは強制されてなった被害者もいると述べている³⁹。

移民労働者「産業」は極めて大規模であり、高度に構造化された事業であるうえに政府主導であるという事実が、フィリピン人女性が海外での仕事の募集に応じる合理的根拠を与えている。付け加えれば、多くのフィリピン人女性は、深刻な仕事不足に直面していて、自分の置かれた状況を改善するための機会がほぼ皆無に等しい状態にある。貧困が蔓延し、国民の一部は栄養不良に陥っている⁴⁰。人身取引被害者の多くが詐欺の餌食になるのは、より良い生活と経済機会の充実を求めるからである。被害者は虚偽の約束であっても、よい仕事と高賃金に釣られてしまう。フィリピン人の女性は近隣東南アジア諸国から、遥か北欧諸国にまで、様々な目的地に人身取引されていく⁴¹。

日本に人身取引されるフィリピン人⁴²

興行ビザ導入後間もなく、人身取引事件が発覚した。フィリピン大使館に個人が訪れ、労働関係の争いを報告したり、フィリピンに帰国するための渡航文書に関する支援を求めるようになり、日本政府職員も、労働関係違反で逮捕された女性のケースを報告するようになった。

日本に人身取引されてきたフィリピン人の数を推定することは不可能であるが、過去6年間にはほぼ一定した数を保ってきたようである。人身取引される者は大きく二つに分けられるが、一つはエンターテイナーとしてリクルートされる者であり、もう一つは、前者より数は少ないが「日系人」(又はフィリピンで生まれた日系フィリピン人)である。フィリピンには日系フィリピン人の日本での就業を支援すると自称する「財団」が幾つも設立されている。実際には、このような団体の多くは、人身取引の前線基地となっており、ヤクザとも繋がりも持っているようである。本報告書では、エンターテイナーとして採用された女性に焦点を当てている。

入国管理局によると、2003年に日本に入国したフィリピン人は20万9,525人である⁴³。警察庁は以下のフィリピン人女性の人身取引事犯検挙件数を報告している。

フィリピン人女性の人身取引事犯検挙件数

年	数
1999	9
2000	4
2001	12
2002	2
2003	0
合計	27

出所：警察庁、2003年

人の獲得・だまし

フィリピンから渡航する女性は、興行ビザの発給により日本への入国が可能であるという点で、特別な地位にある。このビザ区分は、日本の娯楽産業における需要を満たすことを目的としている。常時約6万人のフィリピン人女性が興行ビザで日本に在留している。

ビザの有効期間は3か月で、最長6か月まで延長可能である。発給条件については、「労働」が「熟練」を要するものであることが前提であり、特定されている。興行ビザはフィリピン政府が管理するオーディションに合格し、歌手やダンサーとしてプロ級で演ずる技能を有すると証明した者に発給される。マニラには、この資格を得るために女性を対象とした歌や踊りのみを訓練する学校が数多く存在する。技能の審査と認定を管轄する機関は、労働雇用省技術教育技能開発庁(TESDA)である。ビザ申請者にはオーディションへの合格に加え、外国の教育機関で演目に関連した科目を最低2年間学び、かつ日本国外で最低2年間の経験を積んでいることが求められている。

興行ビザでは、就業規則もまた厳格である。日本在留中、エンターテイナーはホステスとして働くことや食事や飲み物を出す接客を行うことはできず、13平方メートル以上の大きさの舞台と9平方メートル以上の控え室を備えている場所で働くことが条件となる。また、最低月給は20万円と規定されている。

興行ビザの導入以来、日比両国政府は「技能」要件の引き締めに向けた対策を実施してきた。1996年9月に日本の法務省令が改正され、「エンターテイナー」と「ホステス」の区別が明確に規定されたあとは、日本に入国するフィリピン人エンターテイナーの数が激減した⁴⁴。

T E S D Aのダンテ・リバン長官は、フィリピン側で認定技能水準引き上げに向けた改革が導入されたことにより、合格率が99%から55%にまで下がったと述べている⁴⁵。

こうした動きにも関わらず、大勢のフィリピン人女性が興行ビザの発給を受け、ビザの条件とは全く異なる条件で就業するために連れて来られている。性的なサービスを伴わないホステスとして働くこともあるが、しばしばセックスやそれに類似する行為を提供するよう強制されている。人身取引された女性もこうした女性たちの範疇に含まれる。米国国務省は、特にフィリピンから日本に人身取引されている女性の多くが興行ビザで入国していることを確認した上で、2001年7月に興行ビザが多くの問題のある利用法をされていることを明らかにした。

人身取引される女性の全てが興行ビザで入国するのではない。中には観光ビザや配偶者ビザで入国する者もいる。また、エンターテイナーやホステスとして働くことを信じて応募する女性たちの募集には、ごまかしやまやかしがある。

女性の募集は、まず家族、友人、知人、見知らぬ人、職業紹介業者、旅行代理店の従業員や使用者等によりなされる。人身取引された20人の女性のインタビューを行った国連大学の研究により、女性たちの多くが知人や家族を通じて募集業者に出会っていることから、フィリピン国内での人身取引の犠牲者の獲得の多くはインフォーマルなネットワークを通じてなされていることが判明した⁴⁶。犠牲者の獲得がインフォーマルなネットワークを通じてなされることが圧倒的に多い状況は、調査対象者の73%が友人や家族を募集の情報源として挙げた1997年の国際移住機関(IOM)によるフィリピン女性を対象とした調査結果とも一致する⁴⁷。紹介が友人や家族によることは、少なくともフィリピン社会の一部では、日本で働くことは有利で比較的低リスクである、と考えられていることを物語る。募集行為が地域的かつ個人的レベルで行われている状況であるということは、規制の余地が残されていることを示唆している。

ドロースのケース

ドロースは1999年当初、6か月間エンターテイナーとして働くために来日し、パスポートを持っていた。ビザの滞在期間を2か月間超過して滞在したが、2000年には職業紹介業者を通じてレストランやバーでのエンターテイナーとして採用された。契約には、6か月間毎月500ドルの給料が払われるとあった。彼女は渡航文書に6万フィリピンペソを支払い(親戚より借金)、また、渡航費及び職業紹介料金としての1か月の給料相当額は、給料より天引きされると伝えられた。そして、給料は日本を離れる際に受け取るようになるといわれたが、彼女はその額を知らされなかった。

2度目に来日したドロースは、同じ職業紹介業者により採用された女性6名と来日した。年齢を実際の年齢の19歳ではなく23歳と偽られた偽造パスポートには興行ビザがあったが、入国後航空券と共に取り上げられた。その後クラブへ連れて行かれ、ストリップやラップダンス、そして性的接触を伴う接客を強制された。最初彼女は抵抗したが、クラブのオーナーに客の前で平手打ちされ、更なる暴行を加えると脅かされた。客と「(セックスを伴う)デートに行く」よう強要されていたが、インタビュー時には、それを拒否することもできた。ドロースは住む場所と食費を与えられ、客からのチップは取っておくことを許された。

彼女は、日本関係当局やフィリピン大使館に自らの置かれた状況を報告しない限り、配偶者ビザを使って日本へ戻って来られるよう手配すると約束された。⁴⁸

だましの種類

最近の事例では、人身取引被害者を獲得する際に、以下のようなだましが用いられた。

- ・ 異なる種類の仕事の約束
- ・ より高い賃金の約束
- ・ 適切な住居の約束
- ・ 適切な労働条件の約束
- ・ 日本各地での仕事の約束
- ・ 来日前に負債の情報が知らされない

仕事のタイプ

人身取引された女性は通常エンターテイナーとして採用されるが、ホステスとして働き、その他のサービス提供をするよう様々なプレッシャーを掛けられる。来日後すぐに自分の置かれた状況を理解する場合もあるが、プレッシャーが次第に掛けられていく場合もある。当初は、仕事がホステスであるかのように思えたのが、露出度の高い服を着たり、ストリップや売春行為である「デート」に行くよう求められる等、徐々に要求がエスカレートしていくこともある。女性が月に一定回数デートに行くよう求める店もある。理論上、クラブは女性が店外で行われる「デート」に行くことを主張して、売春防止法を免れることも可能である。更に、セックスは当初から取決められていたのではなく、仮にそのような行為があったとすれば、それは二名の成人間で合意の上でなされた、との主張もできる。

娯楽産業のホステス業は搾取されやすく、女性は人身取引されかねない弱い立場にある。クラブでは実に様々な手法が用いられているが、そうした行為への監視は比較的少ない。

グロリアのケース

グロリアは銀行業と財務の分野で修士号を保持していたが、より高収入を得ることで4人の子どもをより良い状況で養育できると聞き、日本で働くことを決意した。彼女はエンターテイナーとしての認定を受け、知人に勧められた代理店と連絡を取った。その代理店は初期費用として、渡航文書に461ドル、そして旅行費用に1000ドル掛かると彼女に伝えた。彼女の契約では、週に6日働き、月給は1800ドルとなっていた。彼女は他の4人の女性と招へい業者とともにマニラから東京へ発ち、真正なパスポートと有効な興行ビザで入国した。

東京に到着後、彼女のパスポートや渡航文書は取り上げられた。彼女は直接、錦糸町にあるクラブへ連れて行かれた。彼女の月収は月1000ドルでフィリピンへ帰国する日に全額払うと言われた。契約期間は6か月で、それは負わされた借金を返済するのに掛かると予想される期間と同じであった。彼女は借金返済後、再度日本に働きに来てよいと言われた。

そのクラブで彼女はヤクザの幹部と会った。彼は彼女を自分のために欲しいと言った。彼は招へい業者に話をつけ、彼女の借金全額に加えて「慰謝料」を払った。彼女は名古屋へ移され、彼の強制的な「同棲ガールフレンド」、グロリアによれば彼の「性の奴隷」となった。彼は彼女に服やお小遣いを与え、アパートに住ませたが、グロリアは彼の子分が同行しない限りは外出できなかった。

グロリアは名古屋から何とか逃げ出し、錦糸町にあるクラブで働き始めた。1か月後、彼女はそのヤクザに見つかった。ヤクザはそのクラブに対し、彼女が稼いだ金額を渡すよう要求した。彼女は名古屋に連れ戻された。

2か月後、彼女は逃げ出し、千葉にあるクラブでホステスの仕事を見つけた。彼女は収入を最大にするため、1週7日つまり毎日働いた。グロリアは、そのクラブ経営者は彼女がヤクザに追われていることを知りながらも、彼女が稼いだ額であるために匿ってくれていると思った。⁴⁹

負債

被害者は、通常手数料を前払いしないものの、来日後直ちに借金を負わされる。収入も完全にブローカーに管理される。住居があてがわれ、日々小額の食費のみが支払われる。稼ぎは「女性たちのために」預かっているのであり、出国前に空港で渡されるとされる。これはつまりブローカーが貸している経費(「借金」、日当、罰金など)なら何でも差し引かれることを意味し、女性側は飛行機に乗る直前まで受け取れる金額に関しても何も知らない。女性が「契約」違反をすれば、全く支払われないこともある。

負債が単純なものであっても、借金額を正確にはじき出すには複雑な場合もある。国連大学の研究対象となった一人は、「最初の2か月は定期的に返済しました。2か月目に1週間病気にかかり、1日2万円の罰金が科されました。3か月目にクラブから逃げました。すると、20万円の月給が全額取り上げられ、手取りはゼロでした。逃げてから東京の別のクラブで働き始めましたが、探し当てられて日本人の招へい業者が新たな雇用主と掛け合って、クラブにとどまる条件のもとに10万円が補償額として決められました。私はこの金額を新たな雇用主に4か月かけて返済しました」と証言している⁵⁰。

必要書類を揃えるための前金を代理店に支払うこともある。その場合、女性は多額の借金を負わされず負債も全くない一方、法定賃金を遥かに下回る支払いしかなされない場合もある。

移送

人身取引された女性の中には、偽造パスポートとビザを用いる者もいる。これは、インタビューを受けた20人の女性の65%が興行ビザ等の合法的な入国手段を申請をする際にも、一つあるいはそれ以上の数の偽造書類を使っていた、と明らかにした国連大学の調査結果にも映し出されている。パスポートは写真を差し替える等細工が加えられている。フィリピン政府は、パスポート安全対策として幾つかのシステムを導入している。パスポートの写真を覆うプラスチックのシールには、紫外線を当てた場合のみ見ることのできる直線が埋め込まれ

ている。プラスチックを剥せば、そのシールは再度貼ることはできない。最近では、この安全手段をかいくぐる技術を開発した犯罪集団も存在するようである。

人身取引されたフィリピン人の女性はたいていフィリピンから日本に直接渡航するが、シンガポールや香港を経由して、パスポートをすり替えてから入国する場合もある。

エヴェリンのケース

エヴェリンは8度日本に渡航していることから、自らの意思でそうしており、騙されにくい、または「騙されていない」ように見られた。初回は合法的に入国し、契約的には文化的ダンサー（Cultural Dancer）として働いた。これに続く6回の渡航では、客とセックスするよう圧力・脅迫を受けるなど、様々な経験をした。

7回目の渡航の際、エヴェリンはあるクラブのマネージャーから引き合いがあり、彼女の帰国手配と引き換えに彼のクラブで働くことを求められた。彼女は同意した。彼女はクラブの仕組みを知っており、搾取からは免れるだろうという確信があった。しかし、身体的暴力を受け、客とのセックスを強要され、麻薬漬けにされた上、他のホステスにも麻薬を投与するよう強要された。

エヴェリンは他のホステスの飲み物に麻薬を混入するよう指示されたが、拒否した。クラブ閉店後、店は他のホステスを帰宅させ、エヴェリンともう1人のホステス、そして男性スタッフだけが残るようにした。マネージャーは彼女たちを裸にし、男性スタッフは彼女たちが暴行を受けるのを眺めた。

その暴行の後、エヴェリンは言われるがまま他のホステスの飲み物に麻薬を入れ、彼女自身も麻薬を飲まされた。彼女によれば、2種類の麻薬が使われていたという。1つは客が言うことや要求することに何でも従順になるものだった。他方には、意識ははっきりしているものの、人を麻痺させる効果があった。最悪なのは、いつその状態になるか分からないことだったと彼女は言う。

システムに関する幅広い知識をもっていたとはいえ、エヴェリンはクラブの宿泊施設に到着以来、クラブから逃げ出すことができなかった。最終的にエヴェリンは、クラブと関係のある日本人男性（ヤクザ）と結婚した。彼女はそれが本当の結婚であり、保護が与えられるものと信じていたが、ひどい家庭内暴力を受け（銃弾を込めた拳銃を頭に突きつけられたこともある）、彼女は逃げ出した。⁵¹

強制と支配

女性の多くは日本に一銭も持たず到着し、千円ないしそれ以下の日当が与えられる。しかしながら、これはかろうじて食料が買える金額である。

被害者は、日本語が話せないこと、日本の福祉・労働・法制度に関する知識がないこと、友人や家族からの支援がないこと、が障害となっている。人身取引被害者が逃れられないよう、以下のような強制的かつ支配的な手法がとられている。

- ・ 身体的暴力の脅し
- ・ 性的暴力の脅し
- ・ 身体的暴力
- ・ 性的暴力
- ・ パスポートの取り上げ

- ・ 航空券の取り上げ
- ・ 給料を与えないこと
- ・ コミュニケーションの管理
- ・ 移動の管理
- ・ 警察に通報するとの脅し
- ・ 入国管理局に通報するとの脅し

国連大学の研究では、人身取引された 20 人の女性のうち 12 人は日本の密輸業者・人身取引業者の暴行を受けている。8 人は、密輸入業者・人身取引業者が身体的暴力を振るったと述べており、7 人はそれに加えて性的暴力も経験していた。5 人は移動の自由を制限され、2 人は通信を制限されて監禁された。13 人の女性が使用者からの身体的暴力を報告し、5 人は性的暴力を受けた(うち 4 人は身体的暴力も受けている)と述べている。被害者の中には逃亡したものの、ヤクザが自分を探していると恐れている者もいた。

マルガリータのケース

マルガリータが、旅行代理店に所属する非合法的職業紹介業者によって日本での仕事にリクルートされた時、彼女は 20 歳で叔母の洋裁店で働いていた。紹介業者は、彼女に日本のレストランかバーでの仕事と渡航文書の手配を約束した。マルガリータは偽造パスポートと観光ビザで入国した。紹介業者は彼女の航空券を手配し、(入国審査官に見せるための)ホテルを予約し、「見せ金」として 3000 ドルを手渡した。彼女の父親は、小さな農場の権利所有権を担保としてフィリピン人の招聘業者に差し出した。

マルガリータが日本に到着すると、彼女の航空券、パスポート、そして見せ金は取り上げられ、25 万円の借金があると告げられた。マルガリータはホステス兼売春婦として働くことを余儀なくされた。彼女は最低限の賃金と、強要された「(セックスを伴う)デート」に行くための多少のお小遣いを与えられた。彼女の賃金は週あたり 6~8 万円で、その約半分を自分のものにできた。マルガリータは、人身取引業者及び日本の雇用主から身体的・性的暴力を受けた。9 か月後、借金返済を終えた彼女は、貯金をするために日本に留まることを決めた。⁵²

被害者への影響

人身取引された女性は、ストレスやトラウマの徴候を示し、自尊心が低下していることもある。日本滞在中、医療サービスが受けられずに健康問題に直面する場合もある。サービスが受けられたとしても、治療には莫大な費用が掛かることもある。その結果、大使館は健康問題がある場合には、速やかに女性を帰国させようとする。

フィリピンへ帰国後、被害者は通常の生活はできずに、家族の重荷となることもある。人身取引された事実が知られると、被害者は家族と共に汚名を着せられる運命にもなりかねない。

大使館は、個々の人身取引事例を通じて「フィリピン人女性は被害者集団」であるとの誇張されたイメージが一般的に定着しかねないと指摘している。こうした広い意味での民族に関

するステレオタイプは、日本に住み、働くフィリピン人にマイナスの影響を与えてしまう可能性もある。

フィリピン大使館の対応

フィリピン政府は、目的地国とフィリピンの文化的差異や基本的労働権について基礎的な情報を出国前のプログラムを通じて提供することで、権利侵害を防ごうとしている。

東京の領事部には同問題を特別に取り扱う「国民への支援」部が設けられているが、人身取引に関する問題は、適当な場合には労働部でも対応している。

大使館が行っている活動には、以下のものがある。

- ・ 人身取引された女性がフィリピンに速やかに帰国できるよう、緊急に渡航文書を発行する
- ・ 女性自身が身体的な危険に曝されていると感じる場合には、入国管理局に連絡を取り、速やかに出国できるよう手配する
- ・ 女性の帰国の航空券を確保するために、招へい業者と交渉する
- ・ 必要に応じて、空港まで女性に同行する

また、大使館員は労働基準違反、あるいは女性を人身取引した募集人やブローカーの行為を政府に通報している。行為の深刻さに応じて、こうした募集人やブローカーは警告を受けるか、保証金が取り上げられ、または認証が取り消される。

日本政府との関係

入国管理局職員、外務省及び法務省との間に確固たる協力関係がある。領事部職員は、警察職員とも面会するものの、個別事件に関しては、余り接触がない。

人身取引の被害者は、低賃金、賃金の不払い、長時間労働、強制的夜間労働、危険・有害な仕事環境、事業所の提供する住居が劣悪であること、社会保障の対象にならないこと、医療施設が利用できないこと、実際の業務と契約書に記載された仕事が異なること、契約書が結ばれていないこと等、労働に関する苦情がある。しかしながら、こうした場合に日本の労働法を適用して被害者が救済された事例は、大使館員は承知していない。大使館は、女性が不法入国又は興行ビザを保持しながらホステスとして仕事をすること等、ビザ区分に合致しない仕事をしてきたとの理由で労働法が適用されない場合も多いと述べている。

大使館員は、日本へのフィリピン女性の人身取引問題は、日本政府が娯楽産業を特に労働法に照らしてより一層の規制・監視することにより、効果的に対処できると考えている。

結論

調査研究から浮上したのは、3か国は異なる人身取引のアプローチを取り扱っているが、より効果的な問題への対応のために必要とされることとして、3か国の在京外交代表者が述べたものには、以下のような共通点が見られた。

- ・ 政府による公的なコミットメント
- ・ 国の活動計画
- ・ 特別の反人身取引に関する法の制定
- ・ 人身取引に関するパレルモ議定書の締結
- ・ 政府職員及び日本社会各層の啓発
- ・ 被害者支援サービスへの資金提供
- ・ 被害者を保護するビザの発給

4 . 補遺：脱出後の状況

コロンビア、タイ、フィリピン各国在京大使館員及びシェルターやN G Oのスタッフとのインタビューを基に、この補遺では、人身取引被害者が大使館やシェルターに駆け込んだ後の状況について説明する。

脱出後、人身取引被害者はどうなるのか？

助けを求める人身取引被害者は通常、出身国の大使館か民間のシェルター、あるいはN G Oに駆け込む。日本の公的機関に保護を求めないのは、真正な渡航文書を持たずに日本に入国したか、オーバーステイしているためである。こうした場合、被害者が日本の公的機関に保護を求めると退去強制の対象となることが多い。また、被害者の不十分な日本語能力は、保護に関する情報を得る上での深刻な障害となっている。

人身取引被害者は、如何にして駆け込み先を見つけるのか？

フィリピン人のケースを例にとると、シェルターや助けを求められる場所を知る手立てはいくつかある。恐らく脱出した被害者の半数以上は、大使館に行き着く前に、シェルター（H E L Pなど）又はN G Oに辿り着くとみられる。彼らは、日本で放映されるタガログ語テレビ放送を通じて、人身取引やその他の被害者向けのシェルターに関する情報を得ている。また、雑誌にも保護を必要とする人向けの情報が掲載されている。大多数のフィリピン人はキリスト教徒であるため、教会に掲示される情報も役立つ。同じ境遇で同じ国籍の人身取引被害者は集う傾向があるので、「口伝え」も良く見受けられる情報伝達経路である。人里離れた場所では、特にその傾向が強くなる。

日本には、フィリピン人により運営されるN G Oが多数存在する。運営者の多くは日本の永住許可を保持し、人身取引問題を認識しており、被害者に同情的である。これらのN G Oは大使館と協力関係にあり、被害者の救済や情報の伝達のほか、被害者を迎え、シェルターや大使館へ連れて行く上で重要な役割を果たしている。大使館は東京中心部に位置するので、郊外はN G Oが、より容易かつ効果的にカバーしている。財政上の理由も含め、大使館はN G Oのこうした協力の恩恵に預かっている。

タイ大使館も日本国内のタイ人コミュニティへアウトリーチする努力をしている。一方、コロンビア大使館はこれらとは異なる活動を始めた。同大使館ではホットラインを開設し、また、売春で知られる地域に大使館の電話番号を記したシールを貼ることとした。

各国大使館は人身取引の問題を認識しており、効果的に問題に対処しようと努力していると見受けられる。例えば、フィリピン大使館は「国民への支援」部を設け、労働部に福祉担当官を配置している。タイ大使館にはタイ国民保護ユニットが設置され、領事部には福祉問題を担当する職員が任命されている。そして、コロンビア大使館には1997年以来、社会保護担当官が置かれている。しかしながら、その運営資金は限られている。

人身取引のケースの取扱いについて、大使館に具体的な本国からの指令があるようにはみえない。コロンビア大使館は、人身取引被害者のデータを作るための一定の様式が作成されていると述べている。タイ及びフィリピン両大使館は、全般的方針として「タイ国民全般を保護する」(タイ大使館)、または「国民支援を優先する方針を採用している」(フィリピン大使館)と明言する。

日本政府当局とのコンタクト

大使館に辿り着いた人身取引被害者が有効な渡航文書を持たない場合、大使館は細心の注意を払う必要がある。大使館は、人身取引のケースでは日本当局と連絡を取り、被害者に同行した上で当局と会うと述べている。しかしながら、大使館員はリスクも承知しているように見られる。国民を保護するという一般方針に従い、日本政府当局に連絡するまでの期間、被害者の安全と福祉を確保する義務を有する、と一大使館員は述べた。

フィリピン大使館によると、日本の警察は非常に協力的であり、大使館の提案を考慮することもある。つまり、日本当局による取り調べに被害者が応じ、帰国に関しても大使館が被害者を「保証」する等、被害者に関する責任を取ることができる場合、人道的側面への配慮から被害者を警察の留置場に入れるのではなく、大使館又はシェルターに委ねることに合意する場合もあるという。この点は言及するに値するであろう。

シェルターでの生活

大使館に辿り着いた人身取引被害者は、通常、シェルターに保護を委ねられる。タイ大使館には新たな被害者のためにシェルターも用意されているが、後に他のシェルターに委ねられる。フィリピン大使館敷地内にもかつて被害者を一時的に保護する場所があったが、予算削減のため廃止された。現在、被害者は女性の家“サーラー”や女性の家HELP等のシェルターへと委ねられている。しかしながら、これは被害者の自由を意味する訳ではない。むしろ被害者保護のため、シェルターでは行動の自由が制限される。なぜなら、犯罪組織が被害者を元の「強制労働の場」へと連れ戻そうと、被害者を追跡することもあるからである。従って、シェルターにおいて最も重要なことは、被害者の所在を誰にも明かさないことである。

辛い経験から逃れて来た被害者の多くが犯罪組織に追われているが、大使館の関与が犯罪組織による追求と抗議をある意味撥ね付けている、とフィリピン大使館員は述べている。

シェルターは、滞在する人身取引被害者の保護を確保すべく、警備手段を講じている。女性の家HELPでの状況は、次の通りである。まず、シェルターの住所は秘密であり、入口と裏口に監視カメラが設置されている。厳重に鍵を掛けられた二つのドアは、シェルターのスタッフと滞在者に対してのみ開かれる。しかしながら、予算の制約上、常勤の警備員を雇うことはできない。

被害者はたいていシェルター内に留まり、必要があればスタッフが使い走りをする。被害者が入国管理局に出向く場合は、大使館員がシェルタースタッフが付き添い、通訳をする。大使館の要請を受け、通常数日要する入国管理局の取り調べと出国手続を1日で済ませることもある。

シェルターで過ごす最初の週、多くの被害者は過度の疲労から日中まで眠り、耐え難い経験から徐々に回復していく。快復後、多くの被害者はなるべく早く帰国したいと希望する。

人身取引被害者は帰国の日まで、約1~2週間シェルターで過ごす。帰国までの期間が2か月にも及ぶこともあり、行動の自由を制限されている上、早期帰国したいとの願いから、更なるストレスを抱える。シェルターのケースワーカーによると、自分の脱出により家族に危害が及ぶと脅されているため、殆どの被害者が家族の安否を非常に危惧するという。また、被害者の中には、帰国後の新しい生活の負担感に苦しむ者もいるという。当初、被害を受けた女性の大半が、「家族を養えるようになる」という人間らしいまともな雇用機会を約束されていた。しかしながら、日本での滞在中に近づく頃、彼女たちは資金も、よりよい生活への希望もなしに、日本を離れていくことに気が付く。加えて、多くは、健康状態について心配している。性感染症やエイズが主な不安材料である。コンドームの使用を認められなかった者も多く、妊娠の可能性も深刻な心配の一つである。必要があれば、シェルターのスタッフは、彼女たちを病院へと連れて行く。

シェルターで帰国を待つ間、被害者は孤独感とコミュニケーションを取れないことから苦しむ。母国語を話す他の者がいない場合には特にそうである。当時シェルターにスペイン語を話すスタッフがいなかったために、深い孤独感に苦しみ、孤立感を高めていったように見えたコロンビア人少女のケースもある。

帰国前の手続き

人身取引被害者のパスポートは、ブローカーにより取り上げられている等様々な理由から、大使館は被害者に新しいパスポートを発行しなければならないことが多い。前節に述べられているように、出国前に入国管理局での手続きが必要な場合が多い。被害者が警察の捜査を要請する場合や、シェルターのスタッフが保護した被害者たちから繰り返し同じブローカーの名前を聞く場合には、シェルターのスタッフが警察に情報提供することもある。犯罪の疑いがある場合には、警察は捜査活動を開始する。その一例が「ソニー」のケースである（第4章参照）⁵³。

しかし、大きな問題は航空券の購入である。なぜなら、渡航費用をカバーできる資金を持つ大使館は少ないからである。タイ大使館は、タイ航空が国営であるため、人身取引被害者に安い航空券を購入できる有利な立場にある。タイ大使館が航空券を購入し、費用は名目上被害者へのローンとなる。しかし、返済されることは余りない（タイの節参照）。タイ大使館は、社会福祉省より特別資金を得ており、大使館の出費は同省により補填される。

コロンビア大使館は、航空券を購入する特別資金を持ち合わせていない。このため、資金調達を要するが、これには時間がかかる。フィリピン大使館は、航空券購入用の特別予算を確保していると見られるが、この「帰国資金」はフィリピン政府により本国で設立されており、これを獲得するのは容易でない。時間が掛かる上、海外で働くフィリピン人が多いため、利用可能な資金が限られているからである。

出身国への帰国

通常、シェルターには保護した被害者の帰国後の状況を知る手段が無いが、時折舞い込むかつて滞在していた被害者からの手紙により近況を知ることが可能となる。

コロンビアへの帰国の場合、コロンビア政府当局との連絡は早い段階に始まる。日本とコロンビアの犯罪組織の繋がりから、人身取引被害者はしばしば本国にいる家族を心配する。大使館はコロンビア当局と連絡を取る。コロンビアの警察は被害者の家族の警護とモニターに協力的である。

コロンビア到着後、被害者は空港で政府担当官により出迎えられる。コロンビア外務省と捜査当局が捜査にあたる。

コロンビアには、帰国した人身取引被害者の世話をするNGOがあり、中でもコロンビア大使館と最も協働しているのがエスペランサ財団である。女性の家HELPなど日本のシェルターも、被害者の帰国についてコロンビアのNGOと連絡を取っている。

タイの社会福祉省と入国管理局は、被害女性の社会復帰も支援している。女性の家HELPは次のようなケースを報告している。14歳の少女が日本のパン屋での仕事を約束された後、買春の相手方となるよう騙された。彼女は日本での収入で家族を支えることを望んでいた。タイ大使館は、彼女が貧しい地域の出身であり、再び人身取引の罠に陥る心配があったことから、彼女の帰国後のことを危惧した。その上、大使館は彼女が実は親により売り渡された可能性を否定できなかった。このため、社会福祉省職員がバンコク空港で彼女を出迎え、宿泊施設の整った職業訓練センターへと連れて行き、彼女は家族から引き離された。あるケースワーカーは、彼女がシェルターからタイの親元へ電話し、元気になっていると伝えているところを目撃している。タイにも被害者女性を支援するNGOが活動しており、タイ国民が騙され売春へと身を売られることを防ぐ上でも、これらNGOは重要であると大使館は指摘している。

フィリピン政府は、帰国した人身取引被害者の精神的打撃からの回復を支援している。また、帰国した被害者には様々な職業訓練機会がある。海外で働くフィリピン国民の数は非常に多いことを考えると、人身取引被害者や売春を強要された被害者を支援するNGOが多い事実は驚きに値しない。社会福祉省(DSWD)はNGOと協働しており、同国の法律も、人身取引被害者に関する具体策を制定している。

第3章 人身取引に関する統計資料

本章では、現在入手可能な統計データを検証する。人身取引に直接対応する法が存在しないことに加え、被害者が警察に通報しないことや、被害者が人身取引被害者ではなく入管法違反者として扱われる等により、依然として多くの人身取引事件が記録されないままである。このような制約はあるが、本章では、可能な限り関連データを提供し、人身取引問題の規模に迫り、問題を捉える手掛かりとなるよう試みる。この目的に沿って、組織犯罪集団、娯楽産業、出入国管理統計、「興行ビザ」及び人身取引に関する警察庁統計等の統計データを紹介する。データの制約により問題の完全把握には及ばないが、本調査研究では、日本における人身取引問題の現状及びその深刻さを極めて広範な視点から捉える。

統計情報

日本に人身取引された女性の数について信頼できる推定数を出すことは極めて困難である。以下は、主に日本政府及びフィリピン海外雇用庁による公式統計情報である。

警察庁の統計

人身取引の検挙事例に関する警察庁統計は、報告されてない事例が多いため、人身取引の実際規模を反映していない。人身取引に特別に焦点を当てた法制度の欠如に加え、被害者を保護する制度も未だ存在しないために、被害者が警察に「保護」を求めることはありそうもない。仮に保護を求めた場合も、実際に人身取引業者の起訴にまでいきつくことは稀である。多くの場合、被害者が自費で母国へ帰国することとなるか、不法滞在になる。不法滞在者の場合には、自費で母国へ帰国することになることが多い。

このような制約はあるが、人身取引の検挙状況を示す人身取引に関する警察データは、重要である。2003年には、警察庁に全国都道府県警から51件の人身取引事犯が報告され、検挙されたのは41名(うちブローカー8名)、また、83名の被害者が見つけ出された。

表 1: 警察庁により記録された人身取引事犯

	2000年	2001年	2002年	2003年
検挙件数	80	64	44	51
検挙人員 ^{5 4}	55	40	28	41
起訴人数	48	33	26	37
うちブローカー	16	9	7	8
被害者数	104	65	55	83

出所：警察庁、2004年

表 2: 出身国・地域別人身取引被害女性数

年(合計)	タイ	コロンビア	フィリピン	台湾	ロシア	中国	インドネシア	韓国	カンボジア
2000(104)	73	1	4	3	12	7	3	1	
2001(65)	39	3	12	7			4		
2002(55)	40	6	2	3		4			
2003(83)	21	43		12	0	2	3		2
計(307)	173	53	18	25	12	13	10	1	2

出所：警察庁、2004年

人身取引の統計データ

人身取引に直接対応する国内政策不在の中で、警察庁は人身取引に対してある種の体系的アプローチを確立している初で唯一の政府機関である。

警察庁は、実際の人身取引事犯の詳細を含む解説を作成し、現場職員を対象に配布している。加えて、人身取引の疑いがある事例を所定の様式(別添 参照)を用いて各都道府県警より報告を受ける制度を立ち上げた。上記の表1、2は、この都道府県警による報告に基づき作成されたものである^{5 5}。関東地域から報告された事犯が大部分であるが、報告は日本全国からなされている。検挙された41名のうち8名は、ブローカー(被害者を受け取り、仕事に就かせる)や被害者が働く場所の使用者・従業員から構成されていた。証拠不十分な場合を除き、殆どの事例は起訴されている。ほぼ全ての検挙事例は3、4か月以内に、簡潔な手続に従い、速やかに裁判所で解決され、有罪判決が下った。

最近4年間に科された刑罰は、平均で1~2年(初犯の場合、たいてい執行猶予付)、最高で執行猶予なしの実刑判決4年であり、通常は50万円以下、最高で200万円の罰金を伴った。罰金が、犯罪による利益の没収を伴うこともあった(一例では約300万円)。有罪判決は、職業安定法(第63条有害な職場での職業紹介、1-10年の懲役又は20万-300万円の罰金)、出入国管理法(第73条2項不法就労助長罪、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)、売春防止法(第12条売春の営業、10年以下の懲役及び30万円以下の罰金)に基づいてなされた。ほぼ全ての被害者がオーバーステイであった。中には合法ビザを持つ者もいたが、ビザ許可範囲外の活動を行っており、被害者のほぼ全員が本国へ退去させられた。また、有罪判決を受けた外国人ブローカーや使用者も退去強制対象となる執行猶予判決を受けたため、本国へ退去した。送還されたコロンビア人ブローカーは、本国到着と同時に逮捕された。

入国管理局が2004年2月に行った国外退去者を対象としたヒアリングでは、3,517名中53名がパレルモ議定書で定義される人身取引被害者に該当するとされた。

犯罪組織グループに関する統計

人身取引関係行為を起訴するための大きな阻害要因の一つは、セックスセクターを支配する組織犯罪グループ(ヤクザ、暴力団)の強力な存在である。暴力団対策法⁵⁶に登録されている24の暴力団の構成員は8万5800人で、これには準構成員(暴力団の正式な構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力背景として暴力的不当要求行為等を行う者又は暴力団に武器や資金を供給し、組織の運営に協力若しくは関与する者)も含まれる⁵⁷。2003年には3万550名の構成員と準構成員が、薬物乱用や暴行、恐喝、窃盗等で逮捕された⁵⁸。また暴力団と海外犯罪グループの協力や共謀も増加している⁵⁹。2003年及び2004年の警察白書では、海外と日本の組織犯罪グループの共謀による性的搾取を目的とした女性の人身取引事例を特集として取り上げている⁶⁰。白書が強調する点は、性的搾取を目的として女性を密輸する国際組織犯罪グループの犯罪的側面である。被害者についての情報は限られており、こうした犯罪の人的側面への注意がほとんどなされていない。

日本のセックスセクターは、大方暴力団により支配されている。売春は違法であるが、「性風俗関連特殊営業」という形で容認され、大いに提供されている。この営業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)が、「異性の客の性的好奇心」を満たすことを目的としたサービスを提供する多種類の営業から構成されている⁶¹。ホステスサービスが提供されるバーやナイトクラブは、同法では「風俗営業」に該当し、「性風俗関連特殊営業」には当たらない。警察統計によると、2003年には約3万2340店がこの分類で登録されていた⁶²。同年には合計1144名が売春防止法違反で逮捕され、うち260名(22.7%)が暴力団員であり、売春が依然として組織犯罪グループの主要な資金源であることが示された。逮捕者には、コロンビア人50名、タイ人46名、韓国人45名、そして、中国人42名が含まれていた。

娯楽産業

日本には、数千にもなるホステスバー(性を売っていないものも多い)とそれを一部とする、巨大なセックスセクターを含む膨大な娯楽産業が存在する。その収入は莫大であり、年間総収入は、2000年11月のアジアウォールストリートジャーナル誌では4-10兆円⁶³、2003年2月のファイナンシャルタイムズでは10兆円と推計された⁶⁴。これは、控え目な推計である前者の数を用いたとしても、日本の国民総生産の1-3%を占める計算になる⁶⁵。

娯楽産業では、多くの外国人女性が雇用されているが、正確な雇用者数をはじき出すことは困難である。1999年7月の国際移住機関(IOM)広報誌は、「日本はアジア人女性にとり最大のセックスセクター市場であり、タイとフィリピンからの女性を主とする15万人を越える外国人女性が関与している」と報告した⁶⁶。また、2000年には、ファー・イースタン・エコノミック・レビュー誌が、日本に滞在する12万人の外国人女性のうち7万5000人も女性が、セックスセクターで強制的労働に従事していると報じた⁶⁷。

前掲の数字は、日本に人身取引された女性の数量的規模を論じる手掛かりとなるが、あくまでも推定に過ぎない。その上、ホステスサービスと売春、自由意志と強要・強制等の概念の詳細な分別に基づいていないため、娯楽産業について一般化して論ずることは危ないといえる。「ホステス」という職業は多くの文化で馴染みがないので、多くの人々が性的サービスを伴うものであると誤って考えている。統計的推計は多くの場合大雑把であり、ホステス(たいてい、客との歓談や飲み物を出したり、タバコに火を付ける等、身体的接触や性的サービスを伴わない)と他のセックスサービスの仕事(ストリップや売春を含む)を完全に区別していない。娯楽産業の規模を考慮すると、クラブが非常に洗練された高級なものから通常のホステスサービスに加え、性的サービスを含むものまで幅広く存在することは驚くに値しない。人身取引についての如何なる議論も、日本における娯楽産業の巨大な規模と多様性に加え、同産業が大勢の日本人女性(外国人女性も)を雇用し、また、殆どの女性が強制的でない店で働いている点を捉えない限り、効果的とは言えない。人身取引された女性が、娯楽産業で働く女性のごく一握りではないと裏付ける証拠は今のところ存在しない。また、売春も同産業の一部に過ぎないのである⁶⁸。

巨大規模である娯楽産業を一般化して論ずることは、有害である。なぜなら、それは同産業に採用された若い女性に、仕事は高給だが低リスクであり、性的サービスの提供も伴わないという漠然とした安心感を与えてしまうからである。娯楽産業の広範な営業についての十全な分析を行うことは困難であり、同産業に特定した公式政府データの欠如や交遊費を非常に大まかに記録する企業の慣行により、更に難しさを増している。娯楽産業は、日本のビジネス文化の主流をなす基本的構成要素を形成している。得意先、顧客、同僚をもてなし、信頼

を構築することは日本のビジネス慣行として長い伝統があり、それが、会社の支出により、少なくとも部分的に支えられてきた理由である。主流のビジネスは娯楽産業の度の過ぎたやり過ぎに責任も、人身取引業者との直接の関係も存在しないが、娯楽産業は確かにビジネスの主流の支持を享受している。

もう一点は、娯楽産業が単純な労働市場原理の上に成り立つことに関する。同産業が、多くの外国人女性の雇用主であることは明らかである。ホステスとしての雇用は合法だが、ホステスという仕事を具体的にカバーするビザの類型は存在しない。例えば、外国人女性は配偶者ビザや就労ビザ(ホステス業のための就労ビザはない)を保持する場合、合法的に働くことができる。しかしながら、恐らく娯楽産業で働く外国人女性の多くが、適切なビザを保持しないものと考えられる⁶⁹。これに関してILO強制労働廃止行動計画の統括責任者であるロジャー・プラント氏は、「安価な移民労働者への需要に応える合法的移住に対して障壁が築き上げられると、人身取引業者を培う危険な土壌が育ってしまう可能性がある。」⁷⁰と述べている。

入国管理局統計

人身取引被害者は、合法ビザ(大抵、短期滞在用ビザ、興行ビザ又は配偶者ビザ)か、偽造渡航文書を用いて入国する。時には、正式な入国手順を全く経ずに入国することもある。警察のデータには、ロシアから人身取引された女性数名が、観光ビザが有効である3か月間売春を行い、帰国時に賃金も支払われたという事例もある⁷¹。しかしながら、大概、日本における彼女たちの滞在と労働は、秘密裏である。

移住統計は、不法残留者の数、退去強制された不法就労者の数、就労形態及び日本での収入についての情報を提供する。出国時に入国管理官により収集されるこれらの情報に、全く完全な信頼性はないかもしれないが、集められたデータは整合性があるように見られる。それによると、不法入国者は、皆ほぼ同じ日額の賃金であり、多くの場合国内最低賃金⁷²をやや上回る7千から1万円の日給を受け取っており、最低賃金以下の報酬を受け取っていたであろう者は、13.6%のみであった。

出入国管理統計

- ・ **上陸拒否**：毎年平均1万人が入国審査官に上陸を拒否されている。これには、適切な渡航文書がないために、入国を拒否する法的理由が揃う場合と、日本訪問目的が疑わしいために拒否される場合とがある。入国者が就労目的で来日したにも関わらず、観光ビザや短期就労ビザを提示したり、友人・家族の訪問に来日したと主張する後者の事例は、拒否者の約60%(年間6000人)を占める⁷³。2003年に入国を拒否された最大グループは韓国と中国(本土

及び台湾を含む)からの渡航者であり、その他主要なグループは、タイから346名、コロンビアから274名、フィリピンから402名であった。

- ・ **退去強制**：2003年に日本から退去強制させられた不法滞在者は4万5910名(うち女性1万9951名)で、その約5分の1(9251名)が不法入国者、3万4266名(75%)が不法残留者であった⁷⁴。うち5698名(女性は3763名)のフィリピン人と2993名(女性は1813名)のタイ人が、出入国管理及び難民認定法(入管法)違反で退去強制させられた。コロンビア人についてのデータはない(中国人12,382名、韓国人7,877名)。
- ・ **非合法移民**：人身取引は、不法移民と明確に区別する必要がある。不法残留者全てが人身取引被害者ではない。ビザ失効前に出国する人身取引被害者もいる。そのほかに出入国管理統計に反映されない人数については、入国時に入国審査を通過しなかったか、偽造文書が用いられたためであろう。しかしながら、人身取引被害者の多くは、ビザ失効後も日本に残留していると考えられる。従って、不法残留者のデータは、人身取引被害者数を推定する手掛かりとなる。2004年1月現在、不法残留者数は21万9418名で、うち3万1428名(14.3%)がフィリピン人、1万4334名(6.5%)がタイ人、性別で見ると、11万3066名(51.5%)が男性で、10万6352名(48.5%)が女性であった⁷⁵。また、統計によると、不法残留者の多くが短期滞在ビザ(68.5%)や興行ビザ(5.5%)で入国しており、興行ビザを持って入国した者のうち、1万582名(88.4%)がフィリピン人であった。重要なのは、多くの事例において、人身取引された女性の不法入国・上陸者という立場が、彼女たちが助けを求め、警察に自らの状況を通報することを思い留まらせる要因となり得る点である。
- ・ **不法就労者**：2003年には、退去強制させられた不法残留者の77%(3万4325名)が就労していたことが判明した。多くは近隣アジア諸国出身者だが、出身国はのべ104か国に及んだ。また、不法就労者の7割を占めたのは、韓国、中国(本土)、フィリピン、タイ及びマレーシアの出身者であった。
- ・ 非合法移民の仕事に関する公式統計は、非常に大きなジェンダー格差を反映している。男性は工場労働者として働く傾向があり、一方、多くの女性はホステス⁷⁶、それに次いで工場労働者、ウェイトレスとして就労していた。
- ・ **収入**：多くの労働者が7000-10000円の日給を支払われていた(全体の38.2%；男性の46.5%、女性の26.9%)。

表 3: 出身国別不法残留者数 (2004 年 1 月 1 日現在)

出身国	人数	構成比
韓国	46,425	21.2 %
中国	33,522	15.3 %
フィリピン	31,428	14.3 %
タイ	14,334	6.5 %
マレーシア	8,476	3.9 %
その他	85,242	38.8 %
計	219,418 (うち女性 106,352 人)	100 % (うち女性 48.5 %)

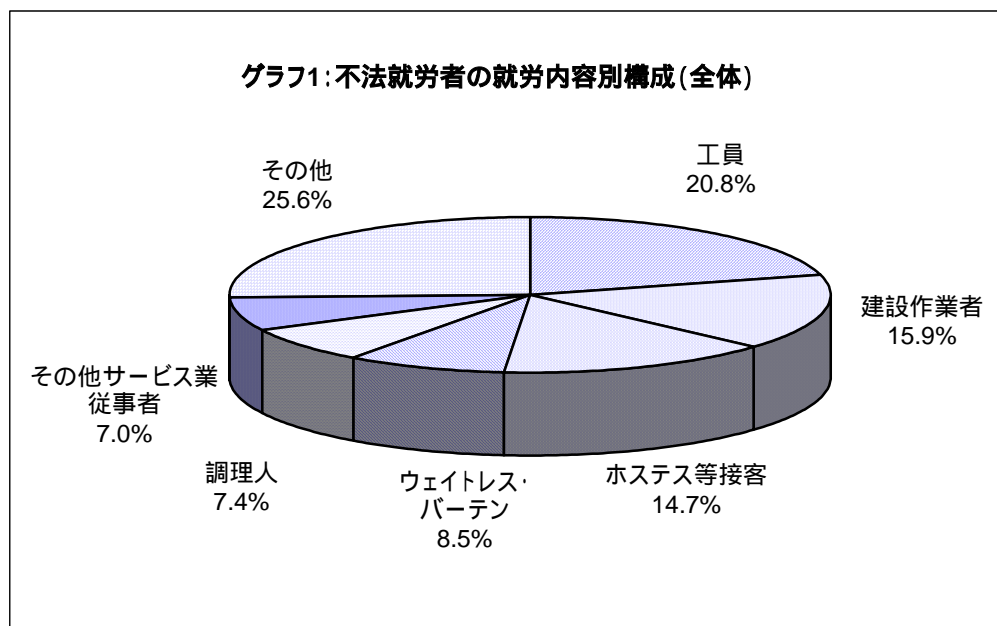
出所：法務省入国管理局

表 4: 不法就労者の就労内容別構成 (2003年)

	工員	建設作業 者	ホステス等 接客	ウェイトレス・ バーテン	調理人	その他サービ ス業従事者	その他
男性	5,146	5,426	184	1,235	1,845	927	5,511
女性	2,010	42	4,873	1,684	689	1,479	3,274
計	7,156	5,468	5,057	2,919	2,534	2,406	8,785

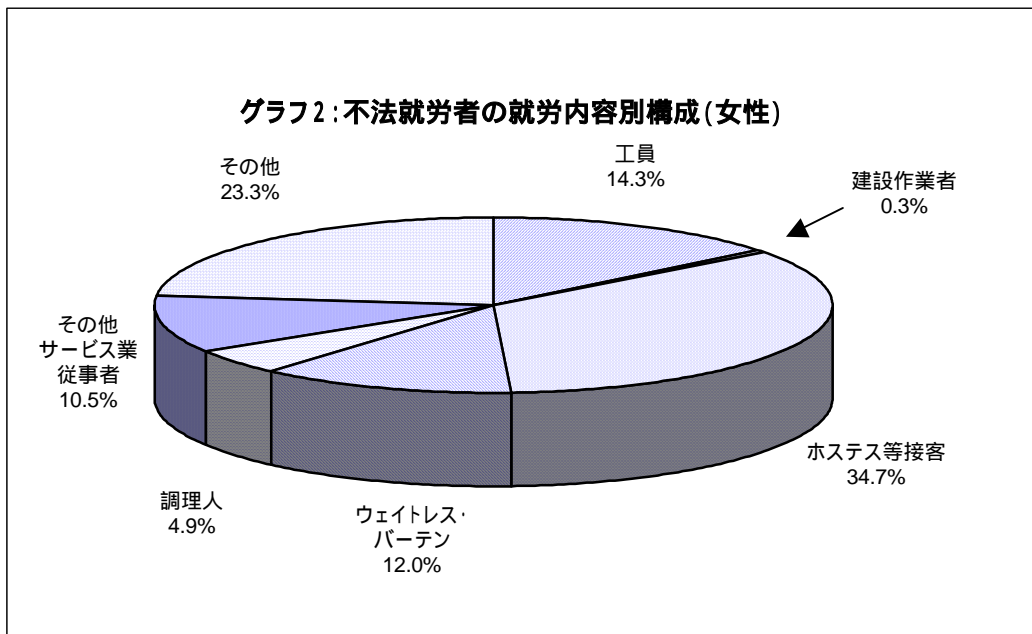
出所：法務省入国管理局、2004年

グラフ 1: 不法就労者の就労内容別構成 (全体)



出所：法務省入国管理局、2004年

グラフ 2：不法就労者の就労内容別構成（女性）



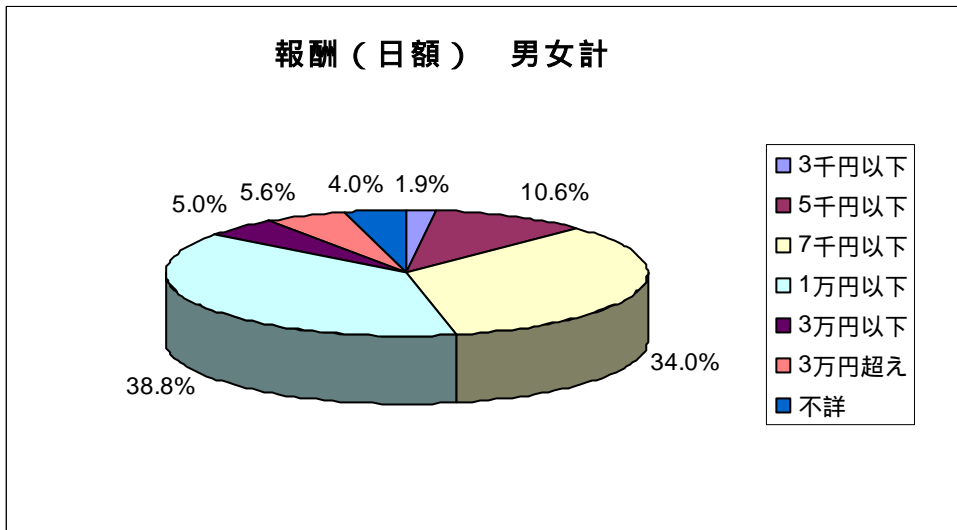
出所：法務省入国管理局、2004年

表 5：退去強制された不法就労者の日給別構成（2003年）

	3千円以下	5千円以下	7千円以下	1万円以下	3万円以下	3万円超え	不詳
男性	175	1,388	6,886	9,415	883	959	568
女性	461	2,262	4,801	3,909	837	966	815
計	636	3,650	11,687	13,324	1,720	1,925	1,383

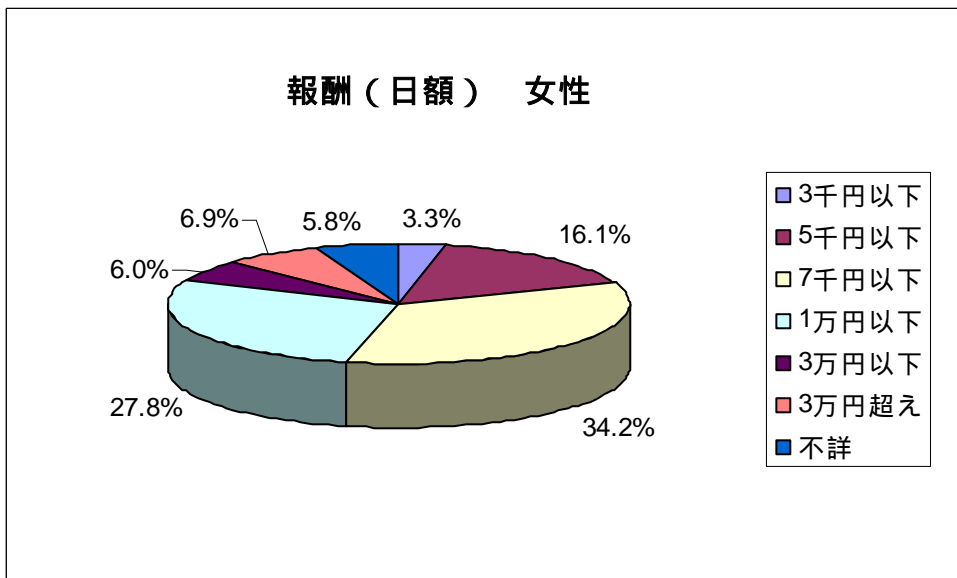
出所：法務省入国管理局、2004年

グラフ 3：不法就労者の報酬（日額）別構成（全体）



出所：法務省入国管理局、2004年

グラフ4：不法就労者の報酬（日額）別構成（女性）



出所：法務省入国管理局、2004年

興行ビザ（フィリピン人「エンターテイナー」）

フィリピン海外雇用庁（POEA）によると、2002年には、7万3685名が海外において興行活動に従事していた⁷⁷。海外就労はフィリピン政府が強力な支援をしているため、海外興行従事者の圧倒的多数である7万3246名が日本に興行ビザで入国し、残り僅か439名が他国（主に韓国）へ

渡航している。海外興行活動に従事する男性は僅か1%で、残り99%が女性であった⁷⁸。来日フィリピン人のエンターテイナーの数は、1996年の1万8232名から2002年の7万3246名まで増加し続けた(入国管理局の推計では、2003年には8万人に達する)。

法務省入国管理局統計では、興行ビザを用いて入国する外国人が年々増加する中(1996年の5万3952名から2003年の13万3103名)、2003年には、フィリピン人が約8万人で、全体の60%を占めた⁷⁹。2003年には20万9525名がフィリピンのパスポートで日本に入国したことを考慮すると、興行ビザで入国した者の数は非常に多い(新規入国者13万1834名、再入国者7万7691名)。興行ビザで入国した者には客との接触やホステス業に従事することを許可しないため、この膨大な数のエンターテイナーが如何なる職場で就労しているのか疑問が投げ掛けられている。

入国管理局は、興行ビザ取得要件、エンターテイナーとして応募する者の資格要件などの見直しを計画している。狙いは、資格を満たす能力のない者の興行ビザでの入国を防ぐことにある。

表6: フィリピン人入国者数

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
日本に入国する フィリピン人 (新規・再入国)	データ 無し	データ 無し	データ 無し	144,305	169,755	186,262	197,136	209,525
興行ビザで入国 する者 (新規)	53,925	67,475	73,778	82,305	103,264	117,839	123,322	133,103
海外興行従事者 (OPA)として日 本に来た者 (POEAによる) ⁸⁰	18,232	31,071	35,335	43,822	59,568	70,244	73,246	80,000 ⁸¹
興行ビザを持つ者 のうち日本で外国 人登録をしている 者	データ 無し	データ 無し	データ 無し	32,297	53,847	55,461	58,359	64,642

出所: 法務省入国管理局、及びフィリピン海外雇用庁 (POEA)

第4章 政府政策・法的対応（国内レベル）

前二章では、日本での性的搾取を目的とする人身取引の現状について、多くの被害者の事例と統計データを交えて検証した。そこで取り上げられた情報により、質量共に問題の深刻さが浮き彫りになったが、日本政府の人身取引問題への従来への取組は十分とは言えず、批判が高まっていた。しかし、日本政府は、2004年初めより同問題への対応を強化し始めた。

本章では、近年の日本政府の人身取引問題への取組の動向について扱う。ここではまず、人身取引の特定の各側面に対応する既存の法律を挙げる。しかしながら、法の適用のみでは人身取引問題の解決には至らないのが現状である。人身取引は多角的な問題であるため、日本政府はこの問題への包括的アプローチを取ることを決定し、関係4省庁調整を行う連絡会議を設置した。法務省も、人身取引の刑事訴追に向けての準備を行っている。更に、人身取引への認識が高まるにつれ、政府はこの問題の人権的側面により注目し始めた。そのため、人身取引された女性は深刻な犯罪の被害者であるとの事実を考慮し、入国管理局はより柔軟に対応するようになり、既存の公共施設とサービスが被害者支援のために利用されるようになった。最後に、政府はより実効性のある取組を行うため、2004年12月に包括的な人身取引対策行動計画を策定した。

1. 適用される法規

現在に至るまで、日本では外国人の日本への人身取引を直接禁じる人身取引に関する法は制定されていない⁸²。従って、現在、人身取引及び売春に関する問題は、既存法の枠内で対処されている。こうした法律には、組織犯罪集団（暴力団）と組織犯罪に関わる法、売春防止法及び風俗営業を規制する法、児童買春・ポルノを禁止する法、労働法、そして入国管理法が含まれる。主な法律の概要を以下説明する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991年施行、1993年・1997年改正。「暴力団対策法」）⁸³

組織暴力団は人身取引の主な担い手であるため、これらの組織の活動を取り締まる法規は重要である。暴力団対策法の主目的は、暴力団を指定することにより暴力団の存在と勢力を記録する点にある。狙いは、国家公安委員会が直接発令する命令により特定分野における暴力団の活動を制限し、暴力団の活動が一般市民に及ぼす危害を最小化することにある。現在、指定暴力団は24、暴力団員は85,000人に及び、暴力団対策法は暴力団の監視に有効であり、犯罪の起訴は「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」が規定している（次節参照）。

暴力団対策法第9条は、15項目の「暴力的要求行為」を挙げている。これらの行為は乱暴な言動を用いる、あるいは指定暴力団の力を行使する等、実際に暴力団が使う典型的な手口として知られているもので、公安委員会が命じる特別な措置の対象となっている。暴力的要求行為に含まれるものとして、不当な方法で債務を取り立てる行為が挙げられる（第9条6の2項）。

暴力団が屈強な男性による「用心棒代」の徴収等、不当な暴力的要求行為を行う恐れがあると認められる場合には、同行為の反復を防止するため、公安委員会は当該指定暴力団に対して必要な事項を命ずることができる⁸⁴。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織的犯罪処罰法、1999年施行）⁸⁵

この法律は、組織による犯罪及び不正な収益の隠匿と、收受への処罰の強化を目的とする。同法は、犯罪に係する財産の没収と追徴、並びに疑わしい取引の届出のための措置を定めている⁸⁶。また、マネーロンダリング、外国人の不法就労の促進、不法入国の助長、集団密航者の收受と蔵匿等を含む密航に関わる犯罪についても規定し、そのような犯罪収益の没収等の措置を可能にしている。

売春防止法（1956年施行、最新改正2002年5月）⁸⁷

この法律の一般的な狙いは売春の防止であり⁸⁸、その根拠には、売春は人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗を乱すものであるという論拠がある。売春行為そのもの及びその相手方となることが禁止されているが（第3条）、処罰規定は定められていない。

売春の勧誘等は、法律で禁じられている（第5条）。第5条に違反した女性は、刑事処罰（6か月以下の懲役又は1万円以下の罰金）の対象となる。執行猶予となったときは、補導処分を受け、婦人補導院に收容される（第17条）。また、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」は保護と更生のために婦人相談所で一時的保護を受ける（第34条）。これらの規定には、売春と売春を提供する女性への家父長的な見方が反映されている一方で、こうしたサービスを買う男性側の責任については殆ど考慮されていないようである。

最も人身取引に係するのは、売春の周旋を処罰する第6条（2年以下の懲役又は5万円以下の罰金）である。また、第7条から13条には、売春の強要、対償の收受、売春目的のための前貸し、売春させる契約の締結、売春を行う場所の提供、売春の管理及び売春のための資

金等の提供に対する処罰が規定されている。これらの行為に課される刑罰は3年から10年以下の懲役又は（及び）10万円から30万円以下の罰金である。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」。1948年施行、1998年改正）⁸⁹

同法は、風俗営業、特に性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限することにより、これらの営業を規制することを目的とする。1998年の改正で、人身取引された女性の使用者の行為を対象とする特別規定が導入された。

第18条は、風俗営業を営む者は、接客に従事する者が離職する際に返済すべきものとして、個人の支払能力に照らして不当に高額な債務を負わせることを禁じている。また、債務を負担させた接客従事者の旅券の保管又はそれを第三者に保管させることも禁じている。これらの違反行為には刑事処罰は付されず、現在までにこれらの規定が適用された確証もない。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（1999年施行⁹⁰、2004年改正）

同法第4条から7条は、児童買春と児童ポルノに関連する行為（児童買春をすること、周旋、周旋目的勧誘、児童ポルノの頒布、販売及び業としての貸与又は公然陳列、並びにこれらの目的での児童ポルノの製造、所持、運搬、輸入及び輸出）を処罰する規定であり、これらの行為のいずれかに該当した場合、違反者は、最高5年以下の懲役又は500万円以下の罰金刑を課される（併科も有り）。同法第8条は、児童買春や児童ポルノの製造を目的として人身売買を行った者を1年以上10年以下の懲役に処する旨規定している。また、同条第2項は、児童買春や児童ポルノの製造を目的として、外国に居住する児童で略取され、誘拐され又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民を2年以上の有期懲役に処する旨規定している。なお、児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、同法第5条から第8条までの規定による処罰を免れることはできないが、過失がないときは、この限りでないものとされている（同法第9条）。

改正法の附則では、施行後3年を目処として、法律の実施状況、児童の権利の擁護に関する国際的動向等を勘案して検討を加えることを規定している。

労働法

- (1) **労働基準法（1947年施行）**：労働又は性的搾取を目的とした人身取引は、国際的に強制労働の一形態とみなされている。労働基準法第5条は強制労働を禁止し、第6条

は中間搾取を排除し、第 17 条は労働することを条件とする前貸しの債権と賃金を相殺してはならないと定めている。これらのいずれの違反についても、刑事処罰が付されており(第 117 条から 119 条)、共犯者である場合も処罰される。第 5 条の違反は、1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金刑を課される。第 6 条の違反には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金刑を課される。第 17 条の違反には 6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金を課される。

- (2) **職業安定法(1947 年施行)**⁹¹：同法第 63 条は、「暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によって」又は「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で」職業紹介や募集、供給業務を行うことを禁じている。本条に付されている刑事処罰は 1 年以上 10 年以下の懲役又は 20 万円以上 300 万円以下の罰金である⁹²。

出入国管理及び難民認定法(1951 年施行)⁹³

第 5 条第 1 項 7 は、「売春又はその周旋、勧誘、その場所の提供その他売春に直接に関係がある業務に従事したことがある者」の入国を禁止している。また、偽造若しくは変造された旅行文書を行使、譲渡、貸与、所持している者、また、他の外国人に不正に証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可を受けさせる目的で旅行文書を譲渡し貸与した者は、退去強制させられる⁹⁴。外国人に不法就労をさせること、また、それを目的として外国人を支配下に置くことは禁じられ、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金刑を課される⁹⁵。

第 74 条は、不法な労働に従事させる営利目的で人を密航させる行為の処罰を定めている。刑事処罰としては、1 年以上 10 年以下の懲役、及び 100 万円以上 1000 万円以下の罰金刑を課される。

刑法(1907 年施行)⁹⁶

人身取引には多様な犯罪が関与しており、それらは刑法における各規定により処罰対象となり、次の規定が適用される。日本国民の国外犯(第 3 条)、公文書偽造等(第 155 条)、公正証書原本不実記載等(第 157 条)、偽造公文書行使等(第 158 条)、強制わいせつ(第 176 条)、強姦(第 177 条)、準強制わいせつ及び準強姦(第 178 条)、未遂罪(前 3 つの犯罪の)(第 179 条)、これらの行為への共犯(第 180 条)、強制わいせつ等致死傷(第 181 条)、殺人(第 199 条)、傷害と暴行(204 条から 208 条)、監禁(第 220 - 221 条)、脅迫(第 222 条)、強要(第 223 条)、未成年者略取及び誘拐(第 224 条)、営利目的等略取及び誘拐(第 225 条)、国外移送目的略取等(第 226 条)、被略取者収受等(第 227 条)。刑罰には、死刑と終身刑が含まれる。第 226 条で国外移送を目的として略取・誘拐し、(国外に移送する目的で)人を売買した者や売買された者を日本国外に移送した者は、2 年以上の懲役刑に課

されることを記しておきたい。本条は、19世紀から20世紀始めにかけて主にアジアなどの外国に売春のために渡ったいわゆる「からゆきさん」と呼ばれた日本人女性を対象にしたものである⁹⁷。性的搾取を目的とする現代の女性の日本への人身取引は、かつての「からゆきさん」の売買と比べられることもある。

男女共同参画社会基本法（1999年施行）⁹⁸

同法は、男女共同参画社会の形成に向けての取組を推進するために定められたものである。国、地方公共団体及び国民が、男女共同参画社会の形成を促進する責務があると規定している（第8,9,10条）。国民は、職場、学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会形成の責務があると規定している。第7条は、男女共同参画社会の形成を促進する際、密接な関係を有する国際社会の取組と協調して行わねばならないと規定している。

性的搾取を目的とした人身取引、そうした人身取引及び移住労働との関係は、明らかにジェンダー面の影響を正しく考慮したものでなければならない。第21条から28条では、1997年に設置された男女共同参画審議会に代わるものとして、男女共同参画会議の設置を規定している。男女共同参画審議会の女性に対する暴力部会は、性的搾取を目的とした女性の人身取引問題を検討した。

2. 反人身取引法

国際法

人身取引に対する国際的関心の高まりが、二つの重要な国連文書に結実した。日本政府は、一方を批准し、他方に署名した。「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」への批准は2004年4月21日に国会により承認された。「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（パレルモ議定書）は、2002年12月に署名された。日本政府は、人身取引対策行動計画の中で、パレルモ議定書を批准する意図を明確に表明しており、次期通常国会会期中の批准のための国会承認に向け、法改正を含めた詳細な検討を行っている。

人身取引に関する法の制定

日本政府は、パレルモ議定書批准に向けて、同議定書に定められた条件を満たすべく国内法の制定、または改定を行うことを決断した。現在、日本への人身取引を直接禁止する法律は

存在しない。入管難民法や労働法は、人身取引に特別に対応するようには作られてはいない。このことは、萩原(通称ソニー)被告が起訴された最近の事例でも明らかであろう⁹⁹。彼は、人身取引の一端を担っていたと見られ、二人の女性の人身取引(彼が女性の人身取引に組織的に関与していたことを示す証拠も存在した)により起訴された。判決は、1年10か月の懲役刑であった。近年、多くの国々が人身取引を対象とした新法を制定している(別添 参照)。新たに人身取引に関する法を制定する場合に、パレルモ議定書に従い、長期にわたる刑役、罰金、そして犯罪による不法利益等人身取引業者の資産没収を含む適切な厳刑が含まれる。

人身取引を取り締まる緊急の必要性に対応する形で、法務省は個人の自由を侵害する人身取引、誘拐、監禁により厳しく対処すべく、法改正に踏み切ることにした。法務大臣は2004年9月に、法務大臣の諮問機関である法制審議会に対し、刑法改正に関して諮問した。法務省は、2005年2月に審議会答申を受け取ることを望んでおり、2005年の通常国会へ刑法改正案を提出する予定である。

人身取引に対処する現行の法的措置は他国に遅れを取っていることに鑑み、法務省は人身売買罪の新設を検討している。同省は、人身の売買により有罪が確定した者には1年以上10年以下の懲役、人身の買い受けにより有罪が確定した者には3か月以上5年以下の懲役を科すことを予定している。但し、未成年者を買い受けた場合は、3か月以上7年以下の懲役、とより長期の刑を予定している。また、営利を目的とする買い受けの場合には、刑期は1年以上10年以下となる。臓器摘出を目的とする略取・誘拐を処罰できるよう刑法225条の改正も検討されている。被害者の海外での労働に対する同意があることだけで、略取や誘拐などに関する現行の法規定では人身取引加害者を処罰できずにいる。こうした法制上の欠点を克服すべく、人身取引のプロセス(例えば、被害者の「蔵匿」、「引渡し」及び「移送」)に関与する者を正当に処罰し、刑法が人身取引全過程に対処できるようにするために刑法227条が改正される予定である。略取・誘拐された者を引き受け、移送し、蔵匿することは犯罪とする。

出入国管理及び難民認定法の改正

人身取引に関する法改正で他に予定されているものとして、出入国管理及び難民認定法の改正が挙げられる。法務省は、同法を一部改正する法案を2005年の通常国会に提出する予定である。同改正により人身取引被害者へ在留特別許可を与える法的基礎が与えられることとなる。同省入国管理局は、人身取引被害者に対して当面同法を弾力的に運用する見通しである。

3 . 省庁間の調整

関係省庁連絡会議

女性に対する暴力専門調査会の報告を受けて¹⁰⁰、日本政府は2004年4月5日に、人身取引により効果的に対処すべく、省庁間タスクフォースである人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置した。同タスクフォースは内閣官房副長官補を議長とし、関係四省庁（外務省・法務省・警察庁・厚生労働省）の調整を目的としている。主たる任務は、人身取引に関する処罰と法執行の強化のための法手段の調整、及び人身取引被害者への保護と援助の提供である。

人身取引政府協議調査団の派遣

2004年9月、日本政府は人身取引政府協議調査団をフィリピンとタイに派遣した。その目的は、国際協力の推進、並びに具体的に人身取引と闘い被害者を救出すべく、政府機関やN G O・宗教団体を含む関係諸機関・団体と共に対策を強化することにあった。最新の情報と経験を共有することを通じて人身取引と闘うため、政府と様々な関係諸機関・団体との対話は、国際的にも国内的にも継続される予定である。

4 . 組織面および行政措置における最近の動き

組織面

a) 警察庁

2004年4月1日に警察庁内に組織犯罪対策部を設置

b) 外務省

2004年8月1日に外務省内に国際組織犯罪室を設置

行政措置

a) 警察庁

警察庁は全国47都道府県の警察に対し、人身取引業者をより効果的に検挙するため、人身取引に関する捜査を強化するよう指示した。2003年に警察は人身取引の容疑で41人の

ブローカーや雇用主を検挙した。2000年から2003年までにこの事案で検挙された人数は、164人に上る。

b) 法務省入国管理局

入国管理局は、出入国管理を厳格化させている。2003年には3,660もの偽造旅行文書を押収した。同局は、興行ビザ悪用に対し厳格な調査を行う。

c) 外務省

外務省は、必要に応じてビザ発給を厳格化する。一例として、2004年2月より、日本へ渡航を希望するコロンビア人については出国前のビザ取得を勧奨している。

d) 婦人相談所

人身取引被害者の一時保護施設（シェルター）として、婦人相談所が活用されている。被害者は不法滞在者として直ちに入国管理局へと出頭することなく、婦人相談所に滞在し、適切なケアを受けることができる。

在留特別許可の弾力的運用

人身取引被害者は、日本に在留するために必要な旅行文書を所持していないことが多い。この事実は、多くの女性が関係当局に連絡を取ることを躊躇する一因となっている。人身取引被害者の退去強制は、被害者自身が人身取引業者に対する証人となり得ないことを意味している。一時的な被害者保護ビザを発給することにより、被害者は限定された期間日本に在留することが可能となるだろう（アメリカの一時保護ビザの概要については別添Vを参照）。

この問題を認識した入国管理局は、人身取引被害者に対して弾力的な法令の運用をし始めた。人身取引被害者に、1)起訴後証人として出廷する意志がある、2)生命の危険に曝される状況下に置かれる可能性がある、あるいは、3)妊婦である場合には、入国管理局は在留特別許可を与えることがある。この在留特別許可を人身取引被害者に与えるか否かは、法務大臣及び全国8か所ある地方支局の局長がケース・バイ・ケースで判断する。2004年2月には、約10人の人身取引被害者が在留特別許可を付与された。ある入国管理局幹部によると、訴追が長期化し、その間証人となる人身取引被害者が生活の糧を得る必要がある場合には、入国管理局が就労許可を与える場合もあるとの認識を示した¹⁰¹。

警察庁通達

外国人女性や子どもを巻き込んだ人身取引の事案が相次いでいることを受け、警察庁は2004年8月に通達を発し、人身取引被害者と目される者から保護を求められた際、警察官がいかなる対応をすべきかを明記した。同庁は全国の都道府県警に対し、警察職員に導入された新しい措置を熟知させるよう要請した。

・ 警察捜査官による事情聴取

この新たな通達には、人身取引被害者である可能性のある外国人女性から保護を求められた際、警察署又は警察本部の相談室等において、警察官が事情聴取を行うことが明記されている。被害者は、雇用主やブローカーからの強制等により精神的に不安定になっており、警察に不信感を抱いていることも多いため、通達は各都道府県警に次の各点について配慮するよう求めている。

- a) 事情聴取にはできる限り当該外国人女性等の母国語を解する警察職員を充てること（被害者が女性である場合、可能な限り、女性職員を充てること。）。
- b) 事情聴取を行う警察職員は、柔和な態度で接するなど外国人女性等の不安感の払拭及び警察への信頼感の醸成に努めること。
- c) 通訳の選定等についても、a)、b)の点に配慮すること。

事情聴取の結果、当該女性が人身取引被害者であることが判明した場合、警察は被害者を保護するためのシェルターを探すと同時に、加害者の取締りに繋がる情報を得るために更なる事情聴取を行う。被害者がブローカー組織と接触した経緯、パスポートやビザの入手経緯、入国ルート等に関する詳細な情報を得ることが期待されている。収集された情報に基づき、犯罪捜査チームは、国内外の雇用主とブローカー、そして背後で暗躍する犯罪組織への徹底した捜査を実施する。

・ 保護とシェルターの提供

事情聴取と同時に、警察は、婦人相談所や関係ボランティア団体に対し、人身取引被害者の保護を要請する。警察は、被害者の出身国大使館及び領事部にも連絡を取る。但し、当該外国人女性が売春等の強要に付随する犯罪（不法就労や不法残留等）以外の犯罪に關与していると警察が判断し、人身取引被害者の身体を拘束する必要があると判断する場合はこの限りではない。人身取引被害者への保護を提供する際、同通達は都道府県警に対し、以下の点への注意を喚起している。

- a) 婦人相談所、関係ボランティア団体等に保護の依頼を行うに当たっては、担当者と相互に情報交換を行うなど連携を強化し、被害者の安全確保の徹底を図ること。また、人身取引事犯の早期解明を図るため、被害女性等からの事情聴取が迅速かつ適正に行うことができるように調整すること。
- b) 保護を依頼した婦人相談所や関係ボランティア団体等の名称、所在地等の保護施設に係る情報については、被疑者等からの嫌がらせ、連れ戻し工作等が行われることを防ぐため、公表しないこと。また、部内でもこれらの情報の共有は関係者に留めること（ボランティア団体は、通常、保護施設の住所、電話番号等を公表していない。）。
- c) 婦人相談所は一時保護（原則 2 週間程度で運用）を行う施設であることに留意すること。

これらの措置は、警察庁との緊密な連携のもとに行われる。

厚生労働省通達

・ 婦人相談所に対する通達

2004 年 8 月 16 日、厚生労働省は各都道府県民生主管部（局）長に対し、人身取引被害者に関する通達を發した。事例は少ないものの、各都道府県の婦人相談所¹⁰²では保護を要する外国人女性に対して必要なカウンセリングや一時保護を行ってきたが¹⁰³、この通達に、取られるべき措置や留意すべき事項について明確化した。以下その概要を記す。

人身取引被害者から保護を求めてきた場合に婦人相談所で取られる措置は、速やかに相談を実施して事情の把握に努めるとともに、必要に応じて、当該女性の出身国の大使（領事）館に連絡、女性に帰国までの手続きの説明、一時保護等の支援である。外国人女性と子どもの緊急一時保護のための予算が計上されているので、必要に応じ通訳の確保にも配慮する。婦人相談所自体又は関連ボランティアとの協力のもと、被害者に 2 週間程度の一時保護の支援を行う。人身取引被害女性は基本的人権侵害の被害者として、心身共に過酷な状況から脱出しているため、同相談所のケースワーカーは被害者女性の心理的なケアも含めきめ細かに対応する。

出入国管理及び難民認定法第 62 条第 2 項により、政府職員は不法滞在状態にある外国人を認知した場合、入国管理局に通報するよう義務付けられている。しかしながら、人身取引被害者（不法滞在の状態にあることが多い）の場合には、保護を優先する余地が残されるよう、この項は弾力的に解釈・適用される。厚生労働省は、人身取引被害者が重大な犯罪の被害者であり、心身に深い傷を負っている場合も少なくないとの認識のもと、被害者の心身の状況により、即時に入国管理局に出頭させるのではなく、一時的に保護し、心身の安定を図ることも検討すべきとしている。

厚生労働省は、日本へ人身取引された女性と子どもは組織犯罪の被害者である、との認識のもと、犯罪組織から危害を加えられる可能性も否定できない。そのような恐れがうかがわれる場合には、婦人相談所の警備と、被害者が入国管理局へ出頭する際の警護を最寄りの警察に相談して要請するよう勧告している。更に、婦人相談所には、人身取引被害者出身国の大使（領事）館や適切な市民社会組織団体との連携協力を努めるよう勧告している。

警察等から人身取引被害者の保護を依頼された場合、婦人相談所はできる限り被害者の受け入れに努めるよう期待されている。この場合の被害者の措置及びケアについては上記と同様である。

・ 婦人相談所の活動

上述の厚生労働省の通達が出される以前より、婦人相談所の相談員は人身取引や家庭内暴力被害のケースに応じるために、警察と非公式に協働してきた。ある相談員によると、婦人相談所と警察は、様々な社会福祉団体等との会議を通じて協力関係を構築してきたという。危機的な状況にある家庭内暴力被害者から婦人相談所に連絡が入った際、同相談所はその女性に最寄りの警察署か福祉事務所に保護を求めて駆け込むよう指示している。一時的な保護施設に入所するため、警察官に付き添われて婦人相談所に来所した女性もいた。

東京婦人相談所は、警察及び大使館経由で 2003 年に 2 人、2004 年に 2 人（2004 年 9 月 2 日現在）の人身取引被害者となった外国人を受け入れた。全 4 名に対し、大使館員がシェルターでの生活について説明し、被害者の相談に応じた。同所相談員によれば、受け入れた人身取引被害者 4 名は初歩的な日本語を話すことができ、シェルター内でのコミュニケーションに大きな支障はなかったという。

日本政府は人身取引被害者を保護する緊急の必要性を認識しており、婦人相談所は一時保護施設としての役割を果たすよう、より一層期待されている。しかしながら、現存の一時保護施設の収容能力は、こうした要請に応えるには不十分である。2001 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されて以来、婦人相談所の一時保護施設は家庭内暴力被害者の受入れが増え続けている。東京婦人相談所付設の一時保護施設の公式の最大収容者数は 30 人であるが、同相談所は何とか 35 人までは受け入れるようにしているという。本レポート執筆時点（2004 年 9 月）において、近い将来に一時保護施設の収容能力を增強する計画は存在しなかった。

・ 民間の一時保護施設との協力

厚生労働省は、民間の一時保護施設を人身取引被害者の保護に活用する方針である。現在、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき婦人相談所からの要請を受けた場合、民間の一時保護施設が支援を必要とする女性の保護にあっている。この点は、国の人身取引対策行動計画にも盛り込まれている。同省は、長らく家庭内暴力被害者の保護を担ってきた民間の一時保護施設が、人身取引被害者を保護する適切な場だとしている。2004年3月1日現在、地方自治体からの委託を受けている民間の一時保護施設は50箇所であった。

5 . 国民の意識向上

日本政府は人身取引問題に関し、以下の活動を通じ国民の意識向上を図っている。

- a) 警察庁による人身取引に関するビデオテープ作成・配布
- b) 法務省は、不法就労外国人対策キャンペーンに合わせて、人身取引撲滅のためのリーフレットを6万枚作成・配布。同リーフレットは在外日本公館を通じても配布。
- c) 外務省による「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」（2001年12月）、及び「国連児童の権利条約批准10周年記念国際シンポジウム」の開催
- d) 内閣府は、「女性に対する暴力をなくす運動」を毎年開催

6 . 国際協力

日本政府は、人身取引に対処する上で不可欠である国際協力を、以下のイニシアティブを通じて推進している。

- a) 国連の人間の安全保障基金や国際機関を通じた多様な反人身取引プログラムへの支援
- b) 捜査及び出入国管理の協力に関し、バリ・プロセスを通じた情報共有と地域レベルの実践的な協力枠組みの策定。また、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取予防に関するシンポジウム」（2003年）、「第17回東南アジア諸国出入国管理セミナー」（2003年）等を開催。
- c) 日本国政府が費用を負担して運営している国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFETI）による、司法及び行政官対象の地域レベルでの研修セミナーの開催
- d) 在京大使館・NGO・国際機関との協働の一環として、在日大使館と人身取引に関する意見交換の実施。警察庁は、大使館やNGOとの協力を強化するために連絡窓口を設定。

7. 人身取引対策行動計画

この報告書は2004年3月に脱稿したが、その後取られた日本政府とNGOのイニシアティブを中心に更新された。これには、2004年12月に発表された国の人身取引対策行動計画に関する概略も含まれる。

日本政府は2004年12月14日に、より効果的に人身取引に対処するために人身取引対策行動計画を策定した。市民社会団体の懸念や意見を考慮するために、策定過程において、こうした団体との意見交換が行われた。日本政府は、人身取引は重大な人権侵害であるとの認識のもと、人身取引を防止・撲滅し、被害者を保護する政策を打ち出した。同行動計画の主要な点は以下の通りである。

I. 人身取引対策の重要性

II. 人身取引の実態把握の徹底

1. 被害者の実態把握

- ・各関係機関による被害者の実態把握
- ・諸外国政府及び関連機関との情報交換

2. ブローカーの実態把握

- ・捜査機関におけるブローカーの実態把握
- ・退去強制手続等におけるブローカーの実態把握

III. 総合的・包括的な人身取引対策

1. 人身取引議定書の締結

- ・人身取引議定書の締結
- ・人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備
- ・出入国管理及び難民認定法の改正及び諸手続の柔軟な運用
- ・婦人相談所における被害者に対する援助
- ・取り締まりの強化

2. 人身取引を防止するための諸対策の推進

(1) 出入国管理の強化

- ・空海港における厳格な上陸審査の実施
- ・人身取引事案に係る情報の共有
- ・水際における監視、取締りの推進

(2) 旅行関係文書のセキュリティ確保

- ・IC旅券の導入
- ・査証に係る偽変造対策
- ・偽変造文書対策の強化

- (3) 「興行」の在留資格・査証の見直し
 - ・在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し・上陸審査及び在留審査の厳格化
 - ・適正な査証審査の実施
 - ・在留資格「興行」を悪用した人身取引事犯の取締りの強化
- (4) 偽装結婚対策
 - ・在留資格取消制度の活用
 - ・婚姻の実態に疑義のある者の追跡調査
- (5) 不法就労防止の取組
 - ・不法就労事案の厳正な取締り
 - ・不法就労防止に係る総合的な広報・啓発の推進
 - ・性風俗関連特殊営業等への不法就労の防止
 - ・性風俗関連特殊営業の規制の在り方の検討
- (6) 売買春防止対策の推進
 - ・売買春事犯の取締り
 - ・売春防止法に基づく被害者の保護
 - ・学校教育、家庭教育等における取組

3 . 人身取引を撲滅するための対策の推進

- (1) 刑事法制の整備
 - ・人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備
- (2) 取締りの徹底
 - ・悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底
 - ・関係罰則の積極的な活用
 - ・労働基準法等関係法令の履行確保
- (3) 旅行文書等に関する情報交換の推進
 - ・紛失・盗難旅券に係る情報の国際共有
 - ・査証広域ネットワーク（査証WAN）の整備強化
- (4) 諸外国の捜査機関等との連携強化及び情報交換の推進
 - ・外国関係機関との連携強化
 - ・情報交換の推進
 - ・国際捜査共助の充実化と条約締結の検討

4 . 人身取引被害者の保護

- (1) 被害者の認知
 - ・各種相談窓口における対応
 - ・取締りに関する被害者の認知
 - ・警察における被害者の取扱い
- (2) シェルターの提供

- ・ 婦人相談所等の活用
- ・ 被害者の希望に沿った対応と民間シェルターとの連携
- ・ 民間シェルター等への一時保護委託
- (3) カウンセリング・相談活動等の実施
 - ・ カウンセリング・相談活動等の実施
 - ・ 法的手続の十分な説明
 - ・ 人身取引被害者の支援に関する態勢の整備
 - ・ 就労可能な在留資格を有する人身取引被害者に対する職業相談等
 - ・ 婦人相談所への心理療法担当職員の配置等
- (4) 交番等に駆け込んだ被害者の取扱い
 - ・ 保護要請があった場合の措置
 - ・ 婦人相談所における保護
 - ・ 関係被害者の速やかな保護
- (5) 被害者の在留資格の取扱い
 - ・ 入国管理関係手続の弾力的な運用
 - ・ 在留特別許可の弾力的な運用による被害者の救済
- (6) 被害者の安全の確保
 - ・ 被害者の安全確保
 - ・ 婦人相談所における夜間警備の実施
- (7) 被害者の帰国支援
 - ・ 関係機関との連携による緊密な帰国支援
 - ・ I O M（国際移住機関）を通じた人身取引被害者の帰国支援事業
 - ・ 国費送還による帰国支援
 - ・ 帰国用渡航文書の速やかな発給のための関係各国との情報交換
 - ・ 人身取引被害者の帰国後の受入先の安全に対する配慮

5 . 人身取引対策推進に際しての留意事項

- (1) 内外の関係機関等との連携
 - ・ 国内の関係機関との連携確保
 - ・ 外国の関係機関との情報共有・捜査協力の推進
 - ・ 国際的な支援
 - ・ シンポジウムの実施
 - ・ 東南アジア諸国入国管理当局とのセミナーの実施
- (2) 社会啓発・広報の実施
 - ・ 総合的な啓発・広報活動
 - ・ 警察における社会啓発・広報
 - ・ 入国管理局における広報
 - ・ 婦人相談所における対応についての広報

- ・女性に対する暴力の視点からの広報
 - ・在外公館を通じた広報
 - ・バリ・プロセス・ウェブサイトを通じた広報・啓発活動
- (3) 人身取引対策に関する職員に対する研修・訓練
- ・警察職員に対する研修・訓練
 - ・検察職員に対する研修
 - ・入国管理局職員に対する研修
 - ・海上保安庁職員に対する研修
 - ・査証官に対する訓練
 - ・婦人相談所等職員に対する研修
- (4) 行動計画の検証・見直し
- ・行動計画の検証・見直し

第5章 地域レベルでの活動

前章では、特に最近の動向も含め人身取引に関する国家レベルでのイニシアティブの概要を解説した。人身取引により厳格な対応を求める国際的プレッシャーの下で、日本政府は、国際的な期待に応えるべく人身取引に関して迅速な行動を取っている。主要な取組は、関係省庁連絡会議の設置、2005年に国会で承認される予定の人身取引等に関する法律の整備、そして人身取引被害者に配慮した法規制の柔軟な運用等である。

本章では、兵庫県と千葉県における地域レベルでの人身取引に対するイニシアティブを紹介する。一つ目の事例は、日本人が人身取引された国内での最初の逮捕事例、及び人身取引に関係する犯罪活動を撲滅する兵庫県警察の取組を詳述する。二つ目の事例では、千葉県知事による地域イニシアティブを紹介する。これらの事例から明らかなのは、人身取引との闘いが国と地方の両レベルにて進展している点である。

1. 兵庫県

日本の警察組織¹⁰⁴

兵庫県は日本の中央部に位置し、560万人の人口を抱える。日本の警察組織は、国家レベルと都道府県レベルに分けられる。公安委員会は国及び都道府県に設けられ、警察庁及び都道府県警察の管理を行っている。

都道府県警察は、都道府県の機関であり、都道府県内の人命と財産の保護、公共の安全と秩序の維持する機能を責務としている。各都道府県警察本部は、国レベルでの警察庁の部局（管理部門、刑事局、交通局、警備局生活安全、等）に相当する部局から成る。緊急事態や大規模災害の際に都道府県警察を指揮する権限を警察庁が有しているが、先に述べた責務遂行については、各都道府県内については、都道府県警察が事案の処理を担当し、逮捕や捜査の責任を負う。その一例が、後述の兵庫県における初の日本人の被害者のみを巻き込んだ人身取引事件である。

人身取引について児童買春・児童ポルノ法に基づく初の犯罪立件・捜査事例

2004年5月、国内での人身取引事件において初めて、2名の日本人が児童買春・ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕された。2容疑者は、後日、児童福祉法違反の罪で起訴されたものの、人身取引の罪は証拠不十分のため、起訴事由から除かれた。

人身取引被害者となった3人の少女、A、B、及びCは、黒いスーツを着た「カラス族」の巧みな勧誘に乗った。少女達はその後、ホストクラブと呼ばれる美男子達が若い女性客をもてなすバーで酒を飲まされた。酔わされた後、ホスト達は30万円から100万円という法外に高価なブランドボトルを開け始めた。バーでのもてなしに興じた結果、クラブからの請求額が、Aに対しては800万(バーの請求額、本人供述では150万)、Bには400万(バーの請求額、同150万)、そしてCには100万(バーの請求額、同50万)にのぼった。この請求額が少女たちの消費量に基づいて計算された裏づけはない。兵庫県警は、ホストクラブでの飲食を少女達に勧めた上で法外な請求を課すことは、常套手段だと指摘する。

請求額を支払えなかった少女たちは、ホストたちから借金返済のため児童買春の相手方となるよう強要された。彼女たちは、請求額を支払えない場合は「ひどい目に遭い」、家族にも危害が及ぶと忠告された。クラブの店主は、少女達が未成年であると知りながら、2003年10月16日に少女達を一人当たり50万円で大阪市内の風俗店に売り渡した。

売り渡された後、少女達は大阪市内にある風俗店近辺のマンションに軟禁された。少女達は悲惨な状況にどう対応すべきか分からず、また、軟禁され、脅迫もされていたため、外部に助けを求めることもできなかった。少女達は、神戸のバーにも連行され、監視下に置かれることもあった。しかしながら、その監視の度合いは、恒常的な監視とドアの施錠による物理的拘束を要件とする逮捕・監禁での刑事立件には不十分であった。本件を担当した捜査官は、少女達が身体的虐待を受けたとか、又は暴力を振るわれたという証拠はないものの、容疑者らによる監視と度重なる脅迫が与えた甚大な精神的影響は、少女達を実質的に支配していたのと同然であると指摘している。

少女達は夕方5時から深夜零時まで風俗店で児童買春の相手方をさせられていた。この風俗店では15分で1万5千円を客から取り、延長料金もとっていた。被害者Aは、10月中旬から12月末までの間に約160人の客を相手し、400万円程の売上があったと供述している。Bは、他の派遣型ヘルス店に働く場所を移され、約5~6人の客を取らされ、10万円前後の売上があったという。Cは、約100人の客を取らされ、その売上は約260万円であった。これらは警察が証拠を取ることができた数字に過ぎないことに注意を要する。この風俗店は、警察捜査に先んじて関連書類を破棄したため、メモ書き以外は何一つ残してなく、警察はこのメモ書きに基づいて上記数字を算出した。

少女達の買春による売上は、風俗店と少女達で折半することになっていた。しかしながら、この少女達の取り分は様々な名目で風俗店に取り上げられ、借金の返済分としてホスト店にも吸い上げられた。少女達は、弁当を買う程度のお小遣いしか受け取っていなかった。

2 か月間の悲惨な経験をした後、少女達は監視の隙を見て脱出し、両親に付き添われて警察署に通報、そして保護を求めた。警察は、本件の捜査を開始した。警察の捜査を察知したホスト店経営者と風俗店は、本件に関する証拠を破棄した。更に、経営者は少女達の自宅付近で彼女達と会い、被害届けを取り下げるよう圧力を掛けた。一人の被害者少女がその脅しに屈して被害届を取り下げたため、県警察は急遽、経営者を強要及び強要未遂罪で逮捕した。

この事件に犯罪グループが関与していたかは明らかでないが、同グループがセックスセクターに深く根付いていることから、その可能性はあり得るとされる。

買春目的で未成年者を未成年と知りながら買った者は、児童買春・ポルノ禁止法により処罰される。この風俗店は客の記録を取っていなかったが、警察は、被害者少女達を買い、性交に及んだ数名から事情聴取するまでに至った。その顧客は少女達の年齢を知らされていなかったため、警察は立件できなかった。しかし、彼らは被害者少女が風俗店で児童買春の相手方をさせられていたことを証言する重要な参考人となっている。

警察は、強要及び強要未遂容疑で被疑者の迅速な逮捕を行った 2004 年 1 月以降、法解釈と事実認定の困難にも関わらず、捜査において着実な進展を見せた。当事件は最終的に刑事事件として立件され、同年 5 月 26 日にクラブの店主と元風俗店経営者を人身取引の罪で再逮捕するに至ったのであった。

今後の判決次第で、容疑者らが刑の執行猶予や罰金刑のみで釈放される可能性も大いにある。兵庫県警察は、彼らが自らを訴えた被害者少女達に報復しかねないと懸念し、保護措置を講じている。

兵庫県警察の取組

18 歳未満の 3 人の少女が犠牲になった国内での人身取引という衝撃的な事件の後、兵庫県警察は同様の事件再発を防ぐために更なる取組を行っている。兵庫県警察は人身取引と闘い、未成年者を巻き込む犯罪を取り締るため、以下のような多様な処置を講じている。

1. 若手及びベテラン捜査官の集合研修の実施
2. ベテラン捜査官から若手捜査官への捜査活動に関するノウハウの伝授のための個別指導

3. 必要に応じて案件の情報共有と関係法規の解釈をまとめたペーパーの配布。専門的な判断を要する困難な案件は県警本部と連絡を取る。
4. 市民からの通報に基づく、繁華街での犯罪活動の取締り
5. 立ち入り検査の実施。営業内容が届出と異なる場合は、警察は関係者を摘発する。必要に応じて、営業停止処分も行う。
6. 非行少年・少女を街頭で保護し、少年、少女からの情報に基づいて背後の犯罪組織を摘発する。同様に、セックスセクターで働く家出少年・少女を保護する。
7. 家出、薬物（シンナー等）使用、非行のきざしを見せている（高額なブランド物のバッグを持っている、高額の現金を子どもが所持している等）と気付いた子どもの親からの派出所での相談受け。提供された情報を用いて、警察は捜査を行う
8. 未成年者向けにフリーダイヤル（名称：ヤングトーク）を開設し、電話による相談を受け付ける。これは上記取組と同様の目的と効果を持つ。
9. 他の関連機関との連携・協議
児童相談所、学校、家庭裁判所、検察官と緊密に情報を共有する。警察は児童相談所と児童の保護について協力する。また警察は、女性・子どもセンターに、加害者側からの報復を避け、被害者を保護できる公的機関やNGO経営のシェルターを紹介してもらうこともある。

こうした警察の取組は成果を挙げている。だが、日本のセックスセクターに対する規制が非常に寛容であることもあり、捜査官達は、犯罪者と終わりのない「いたちごっこ」をしているようだと言っている。

2. 千葉県

千葉県は東京都心部の東に位置し、約600万人の人口を抱えている。成田空港もこの県にある。堂本千葉県知事は、日本及び世界レベルで人身取引問題に積極的に取り組む著名な政治家の一人である。知事就任以前のジャーナリスト及び参議院議員としてのキャリアを通じ、人身取引問題がまだ日本において殆ど注目を浴びていなかった1980年代後半から、人身取引に反対する運動の支援に献身してきた。知事のリーダーシップの下、千葉県は人身取引に対処する努力を推進している、この問題の多面性を認識し、その撲滅と被害者の保護とケア、そして防止に関する政策を講じてきた。本節では、地域レベルでの建設的取組として、千葉県のアプローチを紹介する。¹⁰⁵

人身取引の取締り

千葉県警察は、日本 - タイ間の国際的人身取引組織の壊滅に成功し、国際的な警察組織の協力の重要性とその効果を示した。タイ・ルートの犯罪組織の摘発と壊滅は、1999年に遡る。

千葉県警察は、入国管理局との協力により、成田空港からタイ人女性を不法に入国させたブローカーを水際で逮捕することに成功した。逮捕されたブローカーの供述から、彼らはタイ女性を一人当たり200万円で売春組織に売り渡していたことが明らかになった。これに基づき、警察は日本側の5つの売春組織に関わる8名をブローカー2名と共に逮捕し、17名のタイ人女性も逮捕・拘束した。逮捕者の供述から、日本とタイの国際的人身取引組織の存在が判明し、日本とタイの警察間の合同捜査によって、取締りと逮捕が行われ、この組織を壊滅に追い込んだ。こうした両国警察間の協力は、人身取引を撤廃するための国際的な連携において極めて重要である。

千葉県における人身取引事犯の状況

2003年の日本における人身取引事犯の検挙数は51件であり、うち2件が千葉県内で検挙された。人身取引の対象となった女性83名のうち、23名が千葉県内で発生した事件に関係していた。3年前(2001年)には、12名のフィリピン人女性が被害に遭ったが、昨年のフィリピン人女性の被害者数は減少した。一方、コロンビア人女性の被害者数は増加した。

千葉県知事は、日本人失業者やホームレス男性との偽装結婚により連れてこられた女性の人身取引被害事例が増加していると報告した。犯罪組織は、失業者やホームレスから20万から30万円で戸籍を買い取り、これらの書類を悪用し、国外で外国人女性と日本人男性が結婚したように装う。こうして「日本人の配偶者」は、綿密な入国審査を経ずに日本に連れてこられる。犯罪組織は、その後、女性達に数百万円の借金を課し、返済のために売春を強要するため、女性達は被害者と化す。知事は、これらは受入国側における柔軟な労働市場を悪用した例である、と指摘している。

人身取引被害者の保護とケア

NGOによるシェルター提供：「FAH(フレンドシップ アジア ハウス) こすもす」

人身取引被害者の保護としては、NGOがシェルターを提供している。アメリカの年次報告によれば¹⁰⁶、東京と横浜のシェルターのみNGOシェルターとして建てられたとあるが、

外国人向けのシェルターの中には人身取引被害者を受け入れている所も存在するかもしれない。

千葉県木更津市には、「FAH（フレンドシップ アジア ハウス）こすもす」という名のシェルターがある。1991年に設立されたこのシェルターは、アジア人及び日本人の女性と子どもを支援する組織で、最大9家族にシェルターを提供しながら、離婚調停の支援、子どもの親権や在留許可の取得、育児、栄養、金銭管理、日本の習慣の学習等生活支援、職探し、住居探し、日本語能力の向上等の活動に対する支援をしている。このシェルターは、人身取引の被害者にシェルターを提供するだけでなく、被害者たちが日本社会に溶け込めるよう、長期的支援を提供する努力を行っている。

過去13年間でシェルターを提供された人々の国籍は多様である。フィリピン人女性77名と彼女達の子ども116名、日本人女性44名とその子ども67名、それに、ベトナム人、タイ人、中国人やその他国籍の人々を含め、合計で144名の女性と211名の子どもにシェルターが提供された。現在はみな自立した生活を送っている。

下に挙げる三つの事例は、FAHこすもすでシェルターの提供を受けた、人身取引と家庭内暴力被害者の実話である。

シェリーのケース

シェリーは、16歳の時にブローカーによりフィリピンから日本へ連れてこられた。その後、バーで働き、日本人男性の子どもを産んだが、男性の家族の反対により離婚させられた。彼女は、別の日本人男性と再婚したが、この結婚も破綻した。法律上、「不法滞在の母親」と「無国籍の子ども」を受け入れる場所はなかった。困窮した彼女はFAHこすもすへ入居し、2人の子ども達は学校と幼稚園にそれぞれ入学・入園した。母親は在留特別許可を申請していたが、2人の子どもと共に突然退去強制させられた。彼女はそれからフィリピンのスラム街で孤独な生活を送っていたが、フィリピンNGOの支援により再び来日することができた。彼女は現在、日本で幸せな生活を送っている。

この事例は、この女性が人身取引被害者ということよりも、不法滞在者として見なされたという意味で重要である。また、日本とフィリピンのNGO間協力により、この親子は日本での幸せな生活に辿り着いた。

マリリンのケース

彼女は看護学校の学費捻出のためにフィリピンから来日し、スナックで働いていた。日本人男性と結婚し、子どもを出産するが、夫は働かず、しかも彼から暴力を受けたため、FAHこすもすに入所した。子どもの親権をめくり夫が裁判を起こし、一旦は地裁レベルで勝訴したものの、最高裁では、母親が経済的に不安定であるという理由で、敗訴となった。実際は彼女はスーパーマーケットで働いており、定期的収入もあったが、子どもは父親の両親により引き取られた。本件もまた、被害者の保護よりも国内法適用が優先された事例である。

マーサのケース

マーサは、偽装結婚により来日する予定だった女性の替え玉として、他人の名前と他人名義のパスポートを用いて来日した。恐らく強要の上日本人男性と結婚し、双子を出産したが、家庭内暴力を受け、子どもと共にFAHこすもすへやってきた。

彼女は、日本に替え玉としてやって来ていたため、自分の本名を名乗ることができなかった。FAHこすもす創設者である花崎さんの支援により、フィリピン大使館での諸手続を経て、彼女は新しいパスポートを手に入れた。

堂本知事は、これらの三事例を用いて、こうした被害者の女性達は、不法滞在者とみなされ、退去強制させられる点を指摘した。人権及び犯罪被害者の視点から、これは非常に望ましくない状況である。人身取引に言及するなかで、知事はアメリカの年次報告¹⁰⁷で示唆された3R(レスキューRescue 救出, リムーバルRemoval 引離し, リインテグレーションReintegration 社会への再統合)で示される被害者の立場からのアプローチを採用する重要性を強調した。FAHこすもすは、こうした原則に従って運営されている。知事は、社会再統合や自立が達成されるまで安全な生活を提供する重要性を強調している。

千葉県女性サポートセンター

千葉県は、2001年施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称・DV防止法)を受け、女性と子どものためのサポートセンターを立ち上げた。千葉県女性サポートセンターは、家庭内暴力の被害者とその子どもに2週間までシェルターを提供するほか、広範なカウンセリングやサポートサービスを提供している。サポートは被害者の国籍に関係なく提供される。実際、センターは外国国籍の被害者に対して通訳サービスも提供しており、彼女たちの入国管理局での手続きにも同行している。昨年は、20名の外国国籍の女性に対して支援が行われ、うち6名がカウンセリングを受け、14名が一時的なシェルターの提供を受けた。例えば、同センターのスタッフは、日本人の夫から暴力を受けたフィリ

ピン、タイ、コロンビア人被害者を彼女達が生活保護を受けて自立できるまで支援した。2週間以上シェルターが必要な被害者に対しては、NGOとの協力により異なるシェルターの手配も行っている。このセンターでのシェルターは一時的なものだが、被害者が自立するまでケアが継続されることの重要性を認識している。

地域に根ざした広範なネットワーク

「家庭等における暴力や児童虐待対策のためのネットワーク会議」

千葉県は、女性と子どもに対する暴力に関わる様々な分野の専門家による広範な会議を立ち上げた。この会議は、トップレベルと実務レベルの両方で開催され、家庭内暴力と児童虐待について専門的知識を提供することを目的としている。この会議は、県、裁判所、警察、医師会、弁護士会、人権擁護連合会、及び市町村を構成員とする。このイニシアティブは、官民双方からの専門家による協力を得られたことにより、成果を挙げている。

家庭内暴力や児童虐待の発見に決定的な役割を果たす医療専門家の参加は、非常に重要である。医療専門家はまた、被害者に支援関連の情報を提供することもできる。人身取引は、暴力被害に遭ったり、売春による女性の妊娠を伴うケースが多いため、医療専門家は家庭内暴力や児童虐待のみならず、人身取引事案の把握にも貢献できる。したがって、この会議が人身取引についての専門家の討議の土台としても機能するよう、追加的任務が前向きに検討されている。

協調的取組の重要性

千葉県知事は、ヨコ、タテ、及び国際的な協力を創出することが大切だと信じている。タテ、すなわち、国 - 県 - 市町村の連携については、例えば、地域において地方公共団体やNGOが支援機能等を果たしている際に顕在化する様々な課題意識が、国レベルの法制度へ反映されるようなシステムが必要である。ヨコの連携に関しては、各専門分野内での取り込みを超えた協調的アプローチが必要である。国際協力もまた不可欠である。例えば、コロンビアの査証で日本に入国するのが極めて難しいため、コロンビア人ブローカーは女性を一度欧米へ連行し、そこから偽造ビザを用いて日本に送り込んでいる。日本と欧州・アメリカの犯罪組織は密接に関係し、繋がっている。国際的な人身取引を国際協力なしに防止することは極めて困難であろう。

第6章 NGOによる対応

人身取引に関する日本の消極的な取組に対して国際批判が高まる中、日本政府はついに本格的かつ迅速に現行の対策の強化に踏み切った。これは大きな進歩であり、2004年9月に法制審議会で審議された「人身売買罪」新設が国会で可決される頃には、人身取引業者の厳重な取り締まりに更に弾みがつくであろう。

人身取引は今に始まった問題ではないが、最近まで日本政府の主要関心事とはならなかった。この問題にまず取り組んだのは市民社会団体であった。この章では、当分野にて活動する三つのNGOを取り上げる。女性の家HELP及び女性の家サーラーは人身取引被害に遭った女性にシェルターを提供している。一方、人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）は、NGO、研究者、法律家、ジャーナリスト、学生などから構成され、人身取引撲滅に取り組む市民社会の努力を調整する目的で作られたネットワークである。NGOの取組に関する本調査研究は2004年上半旬に実施されたため、下記は最新の動向を必ずしも反映していない点に留意されたい。

女性の家HELP

東京にある女性の家HELPは、人身取引被害者にシェルターの提供と精神面でのサポートを行っており、個人の寄付と東京都からの補助金により活動している。女性の家HELPは1956年の「売春防止法」施行の頃から女性のためのシェルターを提供し始めたが、それ以前より「からゆきさん」として知られる日本人女性にシェルターを提供していた歴史がある。興行ビザで入国し、売春業務に従事していたフィリピン人女性の問題が浮上した1980年代初めより、女性の家HELPはアジア諸国から日本へ人身取引された女性達の問題に取り組み始めていた。女性の家HELPは、外国人の人身取引被害者にシェルターを提供するために6年間の準備期間を経て、1986年に日本人と外国人女性の両方を対象にシェルターを再開し、女性のカウンセラーも確保した。それ以来、女性の家HELPは家庭内暴力と人身取引の被害者にシェルターを提供している。1986年以来、毎年約30人、のべ2,368名の人身取引被害者にシェルターを提供してきた。人身取引問題は明らかに拡大しているにも関わらず、最近シェルターに問い合わせる被害者数は減少している。これは、被害者の脱出が以前に比べより危険で困難になっていることに起因するようである。コロンビアやタイ大使館など一部の大使館では、人身取引被害者となった自国民に対し、効果的な支援を行っている。従って、女性の家HELPは被害者の安全な本国帰国に関しては大使館に支援を求めており、一方、大使館は被害者へのシェルター提供に関しては女性の家HELPに依頼している。政府機関とは正式な関係はないものの、時に被害者は警察から依頼されてくる。

HELPの職員は、被害者が受けたトラウマやストレスに十分配慮しながら被害者と対話をし、どの様なだましによって日本に連れて来られたのか、また、日本滞在中にどのような状況に置かれていたのか等の情報収集を行っている。

被害者は、家族や友人、知人、他人、雇用主、かつての密入国者や人身取引被害者、旅行者、恋人を装った人、Eメールで日本へ招待した友人等により売買されたようである。

だましの内容

- ・ 実際と異なる内容の仕事を保証：ほとんどの被害者が、売春に従事することになるとは知らなかった。持ちかけられた仕事は、美容サロンでの仕事やベビーシッターであった。被害者の中には、日本の学校に通うこともできると説明された被害者もいた。
- ・ 高い賃金の約束
- ・ 適切な労働条件の約束
- ・ 日本到着まで負わされる債務に関しては知らされていない

被害者達は、ブローカーや雇用主から脅迫され、自由を奪われた状態にあった。用いられた手段としては、家族への脅しや実際の暴力（被害者に脱出を躊躇させる最たる要因のようである）、被害者への脅迫、身体的・性的暴力、航空券やパスポートの取り上げ、給料の取り上げ、コミュニケーションや移動の管理、警察や入国管理局へ通報するとの脅し等が挙げられる。

HELPに来た被害者の大半は、リクルートされた時点では金銭を支払っていないものの、日本到着後に多額の借金が科せられていた。例外は、インターネットを通じてリクルートされた数名のタイ人女性のみであった。日本経済の成長がブームであった10年前までは、1年以内に借金返済をし、幾らかの資金を本国へ持ち帰る者もいた。最近では、被害者が再度人身取引され新たな債務を課されるため、ほとんどの犠牲者は多額の負債を負っていた。借金の返済はかなり難しくなり、特に本国へ資金を持ち帰ることはほぼ不可能となっている。

多くの被害者は、健康上の問題も抱えていた。性感染症に病み、妊娠した者もいた。そのため、速やかな身体的、精神的ケアを必要とする女性が大半であった。シェルターは、被害者の安全確保の理由から彼女たちの移動を規制する必要がある、そのことも被害者達には更なる重圧となった。

女性の家HELPの提言：

日本政府の責務

- 政府機関から、問題に対する更なるコミットメントを確保すること。現在警察庁が最もこの問題に理解を深めているが、保護ではなく、訴追が中心となっている。
- 法務省及び厚生労働省に対し、被害者保護のために必要となる対策について真剣に検討してほしいこと。現在、女性のための公営シェルター（家庭内暴力保護センター）は、不法滞在の外国人女性に対して開かれていない。合法滞在資格に欠く被害者は、速やかに国外退去させられる。人身取引に関する法律が施行される際には、被害者の保護に関する問題について十分な対策を講じることが必須となる。

女性の家サーラー（S A A L A A）

女性の家サーラーも人身取引被害者にシェルターと精神面でのサポートを提供している。神奈川県からの資金援助と個人からの寄付により運営されている。設立者は、女性の家HELPが創設された1980年代半ばに日本へ人身取引される女性達の問題を認識するようになった。当時、人身取引被害者が「ママさん」（犠牲者たちが稼働する店を経営している女性）を殺害する事件も数件発生しており、これを憂慮した地元の女性たちが神奈川県にシェルターを設けることを決めた。サーラーでは、多言語を操る有給職員とボランティア職員が働いている。

サーラーは、毎年30名ほどの被害者にシェルターを提供している。この数は1990年代初めにピークを迎えたが、1995-6年以降、若干安定してきた。女性の家サーラーを訪れた被害者は、全くの他人か、友人・知人、後に雇用主となる者、かつての密入国者や人身取引された者、職業紹介業者（工場での仕事）、旅行代理店（旅行会社）や家族によりリクルートされていた。自らの両親により売られた疑いのある事例も一件みられた。その他、既に日本で就労していた姉から来日を勧められた被害者もいた。

報告者の獲得方法にも変化が見られるようになった、とサーラーの職員は主張する。1980年代には、公務員が関与していた（学校の校長も含む）ケースも見られたが、80年代からのコミュニティ内での意識向上の努力が功を奏し、サーラーでは、類似例を見かけていない。最近では、貧困家庭出身の若年者向けに出される政府奨学金（就学後に返済するローン）を支

給されたタイ出身の被害者数名が、日本で就労すれば貯金ができ、そのローン返済が可能になるとアプローチされたケースも見られた。

被害者の約 25% が従事することになる仕事の本質を知っていたが、残りの 75% はレストランで働くか、またはダンサー、ベビーシッター、工場労働者等として働くことになると説明されていた。高い報酬を約束されていた者もいた。コロンビア人被害者の中には、数日間首都ボゴタの高級コンドミニアムに宿泊させられ、同レベルの生活が日本での就労後に実現すると信じ込むよう仕向けられた者も数名いた。

負わされる債務について日本到着前に知らされていた被害者はいなかったが、時に、2 - 3 か月間で返済可能な少額の借金があると約束されていた被害者もいた。フィリピン人被害者を除き、募集人への支払いはほとんどなかったようである。

被害者の入国ルートは様々である。タイ人被害者のうち数名は、日本経由で米国を最終目的地とする航空券が与えられていた。シンガポールやマレーシアを経由した者もいれば、直接タイから来た者もいた。コロンビア人被害者は、たいていヨーロッパを経由する長旅を経験したが、ロシアで乗り継いだ者もいれば、その他アジア諸国を経由した者もいた。

通常、被害者が債務の存在を知らされるのは、日本に到着してからであった。タイ人被害者の借金は約 350 万円から 400 万円、そしてコロンビア人被害者の借金は 500 万円から 800 万円と更に高かった。3 か月後には借金を返済できるケースも以前は見られたが、（最近では経済不況の影響もあるのか）、返済には数年を要している。借金返済が不可能と気付いた時点で、多くの女性が逃げ出している。

被害者は、本人や家族に対する脅迫及び暴力、航空券や旅券の取り上げ、そして警察や入国管理局へ通報するという脅迫により支配されていた。

日本滞在中、被害者の全収入が取り上げられ、借金の返済に充てられていた。チップで生活する者もいた。毎日請求額を支払わねばならない者もいれば、1 週間や 10 日毎に支払う者もいた。通常、被害者達は脱出して本国へ戻るための貯金を試みていた。

共に働き、共に生活する被害者の間では殆どコンタクトが無く、お互い相手の本名、年齢、出身地を知らないことが多かった。ブローカーは被害者同士を見張らせ、他の者が逃亡しないよう責任を負わせていたようである。

被害者が稼働していた店の種類は、国籍により異なるようである。タイ人被害者は地方に配属され、小さなバーで働くことが多かった。コロンビア人被害者は、小さな売春宿やストリップ劇場、そして、中国人被害者は、美容サロンやマッサージパーラーに多く就労していた。

シェルターの職員は、必要に応じて警察まで被害者に同行し、通訳を行った。シェルターでは宿泊施設が提供され、母国語で個人の経験を話す等、精神面でのサポートもなされた。また、入国管理局における手続きに関するサポートを行い、被害者が母国へ速やかにかつ安全に帰国できると確信を持たせた。

シェルターに来る被害者は、たいてい本国までの航空賃代を持ち合わせてなかった。健康を害している者も多く、多数がH I V /エイズや性感染症に侵されていたため、本国帰国後の健康管理を確保する必要性と問題が生じる。ヤクザが自分達を見つけ出し、家族へ仕返しをするのではないかと恐れるために、恐怖に陥り、トラウマを負う者も多い。

女性の家サーラーの提言：

日本政府の責務

- 国民の人身取引問題に関する意識の向上
- 同問題に取り組む全ての人々の安全の保障
- 被害者の保護
- 被害者の帰国への支援
- シェルターとの更なる協調

J N A T I P (人身売買禁止ネットワーク)

J N A T I Pは、全国のNGO、法律家、研究者、ジャーナリスト、学生などこれまで人身売買被害者、女性、外国人の人権擁護に地道に降り組んできた人たちが連帯したネットワークである。個人会員の寄付により運営されているが、現在、公的資金支援申請中である。同ネットワークは、人身売買禁止法の制定を目指して行われた2003年10月の国際ワークショップを期に設立された。J N A T I Pは、人身売買の実態を明らかにし、日本における防止、救済、保護、処罰等を盛り込んだ人身売買禁止法(仮称)の制定を目指し、次のような活動を行っている。

- 日本における人身売買被害の実態を明らかにする資料集の作成
- 人身売買の防止・被害者救済・加害者処罰を内容とする実効性ある法律案の作成

■ 法律制定を実現するためのキャンペーン

日本弁護士連合会と共に、人身取引問題に関するワークショップを開催し、2004年12月開催のジェンダー法学会では、主要テーマの一つとして人身取引が取り上げられる予定である。

J N A T I Pは、在京各国大使館や海外のNGO組織（タイ、フィリピン、韓国）とも連携を行っているとともに、日本政府機関（警察庁、法務省）との対話も行っている。

J N A T I Pの提言：

日本政府の責務

- 人身取引問題に対する明白な認識
- 人身取引被害者を保護・支援する包括的な人身売買禁止法の導入
- 同問題に取り組むための国家戦略の作成

更に、J N A T I Pは2004年10月には、人身取引防止と被害者の保護、支援対策について詳細な提案を出した。その提案には、以下のものが含まれていた。

- 1．人身取引被害者の保護及び支援のための包括的法律の制定
- 2．人身取引対策の推進と人身取引被害者の支援
 - (1) 公的・民間組織と連携した特別組織としてサポートセンターを設立し、被害者が人身取引により被った被害を訴えられるよう支援
 - (2) 24時間ホットラインの設備、及びホットラインの存在やその他必要な情報についての広報を含む、人身取引被害者の緊急支援体制の提供
 - (3) 緊急時の一時的な保護対策の推進
 - (4) 人身取引被害者を認知するための手続き
 - (5) 認知された被害者への保護
 - (6) 保護・支援に要する経費の負担
 - (7) 人身取引被害者の法的地位
- 3．被害者の回復支援への協力
- 4．人身取引防止
- 5．人身取引撲滅を図るメカニズムの構築(本部と実際の行動を行う作業部会の設立を含む)

第7章 結び

1. 最近の動向と今後の課題

2004年末には、日本政府も人身取引の目的地となっている日本における人身取引に対する取組を一層強化するコミットメントを示した。重大な転機となったのは、2004年12月に発表された「人身取引対策行動計画」であった。法務省が作成した「人身売買罪」を含む刑法改正案は、2005年上半旬に国会へ提出される予定である。その他、ビザ規制の強化や被害者の帰国への支援対策が発表されており、更なる人身取引に対する取締りの強化、及び被害者の出身国における保護やリハビリへの検討へと繋がる可能性がある。

これらの取組は全て賞讃に値するものであり、日本政府の人身取引に関する法や政策の改善により、向こう数か月間で具体的な結果が出されることが期待されている。また、中央政府や地方自治体と共に、労使団体がより積極的に日本における人身取引に対する闘いに関わることが重要である。労働組合は、様々な経済部門に属する組合員を対象に人身取引問題に関する教育や研修を実施し、注意を呼びかけることができる。運輸部門にとりわけ焦点を当て、空海両方による人身取引の危険性を労働組合員に警告するのも有効であろう。同様に使用者団体も、加盟団体・会社向けに意識向上プログラムを実施し、広告代理店やリクルート業者が人身取引活動に関与しないよう監視することが可能であろう。

政府職員に対する教育と社会への啓発

様々な機関に属する多数の政府職員が、人身取引の加害者や被害者と接触する可能性がある。時には人身取引業者や雇用主の犯罪行為を過小評価し、人身取引被害者を単に不法移民と誤解する可能性も否めない。重要なのは、全ての政府職員がこの複雑な問題に適切に対処できるよう訓練を受け、情報と資源を有することである。関連政府機関の全職員を対象に、人身取引の定義や加害者・被害者に対する適切な対応について、総合的な訓練を行い、適切なメカニズムを有することは、日本政府が今後人身取引被害者に対処する能力を向上させ、同時に被害者の置かれる状況の改善にも繋がる。被害者を効果的に保護することは、人身取引の目的地としての日本において大きな課題となるであろう。

問題を招いたのは人身取引被害者となった女性自身であり、支援の提供は妥当ではない、と考える日本人もいる。しかし、日本への人身取引は日本側の需要により生じている。一般社会により適切な教育を行うことで、日本におけるそのような需要が減少し、同時に被害者に対して以前より同情的なアプローチが生まれるかもしれない。

2. 市民社会からの声

2003年冬から2004年秋に行われた調査研究中に集められた市民社会からの声を幾つか紹介する。これらには、国内行動計画作成が発表された後に生じた変化・変更が反映されていない。

社会全般における意識向上活動、特に男性に向けて

上述の通り、性的サービスへの需要を削減するためには、特に男性を対象とした人身取引に関する意識向上キャンペーンが重要であることを強調する必要がある。問題の解決には、人身取引の供給要因のみならず、表裏一体である需要側の要因にも同時に取り組む必要がある。何千人もの女性たちが日本へ性的サービス供給のために人身取引されるのは、それに対する膨大な需要が存在するからである。人身取引被害に遭った女性たちによるサービスに対して代価を支払うことは、同時に人身取引業者や組織犯罪グループによるビジネスを助長することを意味する、と広く指摘する意味でも意識向上キャンペーンは不可欠である。犯罪者が利益の上がるビジネスと考えている限り、世界のあらゆる場所において一層多くの女性が被害者と化すのである。したがって、人身取引に荷担しないことの大切さを一般社会の人々に啓発する必要がある。

被害者支援の資金調達

時には政府よりもNGOの方が、人身取引被害者と接する上で適切なこともある。現在、東京近辺にあるシェルターで、人身取引の状況から逃れてきた外国人女性を直接対象として受け入れているのは2か所で、いずれも政府からの資金援助では不十分であり、その収容能力は限られている。こうしたサービスを提供する所は、国内では他に存在しない。適切な場合には、シェルターへの資金援助増額も含め、全国のシェルターが提供するサービスの見直しは、人身取引被害者である女性達へのサービス拡張に結びつくであろう。

航空券購入に十分な経済的資力を持たない人身取引被害者の円滑な本国への帰国を支援するためにも資金が必要である。多くの場合、人身取引被害者は搾取され、給料の支払を留保されていることが多く、本国への帰国・国外退去の費用を自ら負担しなければならない。

被害者の権利

NGOの共同代表は、被害者の権利を尊重することの重要性を強調する。これには、保護、ケア、及び法的手続きを踏む間の在留許可、そして、身体的・精神的ダメージからの回復が含まれる。同氏はまた、「人身売買罪」が提案されたこと（第4章参照）は、日本における

性的搾取を目的とした人身取引への取組が前進した証拠として認識されている、と述べた。人身取引された女性たちの存在を公序良俗に反するとみなす傾向にあった公務員の間では、被害者の権利は余り認められてなかったので、人身取引者、被害者が公正な待遇を受けなければならないということに、適切な注意を払わねばならない。

精神的ケアの提供

HELPのディレクターは、被害者が受けたトラウマによる苦悩を和らげる必要性を説明し、それには、被害者と同国籍の精神分析医による精神的なケアの提供が効果的であると指摘する。被害者の母国語や文化を理解する精神分析医の存在は、被害者がより自由に、そして心から自らの問題や懸念について話すことを可能にする。

中長期的保護施設

同ディレクターは、出国に要する旅行文書の入手に時間が掛かるために日本での長期間滞在を余儀なくされた人身取引被害者の存在に鑑み、適切な保護施設を更に確保する必要性が高まっていると説明する。本来、シェルターは中長期滞在を想定しておらず、一時的な宿泊施設である。自由が制限されるシェルターでの生活により、被害者は精神的な重圧を感じる。更に、被害者が参考人として法廷に出頭する場合、訴訟の進み具合次第で、しばらく日本に滞在することも求められる。

国境を越える広範かつ緊密な協調

被害者が直面する困難は、日本を出国した時点で消え去らない。そこで、帰国後も引き続きケアを施していくことが勧められる。被害者を待ち受ける最大の課題は、母国での社会復帰である。人身取引被害者は、たいてい出身国の中でも貧しい地域の出身者が多いため、経済的資力が乏しい場合は貧困の中での生活を余儀なくされる。また、人身取引被害者には不名誉な印象を伴うため、被害者の社会復帰がかなり難しくなる点も報告されている。加えて、組織犯罪グループが復讐を試みる可能性もあることから、被害者は母国帰国後も依然として被害を受けやすい運命にある。送り出し国と受入れ国双方における中央政府、地方自治体、及び市民社会組織がより一層協調を深め、効果的に人身取引被害者にアプローチし、あらゆる手段を講じて被害者に対するリハビリと、職業訓練等の社会復帰を支援することが望まれる。

文末脚注

- ¹ Kinsey Alan Dinan: 'Trafficking in Women from Thailand to Japan, the Role of Organized Crime and Governmental Response' (<http://www.fas.harvard.edu/~asiactr/haq/200203/0203a001.htm>), Summer 2002.
- ² アジア開発銀行 (A D B) : 'Combating Trafficking in Women and Children in South Asia' at www.adb.org/Gender/reta5948.asp.
- ³ 'Forced Labour Outcomes of Irregular Migration and Human Trafficking in Europe' (Report of the Trade Union Consultation Meeting), SAP-FL, ILO, January 2003.
- ⁴ <http://www.ilo.org/public/english/region/asro/tokyo/pdf/sapcfl.pdf> 参照。
- ⁵ この背景にある要因としては、グローバル化の影響を政府が認識したこと、増大し続ける組織犯罪グループの問題に取り組む姿勢、女性に対する暴力を減らすことへのコミットメントの高まり、児童の権利の推進などが挙げられる。
- ⁶ 2004年10月21日までに日本を含む117か国が署名し、75か国が批准をした。現在の署名・批准状況は以下のウェブサイトを参照のこと。
http://www.unodc.org/unodc/en/crime_cicp_signatures.html.
- ⁷ この点に関しては、なお多くのことがなされる必要があるとの議論もある。Ann D. Jordan, The Annotated Guide to the Complete UN Trafficking Protocol, International Human Rights Law Group, Washington DC, www.hrlawgroup.org/initiatives/trafficking_persons/ 参照。
- ⁸ 保護プロジェクトの日本に関する報告 (<http://www.protectionproject.org/main1.htm>)。
- ⁹ 入管法及び他の法に違反した外国人は日本からの退去強制の対象となる (入管法第24条)。法務省入国管理局によると、同法第24条に該当する外国人の4割以上は、実際には自費による自主的な日本からの出国が許されている。「退去強制」は行政処分の一形態であり、刑事処分ではない。人身取引被害者は行政処分の対象となることはあっても、刑事罰の対象となる法を犯さない限り、犯罪者と見なされることはない。
- ¹⁰ パレルモ議定書は、「政府や多くの国際機関との協議に基づいて定められた、現在国際的に認められている人身取引の定義を提供している。」(ILO 2002: 7)
- ¹¹ 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」 (http://www.unodc.org/pdf/crime/a_res_55/res5525e.pdf.)
- ¹² Ann D Jordan, 前掲書。p. 11.
- ¹³ ILO: "World of Work", No. 47, June 2003, p.5.
- ¹⁴ The Protection Project, "Colombia Country Report", Trafficking in Persons, Especially women and Children, Johns Hopkins University, March 2002. (www.protectionproject.org/main1.htm.)
- ¹⁵ 前掲書。
- ¹⁶ 特に明記しない限り、このセクションにおける情報は、コロンビア大使館および領事館の館員を対象に行った二つのインタビュー(2004年2月13日、2004年2月17日)に基づく。
- ¹⁷ 法務省入国管理局ホームページを2004年10月に参照した。<http://www.moj.go.jp/>
- ¹⁸ Molina Polania A.: "Japan, the Mecca for Trafficking in Colombian Women", Global Alliance Against Traffic in Women/The International Human Rights Law Group/The Foundation Against Trafficking in Women, Colombia, 2000, p.6 at: www.december18.net/web/general/paper30ColombiaJapan.pdf.
- ¹⁹ コロンビア大使館員を対象に2000年に東京で行ったインタビューによる。
- ²⁰ 2004年にILO駐日事務所が行ったインタビューによる。
- ²¹ Colombian Ministry of Foreign Relations, "Report on Trafficking in Women", Japan, 29 June 2000, p.4., quoted in Molina Polania A., 前掲書, p.9.
- ²² Molina Polania A., 前掲書, p.10.
- ²³ 2000年に東京にてコロンビア大使館が行ったインタビューによる。1997年に記録がされ始めてから、大使館は入院を要する被害者数を記録してきた。
- ²⁴ 2002年にコロンビア大使館が東京にて行ったインタビューによる。
- ²⁵ ILO: "Trafficking in Human Beings - New Approaches to Combating the Problem", May 2003, p.30

(www.ilo.org/dyn/declaris/DECLARATIONWEB.DOWNLOAD_BLOB?Var_DocumentID1871).

²⁶ ILO 児童労働撤廃国際計画 (IPEC): Labour migration and trafficking within the greater Mekong Subregion: Proceedings of Mekong Subregional experts meeting and exploratory policy paper, Bangkok, September 2001, p.30 (www.ilo.org/public/english/region/asro/bangkok/library/pub1.htm)

²⁷ Enloe, Cynthia: Making Feminist Sense of International Politics: Bananas, Beaches and Bases, University of California Press, 2001, p. 34.

²⁸ The Protection Project, "Thailand Country Report", Trafficking in persons, especially women and children, Johns Hopkins University, 2002. (<http://209.190.246.239/ver2/cr/Thailand.pdf>).

²⁹ 前掲書。

³⁰ 特に明記しない限り、このセクションで紹介される情報は 2004 年 2 月 10 日にタイ領事館員に対して行われたインタビューに基づく。

³¹ 警察庁 (2003 年)

³² 女性の家サーラーのスタッフが行ったインタビューによる。(2003 年)

³³ Tanyapongpruch, Sittipong: "Transnational Organized Crime in Thailand," UNAFEI, 2002.

³⁴ HELP アジア女性の家が行ったインタビューによる。(2002 年)

³⁵ Batino, Clarissa S: "OFW remittances up 8 per cent in last six months", Global Nation, August 2003. (http://www.inq7.net/globalnation/sec_rec/2003/aug/18-01.htm).

³⁶ Batino, Clarissa S.、前掲書。

³⁷ 移民労働者条約を批准した国は、2004 年 10 月 5 日現在、アゼルバイジャン、ベリーズ、ボリビア、ボスニアヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カーボベルデ、コロンビア、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、ガーナ、グアテマラ、ギニア、キルギスタン、リビア、マリ、メキシコ、モロッコ、フィリピン、セネガル、セイシェル、スリランカ、タジキスタン、東チモール、トルコ、ウガンダ、ウルグアイである。

³⁸ UNICRI: "Coalition against Trafficking in Human Beings in the Philippines - Phase 1", Project Document, March 2000, p. 5.

³⁹ Catherine Paredes-Maceda, Deputy Executive Director, Commission on Filipinos Overseas, "Prevention of Trafficking, Protection, and Rehabilitation of Victims", Ministry of Foreign Affairs, Japan, Asia-Pacific Symposium on Trafficking in Persons (proceedings), 20 January 2000, p. 29.

⁴⁰ 2000 年のフィリピン家計調査では、1997 年から 2000 年の間に貧困レベルが 33.7% に上昇したと報告された。人口の 20% 以上 (又は 1500 万人) の国民が栄養不足状態にあるとされる。Freedom from Hunger, "About the Philippines" 参照。(<http://www.freefromhunger.org/philabout.html>).

⁴¹ The Protection Project, "Philippine Country Report," Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Johns Hopkins University, 2002. Accessed on 7 April 2004 at:<http://209.109.246.239/ver2/cr/Phillipines.pdf>.

⁴² 特に明記しない限り、このセクションで扱われる情報は、2004 年 3 月 20 日にフィリピン大使館および領事館のスタッフに対して行われたインタビューによる。

⁴³ 法務省入国管理局 「平成 16 年版出入国管理」

⁴⁴ International Organization for Migration (IOM): Trafficking in Women to Japan for Sexual Exploitation - A Survey on the Case of Filipino Women, May 1997, p. 9.

⁴⁵ "DoLE Official Admits Gov't Part in Trafficking of Women", The Daily Tribune, February 3, 2003 (www.trafficking.org.ph/resources/feb03/dole.htm).

⁴⁶ Sally Cameron: "Trafficking of Filipino Women to Japan: A Case of Human Security Violation in Japan", Monterrey Institute, California, 2003. (http://gsti.miiis.edu/CEASPUB/2003_Cameron.pdf).

⁴⁷ IOM, 前掲書, p. 32.

⁴⁸ 2001 年に国連大学トラフフィキングプロジェクトのスタッフが行った未公表のインタビューによる。

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ 同上。

⁵¹ 同上。

⁵² 同上。

⁵³ このセクションは、人身取引被害者の脱出後の状況に焦点をあてており、人身取引ケースの全段階を扱うものではない。ここでは述べられていないものの、警察がこのようなケースに対処する上で重要な役割を果たす。警察が風営法を適用して独自に捜査を開始することもあると記しておく必要があるだろう。

⁵⁴ 逮捕された者の過半数は日本人であったが、外国人が人身取引で逮捕されたこともあった。2000年から2003年までの間に逮捕された者の内訳は、日本人96名、タイ人29名、台湾人21名、中国人5名、コロンビア人5名、韓国人4名であった。(出所：警察庁)

⁵⁵ 2004年3月に警察庁職員に対して行われた電話インタビュー中に得られた情報による。

⁵⁶ 同法により、暴力団員の人数のうちを占める犯罪経歴保有者をもとに、警察は特定の組織を暴力団として指定することができる。また、それらの組織が法に掲げられる暴力を伴う行為を行うことを禁ずる。詳細は、法制度に関する章を参照のこと。

⁵⁷ 2004年警察白書、p.162,168。

⁵⁸ 前掲書、p.163。

⁵⁹ 前掲書、p.158-197。

⁶⁰ 2003年警察白書p.82、及び2004年警察白書p.121。2003年警察白書は、不法就労事犯として言及しているが、これは、人身取引のケースを示唆していると考えられる。

⁶¹ 第二条は、性風俗関連特殊営業のカテゴリーを定義している。

⁶² 前掲書、White Paper on Police 2004, p.119。

⁶³ Asian Wall Street Journal, 'Bright Lights, Brutal Life', New York, November 2000。

⁶⁴ Michiyo Nakamoto: Financial Times, London, 6 February 2003, p. 8。

⁶⁵ Asian Wall Street Journal, 前掲書, 2000年11月。

⁶⁶ IOM: "Trafficking in Migrants - Quarterly Bulletin, No. 19. July 1999", Geneva, Switzerland, 1999。

⁶⁷ Kattoulas, Velisarios: 'Bright Lights, Brutal Life', Far Eastern Economic Review, Hong Kong; 3 Aug, 2000; Vol. 163, Iss. 31; p. 50 - 54。

⁶⁸ Sally Cameron: op.cit. at http://gsti.miis.edu/CEAS-PUB/2003_Cameron.pdf。

⁶⁹ 興行ビザ保有者を含む。同ビザで一般的なホステス業や性労働に従事することはできない。

⁷⁰ Roger Plant: Trafficking in destination countries: the forced labour dimensions, paper presented at The ILO Symposium on Trafficking in Human Beings, United Nations University, Tokyo, 23 September 2003。

⁷¹ 2003年警察白書, p. 82

⁷² 2004年の最低賃金は、都道府県間の差はあるものの、時間給606から710円の間であった。厚生労働省ウェブサイト参照。

(<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-02.htm#01>)。

⁷³ 法務省入国管理局「平成16年版出入国管理」

⁷⁴ ビザの有効期限が切れた後も日本国内に留まる外国人をあらわす用語として、不法残留(オーバーステイ)が使われている。

⁷⁵ 法務省入国管理局、前掲書。

⁷⁶ 売春については、違法であり、職業とみなされていないため、データが存在しない。

⁷⁷ 2004年6月23-24日、在日米国大使館、バイタル・ボイス、ILO駐日事務所の共催で開かれた「アジアにおける人身売買と闘う戦略会議」の資料より。

⁷⁸ 日本の統計によると、興行ビザで日本に来るフィリピン人の5%以下が男性である。

⁷⁹ これらの数字は、上掲の数字と一致しない。これは、フィリピンの統計が2002年のものである一方、日本の統計が2003年のものであるためである。2002年には、12万3,322人の外国人が興行ビザで入国されたと記録されている。これを、フィリピンから日本に渡航した人数と対照すると、2002年のフィリピン人の割合は59%である。

⁸⁰ POEA: Philippine Overseas Employment Administration.

⁸¹ 日本の入国管理局により提供された数字による。

⁸² 日本国外に移送する目的で日本人女性を取引することを禁ずる法(刑法226条)は残る。

⁸³ 1991年5月15日法律第77号

⁸⁴ 同法第 12 条 2

⁸⁵ 1999 年 8 月 18 日法律第 136 号

⁸⁶ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（1999 年 8 月 18 日法律第 136 号）、第 1 条。

⁸⁷ 1956 年 5 月 24 日法律第 118 号（最新改正は、2002 年 5 月 29 日法律第 46 号）。

⁸⁸ 同法での「売春」は、性交することが要件である。

⁸⁹ 1948 年 7 月 10 日法律第 122 号（最新改正は、2003 年 5 月 30 日法律第 55 号）。

⁹⁰ 1999 年 5 月 26 日法律第 52 号

⁹¹ 1947 年 11 月 30 日法律第 141 号

⁹² 何百人ものコロンビア人女性をストリップ劇場に送り込み、売春に従事させた日本人のブローカーを巻き込んだ有名な事件（萩原「ソニー」事件、東京地方裁判所、2003 年 3 月 28 日）では、ブローカーは出入国管理法及び職業安定法違反の罪に問われた。

⁹³ 1951 年 10 月 4 日政令第 319 号（最新改正は、2003 年 6 月 4 日法律第 65 号）

⁹⁴ 第 2 節第 24 条（3）

⁹⁵ 第 73 条の 2 から第 74 条の 8 参照。

⁹⁶ 1907 年 4 月 24 日法律第 45 号（最新改正は、2003 年 8 月 1 日法律第 138 号）

⁹⁷ 「からゆきさん」についての記事の一例として、B. Mihalopoulos: 'The Making of Prostitutes: the Karayuki-san', Bulletin of Concerned Asian Scholars, vol. 25, No. 1, Jan-Mar. 1993 (<http://csf.colorado.edu/bcas/sample/japdoc.htm>).

⁹⁸ 1999 年 6 月 23 日法律第 78 号（最新改正は、1999 年 12 月 22 日法律第 160 号）

⁹⁹ このブローカーの逮捕を皮切りに、全国 24 軒のストリップクラブに対する警察の捜査が行われた。警察は、ストリップクラブ関係者 15 人を逮捕し、ストリッパーとして働いていた 68 名のコロンビア人女性を救出した。コロンビア人被害者女性の中には、500 万円を越える債務を負い、売春を強要されている者もいた。（出所：2004 年警察白書、p.121）

¹⁰⁰ 女性に対する暴力専門調査委員会は、2004 年 3 月まで性的搾取を目的とする人身取引の問題を中央政府レベルで討議する場として機能した。同委員会は、学識経験者・弁護士・NGO 代表者・その他市民社会団体のメンバーにより構成され、家庭内暴力・性犯罪・売春・セクシャルハラスメント・ストーカーを含む、女性に対する暴力に関連する全ての問題を討議した。2003 年 10 月の会合において、同委員会は、委員会内で取り上げられた問題について、関係省庁の意見を聴取した。人身取引については、外務省・法務省・厚生労働省の意見が聴取された。

外務省は、国連国際組織犯罪条約を早急に批准する事、そして条約の批准後、可及的速やかに人身取引に関する付属議定書を批准する事へのコミットメントを表明した。同省は、バリ・プロセス（2002 年）及び国際機関を通じて人身取引への国際的取組みへ貢献する意思を強調した。

法務省は、刑法・労働法・出入国管理及び難民認定法・売春防止法・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・児童福祉法・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律を通じ、人身取引業者の懲罰を強化する必要性を表明した。同省も国連国際組織犯罪条約および人身取引に関する付属議定書の速やかな批准の推進を表明した。

厚生労働省は、パレルモ議定書の批准の為に児童福祉法を改正し、日本人が国外で犯した児童買春及び児童の人身取引に関する犯罪の処罰を含む事を検討していると述べるに留まった。労働搾取を目的とした男女の人身取引、性的搾取を目的とした人身取引被害者女性の為に必要な保護措置、また、人身取引被害者の一般的な保護に関しては言及されなかった。

同専門調査委員会は 2004 年 3 月、人身取引業者に適用される処罰を強化する為の法的措置を取る事、関連する国連文書の速やかな批准、及び人身取引被害者保護の為に行政措置の採用を勧告した。同委員会は人身取引に対する国際的取組みの促進を支持した。

¹⁰¹ 2004 年 9 月 9 日に行なわれた電話によるインタビュー。

¹⁰² 女性に対する一時保護や相談サービスを提供するため、日本政府は各都道府県に婦人相談所を設置している。

¹⁰³ 厚生労働省によれば、婦人相談所は、2001 年に長野県で 1 人のタイ人女性、2002 年に同県で 2 人のタイ人女性に一時保護を提供した。2003 年には、岐阜県でフィリピン人女性 2 人、長野

県でタイ人女性とフィリピン人女性各 2 人、東京都では 2 人のタイ人女性に対して一時保護を提供した。

¹⁰⁴ www.globalsecurity.org/intell/world/japan/npsc.htm,
www.globalsecurity.org/intell/world/japan/npa.htm,
www.country-data.com/cgi-bin/query/r-7333.html,
<http://www.gens.niigata-u.ac.jp/bulletin/26pdf/26MJM.pdf>.

¹⁰⁵ 情報は、2004 年 6 月 23-24 日に行われた「アジアにおける人身売買対策戦略会議」においての知事の発表に基づく。

¹⁰⁶ 人身取引被害者保護法（2000 年成立）に基づく「2004 年人身売買報告書」。2004 年 6 月刊行

¹⁰⁷ 前掲書。

別添 人身取引についての警察庁通達

原 議 保 存 期 間 5 年
(平成20年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁生活安全部長殿
各道府県警察(方面)本部長

警察庁丁生環発第43号
平成15年4月4日
警察庁生活安全局生活環境課長

トラフィッキング事案の的確な把握、取締りの強化及び報告の徹底について

近時、人、特に女性及び児童の人身取引事案(以下「トラフィッキング(trafficking)事案」という。)については、重大な人権侵害行為であるとともに、犯罪組織の有力な資金源となっているとして、国際的に大きな問題とされつつあるが、我が国においても、いわゆるブローカー等のあっせんにより入国した外国人女性等(児童を含む。以下同じ。)が、諸経費名目で高額の債務を負わされ、売春又は性的労働(以下「売春等」という。)を強要される事案等が依然として発生している。

各都道府県警察にあっては、風俗関係事犯、売春関係事犯及び外国人雇用関係事犯におけるこの種のトラフィッキング事案について、下記により、その実態を的確に把握し、取締りを強化するとともに、この種事案が確認された場合には確実に、かつ遅滞なく報告されたい。

なお、「風俗・外国人雇用関係事犯におけるトラフィッキング事案の報告について」(平成13年6月19日付警察庁丁生環発第132号)は、廃止する。

記

1 国際的背景

平成12年11月、国連において、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(国連国際組織犯罪条約)及びこれに附属する「人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(人身取引議定書)等が採択された。

同議定書の内容は、原則として、「搾取の目的」、「欺もう、脅迫、権力の乱用等の手段」及び「人を採用、運搬、移送、蔵匿又は収受する行為」の3つの要件を備える事案をトラフィッキング事案と定義した上、各国に対して、これを防止し、厳正に処罰すること等を求めるものである。

我が国は、平成14年12月、同議定書に署名し、今後、同議定書の批准に向けた施策を進めることとしており、警察としても、この種事案に積極的に対応していくことが求められている。

2 対象事案

1に従い、

() 「搾取（売春等の性的搾取、強制労働等）の目的」

() 「欺もう、脅迫、権力の乱用等の手段」

() 「人を採用、運搬、移送、蔵匿又は収受する行為」

の3つの要件を備える事案をトラフィッキング事案として、今後、3の措置を講ずることとする。ただし、()の要件を備える事案については、()に関して被害者が同意していてもトラフィッキング事案に当たり、また、被害者が児童の場合には、()及び()の要件のみを備えればトラフィッキング事案に当たるとして、3の措置を講ずることとする。

なお、各要件の具体例は次のとおり。

() 「搾取の目的」

接待飲食等営業、性風俗特殊営業等に従事する外国人女性等に対し、ブローカー、雇用主等が、入国費用、就労先のあっせん手数料等名下に高額の債務を負わせ、返済が終わるまでパスポートを取り上げたり監視下に置いて売春等を強要している場合

建設現場や工場等で稼働している外国人労働者に対し、ブローカー、雇用主等が、入国費用、就労先のあっせん手数料等名下に高額の債務を負わせ、返済が終わるまでパスポートを取り上げたり監視下に置いて低賃金で長時間労働を強要している場合

() 「欺もう、脅迫、権力の乱用等の手段」

ブローカー等が、外国人女性等に実際は売春等をさせるにもかかわらず、ホステスに従事させるなどと偽って勧誘していた場合

ブローカー等が、外国人女性等が逃げ出したり、借金を返済しなかった場合には、本人又は家族に危害を加えるなどと脅迫していた場合

ブローカー等が、親など外国人本人の立場を左右する者に、契約金等名下に金銭を渡すなど利益を享受させていた場合

() 「人を採用、運搬、移送、蔵匿又は収受する行為」

ブローカー等が、外国人本人の渡航に当たり、旅券、査証（いずれも正規、偽造の別を問わない。）、航空券等を用意するなど便宜を図っていた場合

ブローカー等が、外国人本人の渡航に際して、飛行機や船に同乗して各種手続きの手助け等をしていた場合

ブローカー、雇用主等が、我が国到着時から滞在場所まで外国人本人を案内・同行し、又は、滞在場所から外出を制限するなどして、取締りを免れさせていた場合

雇用主等が、入国した外国人をブローカー等から譲り受け、稼働させていた場合

3 各都道府県警察が取り組むべき事項

(1) トラフィッキング容疑事案の情報収集及び内偵捜査

ア 的確な情報収集

暴力団対策や外国人対策を所掌する部門、地域警察部門等と連携を図りつつ、また、風営法に基づく立入りを効果的に行うなどして、外国人女性等が稼働する店舗、外国人労働者が稼働する建設現場や工場等の実態の把握に努め、トラフィッキング事案に係る外国人、ブローカー、雇用主等に関する情報の収集に努めること。

イ 積極的な事件化

トラフィッキング容疑事案を認知した場合には、悪質なブローカー、雇用主等の取締りや国内外のブローカーの組織的背景の解明を念頭に置いて、風俗関係事犯、売春関係事犯及び外国人雇用関係事犯としての事件化に向けた捜査を積極的に行うこと。

ウ 合同・共同捜査の推進

ブローカー等が多数の外国人を監視下に置き複数府県において稼働させている場合など広域にわたる事犯については、警察庁生活環境課に速報するとともに、合同・共同捜査を積極的に推進すること。

(2) 外国人の身柄確保時における措置

ア トラフィッキング事案該当性の確認等

風俗関係事犯、売春関係事犯及び外国人雇用関係事犯に関して、事件捜査、入管との合同摘発等により身柄を確保された外国人は、多くがその後、入管法、売春防止法等の違法行為の被疑者として検挙されるか、入管法第62条の通報に基づき同法第39条により入管収容となるが、いずれの外国人についても、身柄確保時に警察において本人及び関係者から、国籍、滞在資格、稼働状況等についての事情聴取等を行い、あわせてトラフィッキング事案に係る者であるか否かを確認すること。

また、トラフィッキング事案に係る外国人の中には、本人又は本国の家族に危害が加えられることへの恐怖感、高額の債務が残存している場合の不安感、ブローカー等から事前に警察に対する不信感を植え付けられていることなどにより、供述を拒否する又は真実を述べない傾向がみられるため、トラフィッキング事案に係る者であるか否かの確認に当たっては、関係者の供述や捜査で判明した事実等を特に参考とすること。

なお、トラフィッキング事案に係る外国人であることが確認された場合には、特に、国外のブローカー組織との接触の経緯、パスポートや査証の入手の経緯、我が国への入国のルート等その組織的背景について、詳細に聴取すること。

イ 適切な取扱い

トラフィッキング事案に係る外国人の取扱いに当たっては、その心情面に十分配慮するとともに、置かれていた状況に応じて、恐怖感、不安感等を取り除く措置を検討すること。特に、性的搾取を受けていた外国人女性等については、女性警察官による事情聴取、医師の診察、心理カウンセラーの派遣等を検討すること。

ウ トラフィッキング事案確認の都度の報告

平成15年1月1日以降、風俗関係事犯、売春関係事犯及び外国人雇用関係事犯に関して身柄を確保した外国人について、トラフィッキング事案に係る者であることが確認された場合には、その都度、同事案に係る外国人については様式1、ブローカー、雇用主等については様式2により、警察庁生活環境課（事件・外国人労働者対策係）宛P-WANにて、遅滞なく報告すること（1月1日以降本日までの間に確保した外国人については、資料等からトラフィッキング事案に係る者であるか否かを確認の上、報告すること。）。

なお、同事案に係る外国人が検挙されず入管収容となった場合や、同事案に係る外国人本人の供述は得られないが、関係者の供述や捜査で判明した事実等によりトラフィッキング事案に係る者であることが推認された場合についても、これらの外国人は報告対象とする。

(3) 徹底した突き上げ捜査と不正収益の剥奪

トラフィッキング事案に係る検挙事件については、雇用主の立件にとどまらず、暴利を貪る悪質な国内外のブローカーや、その背後で暗躍する犯罪組織への突き上げ捜査を徹底すること。

また、組対法の適用や課税通報により、不正収益の剥奪に努めること。

別添 人身取引事案報告票

様式1

取扱注意

トラフィッキング事案報告票 (外国人関係)

		都道府県(方面)作成番号		()平成		年		号		
事件名										
外国人	フリガナ氏名				生年月日	年 月 日 (生 歳)				
	国籍				職業(稼働実態)					
	住居									
	入国空港			在留資格			旅券番号			
	入国回数			入国年月日	年 月 日		外国人登録番号			
同事業の関係外国人	上記外国人の他 名(国籍別)									
適用罪名				検 査 年 月 日	年 月 日		検挙 部 署			
措 置	送致・入管法第65条の引渡し・ 同第62条通報・その他()				措 置 年 月 日	年 月 日				
店舗等の 営業形態	風俗・店舗型性風俗特殊営業(号)、無店舗型性風俗特殊営業、深夜飲食店 その他飲食店()、建設・土木、ホテル・旅館、 鉄工・機械、運輸、農・林業、その他()									
稼働場所										
雇用主等										
トラフィ ッキング 事案と認め た事由	目的	1 売春等 2 強制労働 3 その他()								
	手段	4 強制力の行使 5 職種等欺罔 6 権力の濫用 7 高額の債務(額) 8 その他()								
	行為	9 採用 10 運搬・移送 11 藏匿 12 收受								
トラフィ ッキング 事案の概要 (供給募集方法、引 率入国方法、受人方 法、関与したブロー カー等についても記 載すること。)										
備 考										
作成年月日				作成者				警察電話		

- 注) 1 本票は、トラフィッキング事案に係る外国人1人につき1部作成すること。
 2 雇用主等欄は、当該外国人に係るトラフィッキング事案に関与した者について作成した報告票(ブローカー・雇用主等関係)の「作成番号」を記載すること。
 3 系統図(一事件のときは1部で足りる)を添付すること。

取扱注意

トラフィッキング事案報告票
(ブローカー・雇用主等関係)

都道府県(方面)作成番号		() 平成 年 号	
事件名			
罪名	入管法(助長)・職安法(有害職業紹介・募集)・労派法・売防法・その他()		
検 挙	年月日	年 月 日	種 別 通達・緊速・現速・任意
	部 署		
氏 名		生年月日	年 (月 日生 歳)
本(国)籍			
住 居			
職 業			
暴力組織	団体名	地 位	首領・幹部・総員・準構成員・地位の名称()
活動範囲	国内	都道府県(. . .)	
	国外	ヶ国(. . .)	
トラフィッキング事案に係る外国人	人 数	国籍別	国名 . 男 人、女 人
			国名 . 男 人、女 人
			国名 . 男 人、女 人
事 案 の 概 要			
関 係 者 (共犯等)			
備 考			
作成年月日		作 成 者	警察電話

- 注) 1 本票は、トラフィッキング事案に係る外国人に関係するブローカー、雇用主等1人につき1部作成すること。
 2 関係者欄には、共犯者、所属組織の関係者及びトラフィッキング事案に係る外国人について作成した報告票(外国人関係)の「作成番号」を記載すること。
 3 系統図(一事件のときは1部で足りる)を添付すること。

下記は、別添 以降の概要である。 ~ の内容は省略する。詳細は、英語報告書を参照されたい。

別添 人身取引に関する法

ジョンズホプキンス大学高等国際問題研究大学院の保護プロジェクトの元ディレクターである Lederer 氏の推計によると、1999 年には、何らかの形で人身取引に関する立法がある国の数は、154 国であった。その多くは 1912 年から 1960 年に制定されたが、実施は不十分であるとされる。最近はより効果的な法律の制定 - 特に犯罪組織の関与の増大を受けて雇用主と人身取引業者をターゲットにした人身取引の犯罪化と人身取引された者の被害者としての扱いにシフトしている。

刑罰

米国、アイルランド、中国など、各国の処罰例を概述。

別添 人身取引に対処する国際法規（概略）

本文第 4 章を参照。

別添 各国における人身取引被害者の一時的保護に係る地位（概略）

オーストリア、ベルギー、イタリア、米国における人身取引被害者の一時的滞在を認める措置を紹介。

地域レベルにおけるイニシアチブ及び協力

E U を中心とするヨーロッパの状況を紹介。

別添 コロンビアの関係法令（略）

別添 タイの関係法令（略）

別添 フィリピンの関係法令（略）

參考資料(References and Literature)

Bangko Sentral ng Pilipinas' report. At http://www.inq7.net/globalnation/sec_rec/2003/aug/18-01.htm.

Batino, Clarissa S., "OFW remittances up 8 per cent in last six months", Global Nation, August 2003.

Cameron, Sally, "Trafficking of Filipino Women to Japan: A Case of Human Security Violation in Japan", Monterrey Institute, California, 2003.

Central Intelligence Agency, CIA - The World Factbook. "Colombia".

Colombia Decree No. 1371 of 1995, Article 2, Par.1.

Colombian Legislation Against Human Trafficking. Accessed in April 2004 at:
www.thai.net/gaatw/Information/ColombianLegis.htm

"Dole Official Admits Gov't Part in Trafficking of Women", The Daily Tribune, February 3, 2003.

Enloe, Cynthia, Making Feminist Sense of International Politics: Bananas, Beaches and Bases, University of California Press, 2001.

Freedom from Hunger, 'About the Philippines', at <http://www.freefromhunger.org/philabout.html>.

Human Rights Law Group, The Foundation Against Trafficking in Women, Colombia, 2000.

Human Rights Watch, "Owed justice - Thai Women Trafficked into Debt Bondage in Japan", September 2002.

Immigration Bureau, Ministry of Justice web site (<http://www.moj.go.jp/>).

International Labour Organization, Trafficking in Human Beings - New Approaches to Combating the Problem, May 2003.

—. Unbearable to the human heart - Child trafficking and action to eliminate, Geneva, 2002.

—. International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC), Labour migration and trafficking within the greater Mekong Subregion: Proceedings of Mekong Subregional experts meeting and exploratory policy paper, Bangkok, 2001.

—. Preliminary Assessment on Trafficking of Children and Women for Labour Exploitation in Lao PDR, 2003.

International Organization for Migration, Press Briefing Notes: “Colombia”, 2004.

—. Press Briefing Notes, “Latin America - Sexual Exploitation: Colombia - Counter-Trafficking Campaign Launched”, LibertadLatina.org, 2003.

—. Trafficking in Women to Japan for Sexual Exploitation - A Survey on the Case of Filipino Women, IOM, 1997.

Jamsutee, Uthaiwan “Thai legislation against human trafficking,” International Expert Meeting on International Trafficking in Women, Tokyo, Japan, 25-26 November 2003.

Jordan, Ann D.: The Annotated Guide to the Complete UN Trafficking Protocol, International Human Rights Law Group, Washington DC.

Kattoulas, Velisarios: ‘Bright Lights, Brutal Life’, Far Eastern Economic Review, Hong Kong; 3 Aug, 2000.

Kinsey, Alan Dinan: Trafficking in Women from Thailand to Japan, the Role of Organized Crime and Governmental Response’ (<http://www.fas.harvard.edu/~asiactr/haq/200203/0203a001.htm>), Summer 2002.

Laws Relating to Prevention and Combating Commercial Sexual Exploitation and Trafficking in Women and Children, Department of Social Development and Welfare, Ministry of Social Development and Human Security, Thailand.

Lim, Lin Lean: The Sex Sector: The economic and social base of prostitution in Southeast Asia, ILO, Geneva, 1998.

Molina, Polania A.: Japan, the Mecca for Trafficking in Colombian Women, Global Alliance against Traffic in Women/The International Human Rights Law Group/The Foundation against Trafficking in Women, Colombia, 2000.

National Encyklopedia Accessed in April 2004

www.ne.se/jsp/search/Article.jsp?i_art_id=146469&i_sect_id=146454&i_word=Colombia&i_history=1.

National Police Agency, White Paper on Police 2004, Tokyo, 2004.

Opiniano, Jeremiah M., OFW Journalism Consortium, at http://www.cyberdyaryo.com/features/f2003_0512_02.html.

Paredes-Maceda, Catherine, "Prevention of Trafficking, Protection, and Rehabilitation of Victims", in Ministry of Foreign Affairs, Japan, Asia-Pacific Symposium on Trafficking in Persons (proceedings), 20 January 2000.

Poor but happy, Colombia Guide, "Colombians sending money home". At www.poorbuthappy.com/colombia/node/view/2772.

Protection Project, "Colombia Country Report", Trafficking in Persons, Especially women and Children, Johns Hopkins University, March 2002.

Protection Project, "Thailand Country Report", Trafficking in persons, especially women and children, Johns Hopkins University, 2002.

Protection Project, "Philippine Country Report," Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Johns Hopkins University, 2002.

Robberson, Tod: "Colombians Endure Long Waits for Visas", Dallas Morning News, 29 April 2001, quoted in The Protection Project, "Colombia Country Report", Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Johns Hopkins University.

Smith, Linda and Mattar, Mohamed Y.: Protection Project: "Creating International Consensus on Combating Trafficking in Persons: US Policy, the Role of the UN and Global Responses and Challenges", John Hopkins University.

Sui, Cindy: "Trafficking of Women and Children on the Rise in East Asia: UNICEF", 2001.

Tanyapongpruch, Sittipong: "Transnational Organized Crime in Thailand," UNAFEI, 2002.

Thailand Prevention and Suppression of Prostitution Act B.E. 2539, Sections 5 and 6 respectively.

UNICRI: "Coalition against Trafficking in Human Beings in the Philippines - Phase1", Project Document, March 2000.

UNESCO: "UNESCO Responses to the Trafficking of Women and Children – UNESCO

Projects Related to the Trafficking of Girls and Women". UNESCO, 2004.

United Nations: Fourth Periodic Report of the States Parties: "Colombia, Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination Against Women", 1997, p. 56.

United Nations Office on Drugs and Crime: "UNODC Programme in Colombia: Basic Facts", UNODC, January 2004.

補章

「人身取引対策行動計画」発表からの一年を振り返る

- A year after the Action Plan -

2005年12月

補章

「人身取引対策行動計画」発表からの一年を振り返る

- A year after the Action Plan -

本報告書でも紹介された「人身取引対策行動計画」は、2004年12月に策定された。それから1年が経過したが、その間の、国内における人身取引対策の進展について、本章では、「人身取引対策行動計画」に掲げられる総合的・包括的な人身取引対策の三本柱(人身取引の防止、撲滅及び被害者の保護)に従い、国内における顕著な動向を簡潔にまとめた。

公式に発表された関係省庁及びNGOから寄せられた資料を主な情報源としてまとめられた本章の目的は、本報告書を手にする読者に参考までに追加情報をお伝えすることにある。

1. 人身取引議定書の締結

2002年12月に署名された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」(パレルモ議定書)については、2005年6月8日に締結につき、国会の承認を得た。関連国内法の整備を待って締結を行う予定である。

2. 人身取引を防止するための対策

「興行」資格の審査・ビザ発給基準の厳格化¹⁰⁸

日本に「興行」の在留資格で上陸する外国人に関する許可基準を定める法務省令(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令)の一部が、2月15日に改正され、3月15日から施行された。改正内容は、演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行に係る活動を行うことを目的として「興行」の在留資格で上陸しようとする外国人が、その従事しようと

する活動について、「外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有すること」としている規定を削除するものである。

この改正により、演劇、演芸、歌謡、舞踊又は演奏の興行に係る活動を行うことを目的として我が国に「興行」の在留資格で上陸しようとする外国人は、その興行を行うことにより得られる報酬の額が500万円を超える場合、国・地方公共団体が招へいする場合、レコードの録音等を行う場合などを除き、その従事しようとする活動について「外国の教育機関において当該活動に係る科目を2年以上の期間専攻したこと」又は「2年以上の外国における経験を有すること」が必要となった¹⁰⁹。

従来、フィリピン政府が「芸能人証明書」を発行した者については、日本政府は自動的に興行ビザ発給の前提となる在留資格認定証明書を発行してきたが、今回の改正により、ダンサーなどの名目で来日し、実際はクラブなどで働くフィリピン人に対する「興行ビザ」の発給基準が厳しくなった。その結果、2005年1月1日から3月14日の2か月半に証明書の交付を受けたフィリピン人は2万5715人だったが、政府による能力審査導入後の2か月半(3月15日から5月31日)は291人に減少した。また、数か月後の7月14日に開催された人身取引対策関係省庁連絡会議では、フィリピン人への在留資格認定証明書の発給数が約100分の1に激減したことが報告され、これは本来就労できなかったホステスの数が大きく減少した結果とされている¹¹⁰。

改正風営法の成立¹¹¹

警察庁により提出された「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」(改正風営法)が10月28日に成立し、その施行を2006年5月1日とすることが12月13日の閣議で決められた。

同改正法の柱の一つである人身取引防止対策として、風俗営業事業を営む者に客に接する業務に従事する外国人女性の就労資格を書面で確認し、確認の結果を書面により保存させることを義務付け、違反者には罰則も科される。また、刑法に新設された人身売買罪(次節参照)で摘発された者に関しては、刑の終了後5年間は風俗営業の許可が下りない旨が盛り込まれた。

興行基準省令の改正：受入れ側に対する審査基準の厳格化

前述の興行審査の厳格化は、興行活動を行う外国人本人の要件を見直す策であった。一方、法務省により現在検討されている改正の目的は、外国人芸能人の受入れ先である興行主や飲食店主側に対する要件の厳格化にある。同時に、不法就労や人身取引の問題が生ずる恐れが少ない国や地方公共団体などが主催する興行については、より円滑な外国人芸能人の受入れが行われるように要件を緩和することも検討されている。

具体的には、人身取引等に関わった者、過去5年間に芸能人の不法就労や虚偽申請等に関わった者、そして暴力団関係者に「興行」の在留資格で入国する外国人の歌手やダンサーらの受け入れ先としての資格を付与しない内容となっている。また、芸能人に対して過去3年間に契約通りの報酬を全額支払っていることが新たな要件として加わった。また、招へい機関が招へいすることができる興行の在留資格をもって在留する者の人数が、興行を管理し、6か月以上継続雇用されている常勤職員1名について10名以内であることとしている要件(いわゆる「招へい人数枠」)の廃止も検討事項の一つとなっている。

以上の内容が提案される出入国難民認定法の省令改正に関し、法務省は人身取引対策を盛り込んだ法務省令の見直し案を公表した。政府は、一般からの意見を2006年1月5日まで受け付け、同月中には改正を終え、春までに運用を始める意向である¹¹²。

旅券法の改正

旅券の不正取得や偽変造を含む旅券犯罪の増加が深刻化する中、旅券法が6月中旬に改正された。同改正は、国連国際組織犯罪防止条約を補足する「密入国議定書」の国内実施を担保する為の動きとも捉えられる。

具体的な改正点としては、まず、名義人情報をパスポートに組み込まれたICチップに電磁的方法で記録するIC旅券の導入により、セキュリティの向上が図られた。また、旅券犯罪に対する罰則の強化等が規定され、虚偽申請等による不正取得、自己名義の旅券の譲渡貸与、他人名義の旅券の不正行使等の罪に係る刑の引き上げ(5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科)、新しい規定としての偽造旅券等の所持等の処罰化(法定刑は上記に同じ)、営利目的事犯の加重処罰化(7年以下の懲役、若しくは500万円以下の罰金又は併科)及び未遂罪が新設された。更に、旅券犯罪防止のため、旅券が紛失された際の対応も強化された¹¹³。

偽装結婚対策¹¹⁴

警察庁と東京入国管理局において、偽装結婚を始めとする合法滞在を装う者等への取締りを徹底するための連携強化を目的とした「調査・捜査協力プロジェクト」が実施中である。また、入国管理局、あるいは警察との合同による摘発に際し、特に人身取引の温床と思われる酒類提供飲食店等で「日本人配偶者」の在留資格を有しホステス等として稼働している外国人に対しては、婚姻の実態を追跡調査した上で、適正な在留資格審査を実施し、入管法第 22 条の 4 の要件に該当する場合には、在留資格取消しの手続きを行う。

人身取引に関する情報の収集・管理

人身取引防止対策の一環として、人身取引の被害状況や搾取の実態、そしてブローカー等の加害者情報がデータベース化される運びとなった。同システムの構築は法務省により 7 月に決定され、早ければ来年度中に実用化される見通しである。また、これに先立ち、法務省は人身取引被害者の送り出し国として位置づけられるタイに 4 月から情報収集を行う職員を派遣している。

出入国審査の厳格化

法務省入国管理局は、3 月末に第三次出入国管理基本計画を策定した¹¹⁵。水際対策の推進や不法滞在者の減少を通じた治安回復のための取組の一環として、上陸審査の厳格化が打ち出され、セカンダリ審査(2 次的審査)の導入及びプレクリアランス(事前確認)の実施が導入された¹¹⁶。

旅行業界との連携

3 月には、日本旅行業協会、日本海外ツアーオペレーター協会及び大手旅行会社約 60 社が「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」(通称コードプロジェクト)に調印した。ECPAT、ユニセフ及び世界観光機関(WTO)が進めるこのプロジェクトに参加を表明したツアーオペレーターと企業・団体、旅行業者、ホテル、航空会社には、1)子どもの商業的搾取に反対する企業としての倫理規定や方針の確立、2)出発地及び目的地の両国内の従業員を教育・訓練、3)供給業者(旅行目的地の旅行業者等)と結ぶ契約の中に、契約両者が協力して子どもの性的搾取を拒否することを記した条項を導入すること、4)カタログ、パンフレット、航空機内映像、航空券、ホームページなどを通じた、旅行者に対する関連情報の提供、5)旅行目的地の現地有力者への関連情報の提供、6)年次報告を行う、という 6 項目に対

する実施責任が求められる¹¹⁷。

3. 人身取引を撲滅するための対策

刑法・入管法等の改正

刑法等の一部を改正する法律が6月16日に成立し、7月から施行されている。後述の一連の法改正は、人身取引の犯罪化、人身取引被害者の保護、そして人身取引防止措置を規定する「国連国際組織犯罪防止条約の人身売買防止補足議定書」及び密入国の防止措置を規定する「密入国防止補足議定書」の締結に向けた措置であった。前節で扱った旅券法の改正もその一環として既に行われている。

一部改正の対象となったのは、刑法、出入国管理及び難民認定法(入管難民法)、刑事訴訟法、そして組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(組織的犯罪処罰法)であり、主な改正内容は以下の通りである。

まず、本改正により刑法において「人身売買罪」が新設された。また、「生命・身体・身体加害目的による略取行為」や「被略取者等の輸送、引渡し、蔵匿行為」の犯罪化に加え、国境を越える略取行為等の処罰が拡大された。これに伴い法定刑の上限が引き上げられ、「人を買収した者」を3か月以上5年以下、「未成年を買収した者」を3か月以上7年以下、「営利、わいせつ、結婚、身体および生命への加害の目的で買収した者」を1年以上10年以下の懲役刑に課し、人を売り渡した者も同様とした。また、国外移送目的略取罪の目的を、「日本国外に移送する目的」から「所在国外に移送する目的」と日本国外での売買・移送にも成立するように改め、所在国外移送目的略取罪として2年以上の懲役が課されるようになった。

次に、出入国管理及び難民認定法の改正により、人身取引被害者の一時保護措置が導入された。つまり、他人の支配下におかれて入国・在留した人身取引の被害者も、法務大臣が上陸や在留許可を特別に認める対象となり、「在留特別許可」が与えられた上で一時的に保護されることになった。人身取引や密入国の防止策として、人身取引の加害者である外国人も新たに入国拒否及び退去強制の対象に加えられ、また、他人に不法入国をさせる目的で偽造旅券を保持・提供した者には3年以下の懲役又は300万円以下の罰金を科す規定を新設した。なお、営利目的を伴う場合は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金刑が課される。更に、運送業者の旅券確認義務及び確認を怠った場合の過料に関する規定や外国入国管理当局に対する情報提供の規定の新設など、多岐にわたる改正が施された。

最後に、組織犯罪の処罰や組織犯罪による収益の没収や追徴を規定する組織的犯罪処罰法も改正され、人身売買や人の密輸などに関わる犯罪もその対象とされた。また、刑事訴訟法の改正により、営利目的等人身売買罪の被害者が裁判において証言する際、ビデオリンク方式による尋問が可能となった。

同改正刑法が7月に施行されて初の人身売買罪適用例としては、長野県において営利目的でインドネシア国籍の女性(24歳と28歳)をそれぞれ200万円で買い受けた疑いで逮捕されたケースが挙げられる。人身の買い受けと売り渡して逮捕されたのは、飲食店経営の台湾人及びインドネシア人2名であり、当時人身取引組織の関与の可能性も示唆された。被害者の女性たちは、インドネシア国内の新聞に掲載されていた求人広告を見て応募し、ブローカーの仲介で偽造旅券により不法に入国したが、売春が嫌になり、警察署に保護を求めた。人身取引被害者として在留特別許可が与えられた被害者たちは、11月17日にインドネシアに帰国したと報告されている¹¹⁸。

人身取引事犯の取締り・訴追状況¹¹⁹

人身取引事犯の検挙数は毎年増加傾向にあり、同時に被害者総数も上昇している。今年度に関しては、11月末時点で64名が検挙され(うちブローカー23名、経営者・従業員41名)、8か国102人の被害者が警察庁により確認されている(表1)。国籍別では、インドネシア人(44人)、フィリピン人(26人)、タイ人(21人)、ルーマニア人(4人)、台湾人(4人)、韓国人(1人)となっている。上位3か国(インドネシア、フィリピン、タイ)の被害者数は、確認された被害者総数の約9割を占める。なお、初めて男性(性転換手術を受けている者)の被害者が確認されている。

表1：人身取引事犯の検挙数

	2000	2001	2002	2003	2004 11月末	2005 11月末
検挙人員	40	28	41	58	56	64
被害者総数	65	55	83	77	73	102

出所：警察庁

被害者の入国時の在留資格をみると、興行ビザで入国したものが62名、短期滞在者ビザでの入国が19名で、全体の約80%を占めた。就労形態は、99%にあたる97人がホステスであったと報告されている。

また、2005年上半期までに確認された被害者のうち、多額の借金を負わされるなどして売春等を強要されていた者は被害者総数の52.9%、興行ビザで入国し、旅券を取り上げられる等して強制的にトップレスショーや下着姿での接客等の役務を提供させられていた者も全体の47.1%にまで上った。起訴件数も、2002年の26名から、2003年には37名、2004年には48名と毎年増加傾向にある¹²⁰。

入国管理局統計

国籍（出身国）別不法残留者数

2005年1月1日時点での不法残留者数は20万7,299人で、前回調査時(2004年1月1日)の21万9,418人に比べ1万2,119人減少していた。1993年に記録された29万8,646人をピークに一貫して減少が続いている。国籍別で見ると、上位10か国のうちブラジルを除く9か国で減少しており、特に韓国(前年比3,274人減)、タイ(同1,547人減)、マレーシア(同1,045人減)でその減少が著しい。また、前年比の減少率で見ると、中国(台湾)(前年比11.2%減)やペルー(同8.4%減)が大幅に減少している。上位10か国の順位については、前年6位の中国(台湾)の大幅な減少により、6位インドネシア、7位中国(台湾)と順位が入れ替わっている。それ以外に順位の変動はなかった。

表2：出身国（国籍）別 不法残留者数の割合（2005年1月1日現在）

	国籍	総数	構成 (%)	総数 (前年)	前年比	前年比((率)
	総数	207,299		219,418	-12,119	-5.5%
1	韓国	43,151	20.8	46,425	-3,274	-7.1%
2	中国	32,683	15.8	33,522	-839	-2.5%
3	フィリピン	30,619	14.8	31,428	-809	-2.6%
4	タイ	12,787	6.2	14,334	-1,547	-10.8%
5	マレーシア	7,431	3.6	8,476	-1,045	-12.3%
6	インドネシア	7,169	3.5	7,246	-77	-1.1%
7	中国(台湾)	6,760	3.3	7,611	-851	-11.2%
8	ペルー	6,624	3.2	7,230	-606	-8.4%

9	ブラジル	4,905	2.4	4,728	177	3.7%
10	スリランカ	4,209	2.0	4,242	-33	-0.8%
	その他	50,961	24.6	54,179	-3,218	-5.9%

出所：法務省入国管理局

不法就労者の就労内容別構成^{1 2 1}

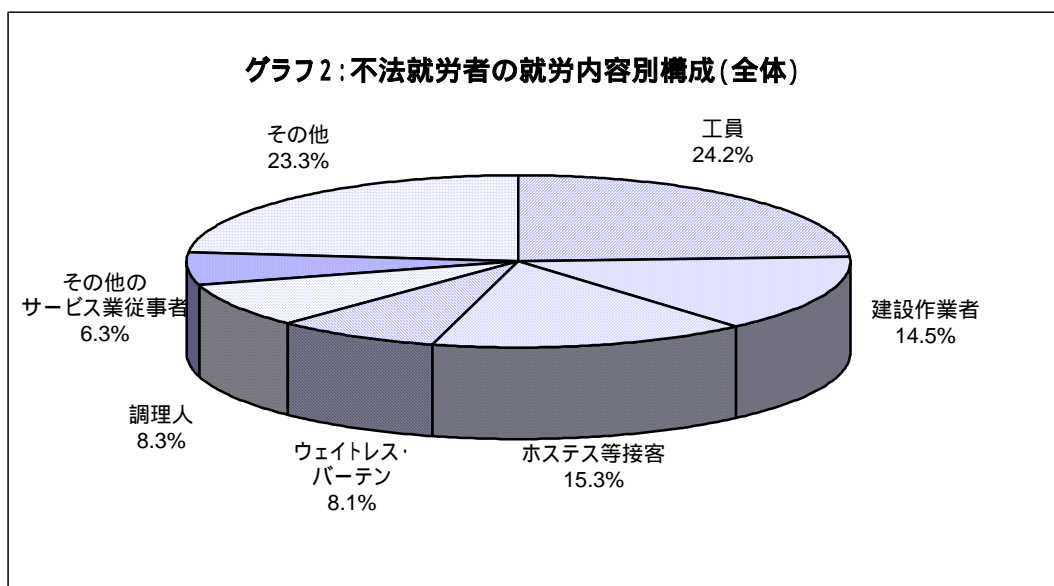
前年(2003年)と比べると、男女とも主要な就労内容のすべてに関してその数が増加している。就労内容別では、男性は工員が7,402人(前年比2,256人増)と最も多く、建設作業者が6,185人とそれに続いている。女性は前年同様、スナック等で働くホステス等接客が最も多く(6,368人)、前年より1,495人と大幅に増加している。前年に引き続き、全体の3分の1を超えている。次いで工員(3,038人)、ウェイトレス等給仕(2,070人)の順となっている。

表 4：不法就労者の就労内容別構成 (2004年)

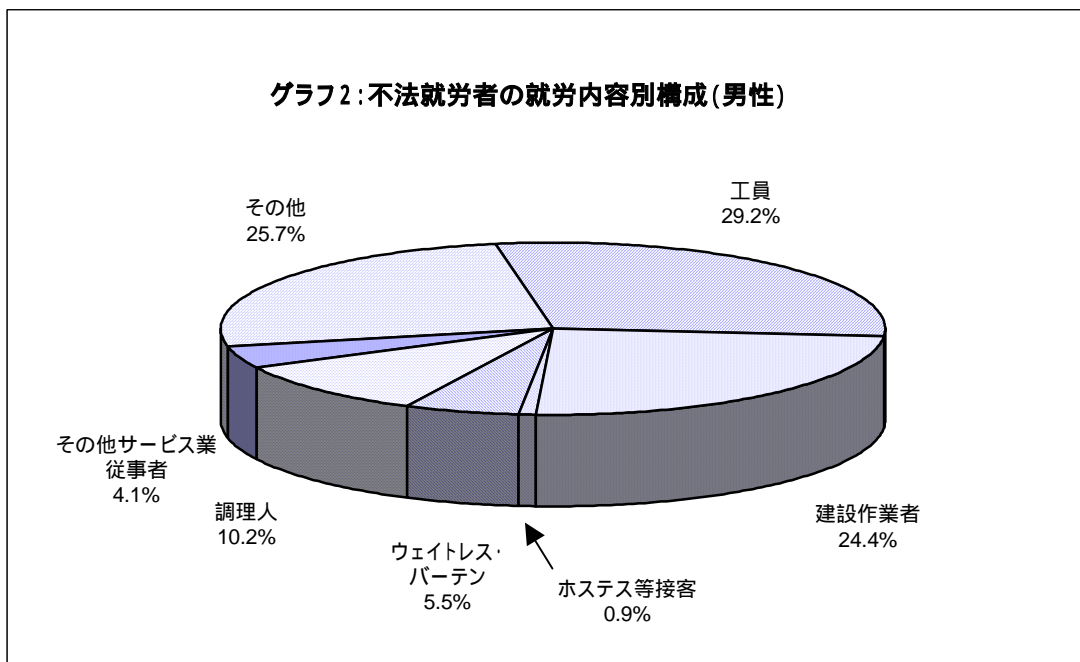
	工員	建設作業 者	ホステス等 接客	ウェイトレス・ バーテン	調理人	その他サービ ス業従事者	その他
男性	7,402	6,185	229	1,401	2,591	1,032	6,509
女性	3,038	43	6,368	2,070	1,001	1,670	3,520
計	10,440	6,228	6,597	3,471	3,592	2,702	10,029

出所：法務省入国管理局、2005年

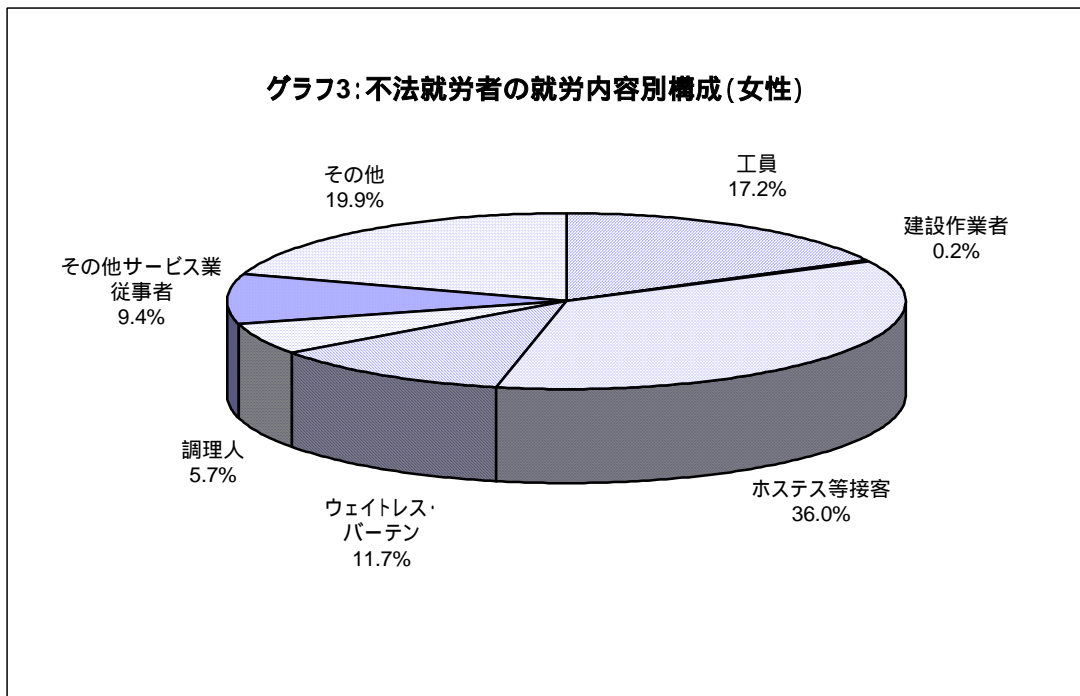
グラフ 1：不法就労者の就労内容別構成 (全体)



グラフ 2：不法就労者の就労内容別構成（男性）



グラフ 3：不法就労者の就労内容別構成（女性）



不法就労者の報酬別構成^{1 2 2}

報酬日額別では^{1 2 3}、「5千円超-7千円」が1万6,456人(38.2%)と最も多く、次いで「7千円超-1万円」が1万5,424人(35.8%)となっている。男女別で見ると、男性は「7千円超-1万円」が最も多い(43.5%)のに対し、女性は「5千円超-7千円」が最も多くなっている(38.4%)。また、「3千円超-5千円」及び「7千円超-1万円以下」の構成比率からも男女間で報酬に差があることが分かる。

表 3：不法就労者の報酬（日額）別構成（単位：人）

	3千円 以下	5千円 以下	7千円 以下	1万円 以下	3万円 以下	3万円 超え	不詳	総数
全体	930	4,818	16,456	15,424	1,832	1,047	2,552	43,059
男性	215	1,888	9,648	11,036	1,015	462	1,085	25,349
女性	715	2,930	6,808	4,388	8,17	585	1,467	17,710

出所：法務省入国管理局

4. 人身取引被害者の保護

人身行動計画では、人身取引による問題を抱えた女性は国籍・年齢を問わず一時保護の対象になると定められた。シェルターの提供先としては、各都道府県に設置されている婦人相談所のほか、民間シェルターとの連携・一時保護の委託が要請された点もレポート本体で取り上げた。

出入国管理及び難民認定法の一部改正を含む刑法等の改正に伴い、2005年4月より人身取引の被害者に対する一時保護措置が導入されたことは既述の通りである。3月に策定された第三次出入国管理基本計画においても、人身取引は重大な人権侵害との理解から被害者の保護を一層充実し、確実なものとしていくと定められている。関係省庁・関係職員への通達が出されるなど保護の推進も図られている^{1 2 4}。

保護に関する統計

入国管理局によると、2005年度中10月末までに入国管理局が保護又は支援した人身取引等被害者に関する状況は表4の通りである。正規在留した54名の在留資格は「興行」だったと報告されている^{1 2 5}。

表 4：入国管理局が保護・支援した人身取引等被害者数（期間：平成 17 年 1 月から 10 月末）

国籍	処理状況		合計
	正規在留	在留特別許可	
インドネシア	37	2	39
フィリピン	15	13	28
タイ	0	15	15
コロンビア	0	3	3
中国	2	0	2
総数	54	33	87

出所：入国管理局、2005 年

今年度保護された被害者の経緯内訳をみると、大使館(11名)、NGO(19名)、入国管理局(14名)、警察・交番(12名)、そして警察と他機関の連携によるもの(合同摘発等)が44名であった¹²⁶。その半数以上が婦人相談所に辿り着いたが、大使館やNGOにより保護された者もいる。

ここ数年間で公的シェルターである婦人相談所で保護された人身取引の被害者数は表5の通りであり¹²⁷、その数が急増していることは明らかである。

表 5：婦人相談所により一時的に保護された人身取引被害者の数

年度	保護された人数	内訳(国籍)
2002	2	タイ(2)
2003	6	タイ(3)、フィリピン(3)
2004	24	タイ(15)、台湾(4)、インドネシア(3)、コロンビア(1)、韓国(1)
2005 (11月末現在)	90	フィリピン(42)、インドネシア(36)、台湾(6)、タイ(3)など

11 月末までに入国管理局により在留特別許可を与えられた人身取引の被害者数は、38 名と報告されている。また、民間NGOへの被害者の一時保護委託も4月以降実施され、政府は東京や神奈川の民間シェルターに対して10万米ドル程の資金援助を行ったとされる。

厚生労働省によると、2005年4月1日から11月1日までの間に29人の一時保護委託が実施された。内訳としては、母子生活支援施設に紹介された者が15人、民間シェルターにより保護された者が10人、そして婦人保護施設に辿り着いた者が4人と報告されている¹²⁸。

同時に、帰国の意思がありながらも所持金不足である人身取引の被害者を対象にした自主的な帰国と帰国後の社会復帰に対する支援も、国際移住機構(IOM)との連携の下に実施されている。5月に開始されてから既に47人に対して支援がなされ、内訳としてはフィリピン人15名、インドネシア人23名、タイ人6名、台湾人2名、そしてコロンビア人1名と報告されている。¹²⁹

5. 広報

テレビ、ラジオ、新聞、そして雑誌等、様々な手段を用いた広報活動も人身取引対策の一環として行われている。英語、スペイン語、タガログ語、タイ語、中国語、そしてロシア語に翻訳された被害者用のリーフレットの作成に加え、一般社会に対する啓発用としてポスターも作成された¹³⁰。

6. 国際協力¹³¹

外務省国際社会協力部参事官を団長とする政府協議調査団(内閣官房、警察庁、法務省、外務省及び厚生労働省)を派遣し、先方政府、関係機関及びNGO等との協力体制について協議を行う等、関係諸国との連携・協力を進めている。行動計画が発表される前の2004年9月にフィリピン・タイへの訪問を始めとし、2005年1月にはコロンビア・米国、7月にはロシア、ウクライナ、ルーマニア、フランスに政府協議調査団が派遣されている。

また、政府はODA(無償資金協力等)や国連人間の安全保障基金での助成、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に関して、子どもの人身取引防止対策を含む支援を行っている。コロンビアのNGOに対する情報提供や空港キオスク開設のための資金援助、及びタイの仏教団体との協力要請もなされたと報告されている。国連人間の安全保障基金の支援によるILOプロジェクトは、後述「ILOの取組」を参照されたい。

その他、アジア地域における協力枠組みであるバリ・プロセスへの支援のほか、各種セミナー・シンポジウムやコンタクトポイント連絡会議の開催を通じ¹³²、意見交換や協力体制の強化が図られている。

7. 日本労働組合総連合会(連合)による取組

連合も、人身取引に関する政府への要求活動等を行っている。労働者の立場から実現を目指す政策を取りまとめた「政策制度 政策と提言」の2006 - 7年度版では、人身取引問題の実態の把握・撲滅、被害者の保護の推進、出入国審査の厳格化による未然防止、更に被害者の帰国・再定住までの支援等が提唱されている¹³³。

8. NGOの声

追加収集したNGOの声は、以下の通りである。

・ HELPディレクター/JNATIP共同代表 大津恵子さん

「現在、日本の人身取引被害者支援枠組みの中で、HELPが最も困惑している問題は2つある。一つは、被害者認定要件に関する理解のばらつきである。現行の被害者支援枠組みでは、国際的な人身取引被害要件を満たしていれば、性被害の有無に関わらず被害者性があるとされる。それにも関わらず、関係機関職員の認識にばらつきがあり、ある関係機関(入国管理局等)により被害者認定された女性が、他の関係機関(警察や都道府県女性相談センターなど)では認定されないことがある。このことは、被害者認定に関する責任の所在のあいまいさに関連し、本来統一的、包括的な支援を受けるべき女性が支援枠組みから除外される可能性が高くなる。二つには、制度上可能となった公的財源の活用が困難であることである。特に、本国大使館経由でHELPに直接一時保護依頼された被害者の滞在費用は、従来同様、全額民間シェルター持ちを余儀なくされている。」

・ JNATIP運営委員/アジア財団シニア・プログラム・オフィサー 玉井桂子さん

「刑法改正による人身売買罪の新設、性風俗営業者への規制と罰則を強化するための風営法改正など、法整備が進んでいるが、行動計画に盛り込まれた被害者の保護施策が法律によって担保されていないことが問題であり、この面での法整備を求めている。対策の必要性と責任の所在、予算の裏付けを明らかにするためにも法律が必要であると考え。JNATIPの新たな活動目標は、現実に即した確実な対策がとられるように、保護に携わる人たちの声を集めて、行動計画をモニタリングすることである。今後は被害者の出身国との連携を深め、帰国した人たちの自立支援へ向けた国際協力を推進していく。さらなる課題は、日本社会が人身売買を社会問題として認知すること。地域社会を対象に、問題への

理解を求めるキャンペーンを展開し、さまざまな立場の人たちが参加する幅広いネットワークを築いていきたい。」

9 . I L O の取組

I L O 強制労働報告書¹³⁴

I L O は、世界各地で、調査研究、現場での予防、社会復帰支援など様々な取組を引き続き行っているが、2005 年には強制労働に焦点をあてたグローバル報告「強制労働に反対するグローバルな同盟(A global alliance against forced labour)」が発表された。この報告書は、I L O が 1998 年に採択した「仕事における基本的原則及び権利に関する I L O 宣言」のフォローアップの一環として 2000 年より毎年、宣言に含まれる基本的な権利に関する世界の現況を概説したものである。強制労働をテーマとするものとしては 2 冊目であるが、今回初めて世界及び地域別に人身取引の実態を示す統計データを発表した。

約 240 万人以上が人身取引の被害者であり、その 43% は商業的性的搾取目的、32% は経済的搾取目的、そして、25% が前述二つの目的の混合となっている。また、人身取引の大部分は、強制的にセックスセクターに従事させることが目的であるため、被害者の多くは女性や少女である。更に、世界における人身取引による利益は 320 億米ドルにのぼり、このうち、155 億米ドルは先進工業国において生じていると推計される。

日本に関しては、2004 年から強化された人身取引対策の一環として、昨年 4 月に設置された人身取引対策に関する関係省庁連絡会議と同 12 月に発表された人身取引対策行動計画等が紹介されている。また、同報告書は、人身取引の被害に遭いセックスセクターに従事する女性の「主要な目的地の一つ」と日本を位置づけ、その被害者の多くが東南アジア、ラテンアメリカ、そして東欧出身者であり、興行ビザで合法に入国したものの、実際には性的なサービスを強要されていることを指摘している。また、セックスセクターを事実的に支配している組織犯罪グループ(ヤクザ)の人身取引への関与にも触れた。

「人間の安全保障基金」を通じた I L O プロジェクト

国際協力の節でも触れたが、日本政府は、2003 年には国連の人間の安全保障基金を通じ、I L O が実施する「カンボジア及びベトナムにおける児童及び女性の人身売買のコミュニティ・レベルでの防止」プロジェクトに対し、約 120 万ドルの任意拠出を行った。このプロジ

エクトは、子どもと女性の人身売買が深刻な問題の一つとなっているカンボジアとベトナムの計7地域を対象に、子どもと女性の人身売買予防に向けた住民参加型の取組を通じ、コミュニティ全体としての予防能力を強化することをめざし、人身売買の危険性・予防に関する啓蒙活動、食糧確保と所得創出のための技能訓練を用いた人身売買の危険にさらされている家庭への支援などといった活動を行っている。現在、フィリピン及びタイに帰国する人身取引の被害者の現地での社会復帰を支援するプロジェクトが協議中である。

文末脚注

¹⁰⁸ 法務省ホームページ参照。(http://www.moj.go.jp/PRESS/050215-1.html)

¹⁰⁹ 以下の場合については、改正前の基準が適用される。1)3月14日までに興行の在留資格に関する在留資格認定証明書交付申請を行った場合、2)3月14日までに交付された興行の在留資格に関する在留資格認定証明書又は査証を受けた旅券を持った外国人が3月15日以降に上陸申請を行った場合、そして、3)3月14日までに申請し、3月15日以降に交付された興行の在留資格に関する在留資格認定証明書を持った外国人が上陸申請を行った場合。

¹¹⁰ 毎日新聞 2005年7月15日記事

¹¹¹ 警察庁ホームページ参照。(http://www.npa.go.jp/safetylife/seikan14/gaiyo.pdf)

¹¹² 法務省ホームページ参照。(http://www.moj.go.jp/PUBLIC/NYUKAN32/pub_nyukan32.html)

¹¹³ 外務省ホームページ参照。(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/kaisei.html)

¹¹⁴ 2005年12月20日に開かれた犯罪対策閣僚会議(第6回)の配布資料(資料1-5)。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/dai6/6gijisidai.html 参照。

¹¹⁵ 法務省ホームページ参照。(http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan35.html#03-2)

¹¹⁶ セカンダリ審査(2次的審査)とは、上陸審査ブースでは明らかに上陸条件に適合する外国人のみ上陸許可し、入国目的等に疑義がある外国人等は別途の場所におけるセカンダリ審査(2次的審査)へまわし、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施して、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものである。一方、プレクリアランス(事前確認)とは、外国の空港に入国審査官を派遣して現地で事前チェックを行い、上陸拒否事由に該当する外国人については日本への渡航を事前に取りやめさせ、また本邦において行う活動が虚偽のものでないことについて現地の空港で確認することにより、入国する空港又は海港での審査の簡素化を図り、待ち時間の短縮及び不法滞在者の発生を抑制するものである。

¹¹⁷ コードプロジェクトのウェブサイト参照。(http://www.thecode.org)

¹¹⁸ 共同通信 2005年10月26日、2005年12月の警察庁資料「長野県警察におけるインドネシア人女性に係る人身取引事犯(人身売買罪の初適用)」参照。

¹¹⁹ 警視庁生活環境課が7月14日付で発表した2005年上半期報告、及び2005年12月13日に開催された第二回人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議で警察庁により公式に発表された統計による。

¹²⁰ 外務省から提供された2005年12月16日付資料(“The Recent Actions Japan has taken to combat TIP”)による。2005年度の数はまだ公表されていない。

¹²¹ 法務省ホームページ参照。(http://www.moj.go.jp/PRESS/050422-1/b07.html)

¹²² 同上(http://www.moj.go.jp/PRESS/050422-1/b08.htm)

¹²³ 日額とは、月給、時給等受領した総報酬額を稼働日数で割り、日額に換算したものである。

¹²⁴ 2005年7月1日付で法務省から各検察庁に対して出された通達(法務省刑公第35号)が一例として挙げられる。

¹²⁵ 第二回人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議で公表された資料による。

¹²⁶ 第二回人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議で警察庁が発表した統計による。

¹²⁷ 外務省から提供された2005年12月16日付資料(“The Recent Actions Japan has taken to combat TIP”)による。

¹²⁸ 第二回人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議で厚生労働省が発表した統計による。

¹²⁹ 第二回人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議でIOMが配布した資料による。

¹³⁰ 外務省ウェブサイトに掲載されている2005年8月12日付の「日本の最近の人身取引対策(概要)」参照。(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshin/torihiki.html)

¹³¹ 同上

¹³² 人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議の第一回目は2004年12月17日、2回目は2005年12月13日に開催された。

¹³³ 「5章 人権・平等、人を育む教育の確立」及び「8章 労働者の権利が確立した国際社会の実現」に人身取引についての提言が含まれる。連合ホームページ参照。

(<http://www.jtuc-rengo.or.jp/new/kangaeru/seikatsu/teigen.html>)

¹³⁴ ILOウェブサイト参照。

(http://www.ilo.org/dyn/declaris/DECLARATIONWEB.GLOBALREPORTSLIST?var_language=EN)